

福島県広域行政推進指針

福島県

はじめに

地方分権が実行の時代に入り、住民に最も身近な行政主体である市町村の役割はますます重要となっています。

また、地方分権の進展にとどまらず、住民の日常生活圏の拡大、少子高齢化の進行、新たな行政需要の発生、厳しい財政状況など、市町村を取り巻く状況は大きく変化しており、広域的な見地からのまちづくり、多様化する住民ニーズへの対応、住民負担の抑制とサービスの向上、新たな行政需要への対応、行財政基盤の強化など、市町村は解決すべき課題に直面しております。これらの課題を解決するため、これまで以上に広域的な連携が必要となっています。

地域の行政のあり方は地域で決定するのが地方自治の本旨であり、それぞれの市町村が今後どのような広域的な連携を図るのかは、各地域において自主的に検討されなければなりません。

そこで、福島県は、市町村が自らのあり方を検討することや住民の方々がそれぞれの市町村がどのようにあるべきかを考えていくことを支援していくために、市町村や住民の方々が具体的な検討を行う際の検討材料として、広域行政推進指針を策定いたしました。

本指針では、市町村の課題や広域行政の必要性などについて総論的な整理を行いました。この指針を参考として、それぞれの地域において、その課題を明らかにされ、それらの課題を解決するために、これからの市町村の行政体制をどのようにするべきなのか、地域の将来像を見据えながら、市町村、住民の方々が主体的に検討されることを期待しています。

この検討を、それぞれの市町村をあらためて見つめ直し、その将来をどう描くのかを考える機会として活用していただければ幸いです。

目 次

1	市町村を取り巻く状況と広域行政の必要性	1
1 - 1	市町村を取り巻く状況と課題	1
1 - 1 - 1	住民の日常生活圏の拡大	1
1 - 1 - 2	地方分権の進展	2
1 - 1 - 3	少子高齢化の進行	3
1 - 1 - 4	新たな行政需要の発生	4
1 - 1 - 5	厳しい財政状況	5
1 - 2	広域行政の必要性	6
1 - 3	広域行政の制度	7
1 - 3 - 1	これまでの広域行政制度	7
1 - 3 - 2	広域連合制度	7
1 - 3 - 2 - 1	広域連合のメリット	7
1 - 3 - 2 - 2	広域連合の活用の視点	8
1 - 3 - 2 - 3	広域連合のデメリット	9
1 - 3 - 3	市町村合併	9
1 - 3 - 3 - 1	市町村合併のメリット(期待される効果)	9
1 - 3 - 3 - 2	市町村合併について懸念されるデメリットとその対応策	10
2	広域行政の推進に向けた取組み	12
2 - 1	市町村の取組み	12
2 - 2	県の取組み	13
3	広域的な連携の範囲についての考え方	15
3 - 1	市町村合併の場合	15
3 - 1 - 1	市町村合併の範囲検討の視点	15
3 - 1 - 2	市町村合併の類型	15
3 - 1 - 3	各類型の行政サービスの例	16
3 - 1 - 4	行財政の効率化の試算	17
3 - 2	広域連合の場合	24
4	資料集	25
4 - 1	人口関係資料	25
4 - 1 - 1	全国の人口推計(中位推計)と本県の人口推計	25
4 - 1 - 2	市部・郡部別の過去の人口の推移	26
4 - 1 - 3	市町村別年齢構成	27
4 - 1 - 4	市町村別高齢化率	28
4 - 2	市町村の財政状況	29

4 - 2 - 1	市町村の歳入の状況及び財政指標の推移	29
4 - 2 - 2	市町村別・一人当たりの歳出状況	30
4 - 2 - 3	市町村の性質別歳出の状況（平成 11 年度決算）	48
4 - 3	市町村合併に関する資料	49
4 - 3 - 1	市町村の合併の特例に関する法律	49
4 - 3 - 2	合併に関する財政措置	61
4 - 3 - 3	合併による行財政の効率化の試算	66
4 - 3 - 4	合併までの主な手続き	76
4 - 3 - 5	住民投票制度の概要	77

別冊資料

- 1 広域行政推進指針策定に関する基礎調査結果
- 2 広域行政推進指針策定に関する基礎調査結果

1 市町村を取り巻く状況と広域行政の必要性

1-1 市町村を取り巻く状況と課題

1-1-1 住民の日常生活圏の拡大

状況

モータリゼーションの進展、道路網や公共交通機関などの交通基盤の整備、情報・通信手段の発達などにより住民の日常生活圏は市町村の区域を越えて拡大しています。また、そのことによって、住民は日常生活において市町村の区域や境界を意識することが少なくなっています。

本県においても、道路の舗装率が、現在の市町村がほぼ形作られた昭和33年度末には国道20.2%、県道1.4%、市町村道0.1%^{*1}でしたが、平成12年4月にはそれぞれ97.5%、92.6%、57.2%^{*2}に達しており、東北自動車道、常磐自動車道、磐越自動車道の整備も進み、東北新幹線、野岩鉄道、阿武隈急行の開通など交通基盤は飛躍的に整備されました。自動車の保有台数は、昭和34年にはおよそ50人に1台(約4万台^{*1})でしたが、平成11年度末にはおよそ3人に2台(約147万台^{*3})にまで増加しています。同時に通勤・通学、通院、買い物など日常生活の行動は、各地域の中核的な都市を中心にして行われ、その範囲が広域化しています。

日常生活圏が拡大した結果、住民は、自分の居住市町村ではない、通勤先、通学先などの市町村でも様々な行政サービスを楽しむなど、行政サービスの受益と負担が一致しない場合も生じてきています。

また、日常生活における情報通信技術の発展もめざましく、特にインターネットの普及により、時間や場所の制約を受けずに買い物などが可能となりました。本県においても、家庭や職場においてインターネットを利用している割合が合わせて19.3%、今後利用したいとする割合が46.3%^{*4}に達しており、国などにおいてIT推進のための様々な施策が講じられることから、今後の一層の普及が見込まれています。

*1 新市町村のあゆみ 福島県市町村課 昭和36年

*2 福島県道路維持課 国道現況調査

*3 平成12年版福島県勢要覧

*4 福島県情報管理課 情報化に関するアンケート調査結果報告書 1998年10月

課題

人々の行動範囲が拡大する中で、行政サービスの広域的提供や、受益と負担の関係を適正にすることが求められています。さらに、大規模店舗などの都市的機能を有する施設の郊外への立地や、周辺市町村のベッドタウン化などにより、土地利用や都市計画などのまちづくり、地域の振興などを広域的な見地から一体的に展開することが求められています。

POINT

行政サービスを広域的に提供することが求められています。

土地利用や都市計画などのまちづくりを広域的な見地から、一体的に展開することが求められています。

サービスを受けることと、サービスに対する負担をすることの関係を適正にすることが求められています。

1-1-2 地方分権の進展

状況

平成12年4月1日に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が施行され、地方分権は実行の段階に入りました。国と地方の関係が上下・主従の関係から、対等・協力の関係に変わり、国が主導する画一的な行政の仕組みから、地域住民の自主的な選択に基づき、住民の多様なニーズに迅速に対応できる、住民が主導する個性的で地域の主体性に基づく総合的な行政の仕組みに転換されることとなりました。

地方分権によって、国と地方の関係を規定していた法令の改正が行われるとともに、これまで都道府県の事務であったものの一部が市町村の事務となったり、国が市町村の事務を拘束していた様々な通達が廃止され、市町村が自らの判断で事務・事業を執行できる範囲が広がりました。

また、これまで、国の事務を市町村が執行している場合には、その事務についての条例を制定できませんでしたが、法令に反しない限り条例が制定できるようになりました。

このように、市町村の自主的な判断と責任に基づいた行政運営が可能となりました。

課題

市町村は、自己決定、自己責任の原則の下、住民に最も身近な行政主体として、多様化する住民ニーズに的確に応えるために、直面する状況を把握し、課題を明確にしながら、住民の必要とする政策を立案し、分かりやすく説明し、実行することが求められています。このように行政の質を向上(高度化)するとともに、職員の職務能力の向上を図ることも求められています。

また、住民が自らの地域の在り方を決定していくためには、情報公開をより一層進める必要があります。

POINT

市町村は、多様化する住民ニーズに、自らの判断と責任で的確に応えることが求められています。

市町村が自らの判断で行うために、職員の職務能力を向上させることが求められています。

- ・職員一人の能力には限界があります。高度な判断を行うためには、職員がそれぞれの事務を専門的に行える体制を整えることが求められています。

1-1-3 少子高齢化の進行

状況

本県の人口は、平成12年に実施された国勢調査の速報値^{*1}によれば、前回の平成7年調査の213万人を割り込み、212万人台となりました。また、全国的にも人口の減少が予測されています^{*2}。1人の女性が一生に平均何人の子供を産むかを表す数値である合計特殊出生率は、本県の場合、平成11年に1.63にまで低下しており、全国平均の1.34よりは高い値ではあるものの、人口を維持するのに必要な水準2.08を大きく下回っており、出生数の増加による人口の増加もあまり期待できません。

一方、高齢化は平成22年度頃までは全国平均を上回るペースで進むと見込まれています^{*1}。

人口の減少と、高齢化が進む中、地域社会の主な担い手たる人々の減少と高齢者の増加という形で地域社会が急速に変わっていくことが予想され、地域によっては集落の維持が困難になるなどの問題が生じることも懸念されます。さ

*1 平成12年国勢調査全国都道府県市区町村別人口(要計表による人口)

*2 日本の将来推計人口 都道府県別将来推計人口 国立社会保障問題研究所 平成9年

らに、少子化に伴い、現在の小中学校の維持が困難になるなどの問題が生じることも予想されます。

課題

社会の担い手たる人々が減少する中で、住民負担の増加を抑制しながら、福祉サービスを維持・向上するとともに、少子社会への的確な対応などが求められています。

POINT

人口が減少する中で、地域を支える人の負担を抑制しながら、現在の行政サービスを維持し、さらに向上させるための取組みが求められています。

1-1-4 新たな行政需要の発生

状況

経済大国となった日本は、全国的に一定の行政水準が達成されましたが、他方、経済的な豊かさとともに精神的な豊かさを味わうことができる、ゆとりと美しさに満ちた暮らしの実現が求められるようになるなど、国民の価値観、生活様式が多様化しています。また、こうした国民意識の変化など新たな時代潮流の中で、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できる社会の実現、多様な交流と連携、自然との共生などの視点から新たな施策が求められています。

このような中で、新たな行政需要として、男女共同参画社会の形成、ユニバーサルデザイン、NPO・NGOとの協働、生涯学習、情報化、国際化への対応、環境保全対策、廃棄物・リサイクル対策、地震・火山等の災害対策などが生じてきています。

課題

新たな行政需要に的確に対応するためには、専任の組織や職員を配置するとともに、専門的な知識・技能を備えた職員を確保する必要があります。また、これまでの行政サービスも維持する必要があることから、限られた人員、財源を効率的に活用することが求められています。

POINT

新たな行政需要に、的確かつ効率的に対応することが求められています。

1-1-5 厳しい財政状況

状況

国及び地方の借入金残高は平成13年度末に666兆円、そのうち、地方の借入金残高は、188兆円に上る見込みです。特に、交付税特別会計借入金42.5兆円のうち、地方負担分が28.5兆円となることが見込まれています。

県内市町村の平成11年度の財政指標は、起債制限比率について0.1ポイントの改善が見られたものの、経常収支比率、公債費負担比率は悪化しています。

また、市町村の歳入に占める地方交付税の割合は、市部で19.4%、町村部で36.9%、地方税の割合は、市部で37.5%、町村部で20.3%^{*1}となっており、町村部において交付税への依存度が高くなっています。

課題

市町村が自らの判断で主体的に行政サービスを提供し、まちづくりなどを行っていくためには、税財源の移譲など制度上の問題もありますが、それぞれの市町村においても、行政の効率化を図りながら、行財政基盤を強化することが求められます。

POINT

行政の効率化を図りながら、行財政基盤を強化することが求められます。

*1 平成11年度決算統計より

1 - 2 広域行政の必要性

1 - 1 で市町村を取り巻く一般的な状況と課題を提示しましたが、住民福祉の増進を図るためには、これらの課題を総合的に解決する必要があります。

しかし、それぞれの市町村単独での取組みには限界があることから、これまで以上に広域的な連携が必要となっています。

広域的な連携には「一部事務組合」、「機関の共同設置」、「広域連合」など様々な手段がありますが、それらの中でも「広域連合」、とりわけ「市町村合併」が有効な手段です。

1-3 広域行政の制度

1-3-1 これまでの広域行政制度

市町村が事務を共同で処理するための制度としては、「一部事務組合」を設置することや「機関の共同設置」などがあり、県内でも様々な事務についてこれらの制度が活用されてきました。

しかし、これまでの「一部事務組合」や「機関の共同設置」などに対しては、国、県から直接権限移譲が受けられないこと、所掌事務の変更に自らのイニシアティブが発揮できないため、変化する行政需要に機動的に対応できないこと、県の参加には制約があるなど組織に柔軟性がないこと、複数の市町村で構成されるため、利害が対立する問題については調整に時間を要し、場合によっては調整が整わないこともあること、「一部事務組合」の代表者や議会の議員を住民が直接選出することができず、住民から直接請求ができないため、住民のチェックが(構成市町村の首長や議会を通じて)間接的にしか及ばないこと、責任の所在が不明確になりがちなことなどの問題点が指摘されてきました。

1-3-2 広域連合制度

そこで、「一部事務組合」の有する、組織に柔軟性が欠ける、住民のチェックが及びにくいなどの問題を解決し、多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国、県からの権限移譲の受け入れ態勢を整備するため、平成6年に地方自治法が改正され、新たな広域行政体制として「広域連合」が制度化されました。

1-3-2-1 広域連合のメリット

「広域連合」の導入により「一部事務組合」などのもつ問題点について一定の解決が図られました。

広域連合は、自らの判断で、広域的に取り組むべき事務に関して広域連合の事務とするよう、構成市町村に要請を行うことができます。また、広域連合は、広域計画を定めることとされており、その広域計画に基づき事務を行うよう、広域連合から構成市町村に勧告することができます。

一部事務組合と異なり、長と議員の直接選挙制度が導入でき、条例の制定改廃等について、住民からの直接請求が可能なので、住民の意思をより反映できるようになります。さらに、広域連合の事務を変更することについて、住民から請求できます。

事業を円滑に推進するために、国や県などの関係機関、学識経験者などからなる協議会を設け、広域計画の円滑な推進のために必要な協議を行うことができます。

県が参加することができ、市町村だけでは解決が困難な地域課題に県と市町村が共同して取り組むなどの柔軟な対応が可能となります。

1-3-2-2 広域連合の活用の視点

このように、住民の意思をより反映し、地域の課題に対応するための広域行政を展開することができる広域連合については、地域の課題や実情に応じた活用が可能です。具体的には、次のような視点から広域連合について検討することが考えられます。

広域連合のメリットを活かす

地域によっては、合併を検討したものの、単に地域を一体化しただけでは課題に十分に対応できないと判断されることもあり、そのような場合に、地域の特定の課題に対応するための方策として、広域連合を活用することが考えられます。

また、県が参加できる柔軟な制度であることから、市町村だけでは対応が難しいと考えられる場合には、県と市町村が共同して事業を実施するなど地域課題の解決のために県の参加を求めることも可能です。

合併のための地域の一体感の醸成

将来的には合併の必要性があるものの、地域の事情によってはすぐに合併することができない地域や、合併の必要があることは確認されても、性急な合併によって地域に新たな問題が生じることを避けたい地域などが考えられ、このような場合には事前に地域の一体感を十分に醸成する必要があります。

このため、広域連合によって地域の課題に共同して取り組むことで地域の一体感を醸成し、合併を円滑に行えるようにすることも考えられます。

1-3-2-3 広域連合のデメリット

広域連合も、いろいろなメリットはあるものの、複数の団体で構成するものであり、「一部事務組合」などと同様に、ややもするとその主体性が発揮できず責任の所在が不明確になること、構成団体との連絡調整が必要なために迅速・的確な意思決定を行うことができないことなどの問題点が指摘されています。

1-3-3 市町村合併

広域連合のデメリットを踏まえると、広域連合のような問題が生じることのない市町村合併は、地域の課題を総合的に解決するための有効な手段です。

1-3-3-1 市町村合併のメリット(期待される効果)

一般的に、市町村合併については、次に掲げるような効果が期待されています。

(1)行政サービスの維持・向上

小規模市町村では設置が困難な、男女共同参画社会の形成や国際化などに関する施策の担当者、情報化、保健・福祉、都市計画などの分野の専門的な職員の配置が可能となるなど、様々な分野に専任の職員や組織の設置ができ、多様化する行政需要に的確に対応することが可能になります。

市町村の境界がなくなることにより、

- ・これまで利用が制限されていた他市町村の公共施設を利用することができます。
- ・住民票の交付等の窓口サービスが居住地だけでなく、勤務地や買い物先でも受けることができます。
- ・同種の公共施設の重複建設を避けることができ、また、より大規模な施設の建設が可能となり、たとえば、文化施設では、より優れた催事を行うことができます。

中核市への移行や、市制施行に伴い、国や県からの権限移譲や、保健所、福祉事務所の設置により、自主的な事業展開を行うことが可能となるとともに、住民に身近な事務が早く処理されるようになり、住民の利便性が向上します。

(2)広域的な視点に立った地域振興の推進

市町村の区域が拡大することにより、

- ・道路の連結が旧市町村界でも円滑に行われるようになり、機能的な道路網の整備が図れます。

・広域的視点に立ち、道路や公共施設の整備、土地利用など、地域の広域的な視点に立った、地域の個性を生かしたまちづくりを、より効果的に行えるようになります。

・環境問題、廃棄物対策、災害対策など、広域的な取組みを必要とする課題に対しより効果的・効率的な施策を展開することができます。

(3)行政の効率化、行財政基盤の充実

2つ以上の市町村の統合によって、重複する管理部門や各種委員会、その事務局の効率化が図られ、

・効率化により生み出された経費やマンパワーを住民に直結する行政サービス部門や事業実施部門に充てることができるので、経費や職員数を増加させることなく、行政サービスの充実とともに行財政の充実強化を図ることができます。

(4)地域のイメージアップ

市制施行や、より大きな市町村が誕生することによって、地域のイメージが向上します。

1-3-3-2 市町村合併について懸念されるデメリットとその対応策

市町村合併に対して、市町村や地域住民の方々が懸念するデメリットがあります。しかし、一般的にはいずれも次のように対応することで、解決できると考えられます。また、これらの問題については、合併について具体的に協議・検討する場である合併協議会で、メリットを最大のものとし、デメリットを最小のものとするよう事前に十分な解決方法、対応策を検討することが重要です。

役場が遠くなることにより不便になる

【対応例】

旧役場を支所として残すことや、情報通信技術を活用するなどにより解決可能です。

周辺地域の振興が遅れる

【対応例】

周辺部に配慮した市町村建設計画を策定し、その達成状況については、地域の声を反映するために合併前の旧市町村の区域を単位として設置される地域審議会によって定期的に確認したり、新たな施策について地域審議会の意見を反映させるなどの方法によってバランスのとれたまちづくりが可能です。

住民の声が届きにくくなる・きめ細かなサービスができなくなる

【対応例】

広報広聴制度や住民参加等の活用により、地域社会に密着した問題を行政と住民がともに解決するための仕組みを作り上げることや、直接住民サービスに携わる職員の確保、資質の向上を図ることによってサービスを向上させるなどの取組みにより、きめ細かなサービスを維持していくことが可能です。

地域の歴史や文化などが失われる

【対応例】

地域名は残し、合併によって節減された経費を地域文化振興に振り向けることが可能です。

なお、地域の文化は行政的な枠組みである市町村のエリアによって支えられているものではないので、市町村の合併によりこれらが失われることはないという意見もあります。

市町村の財政状況に差があるため不利になる

【対応例】

合併特例法に基づき、交付税措置などの財政措置や合併前の市町村の状況に応じて認められる不均一課税を活用するなどにより、ゆるやかに財政状況の格差の調整を行うことが可能です。

福祉などのサービス水準が切り下げられる

【対応例】

合併する市町村にサービスの水準の違いがある場合には、合併協議会で事前の調整が必要です。一般的にはサービス水準は高い方に、負担は低い方に調整されています。

このほか、市町村合併については、次のような問題もあります。

これまで培ってきた市町村行政の個性や特色が失われるおそれもある。

合併に至るまでには各地域の問題を解決する必要がある。

このような問題についても十分に留意して、合併について検討する必要があります。

2 広域行政の推進に向けた取組み

2-1 市町村の取組み

市町村では、まず、それぞれの市町村を取り巻く状況と、その状況から発生する課題を明らかにし、それらの課題を解決するにはどのような方策があるのか、その方策の一つとして、市町村合併の有効性について検討を行う必要があります。なお、この検討の過程においては、広域連合についても検討する場合も生じてきます。

これらの検討の場として、

市町村長を中心とした検討の場

議会議員による検討の場

などが考えられますが、市町村合併は、地域の将来を左右するものであり、その有効性についての検討は、広く住民とともに取り組むことが大切です。

そこで、市町村は、それぞれの行政を取り巻く状況と課題について住民の理解を深め、課題を総合的に解決するための方策として市町村合併が有効であるかどうかを判断するための分かりやすい情報提供を行う必要があります。

情報の内容としては、たとえば、

現在の財政状況と今後の見通しに関する情報

住民負担と行政サービスの関係に関する情報

適切な予測に基づく将来の人口推計

市町村合併、広域連合の制度などに関する分かりやすい情報

その他、市町村の状況について住民に明らかにするための情報

例) ・市町村の組織や職員数

・議員数

・専門職員の配置の状況

・給与の状況

などが考えられます。

上記の情報や判断材料の提供とともに次のような検討の場の設置が考えられ、

住民による検討の場

市町村、市町村議会、住民がともに検討する場

市町村は、必要に応じてこれらの検討を総合的に調整する役割を担うなどして、よりよい検討が行われるよう適切な支援を行うことが大切です。

なお、検討に当たっては単独の市町村で検討するだけでなく、地域課題を共有する市町村が共同して取り組むことも有効です。

2-2 県の取組み

県は、広域行政を推進するために、次のような取組みを行います。

広域行政に関する理解を深めるための取組み

- ・ 広域行政に関するシンポジウムの開催

この指針の内容を広く県民に情報提供し、広域行政の必要性や、市町村合併、広域連合に関する理解を深めるために地域ごとにシンポジウムを開催します。

- ・ 広域行政に関するセミナーの開催

広域行政について、市町村長、市町村議会議員を対象とした広域行政に関するセミナーを地域ごとに開催します。

広域行政に関する情報の提供

- ・ 広域行政に関するホームページの充実

広域行政に関する分かりやすい情報を広く県民に提供するために広域行政に関するホームページを充実します。(URL <http://www.pref.fukushima.jp/kouiki/>)

- ・ 広域行政に関するニューズレターの作成

広域行政に関する様々な情報をタイムリーに市町村などに提供します。

- ・ 広域行政に関するシミュレーションの実施

市町村や住民の方々の依頼に基づいて合併による具体的な行財政の効率化についてシミュレーションを実施します。

広域行政に関する市町村や民間の取組みへの支援

- ・ 広域行政相談コーナーの設置

市町村や住民の方々が広域行政に取り組む際の身近な相談窓口として、地方振興局に広域行政相談コーナーを設けます。

- ・ 広域行政の検討に関する財政的支援

市町村や民間団体が広域行政について具体的な検討を行う際に必要な経費に対し補助を行います。

- ・ 広域連合の設置準備・合併の協議に対する財政的支援

広域連合の設立のための準備経費や、市町村が合併のための協議を行う際の経費として交付金を交付します。

- ・ 講師派遣など

市町村や民間団体等からの要請に応じて講師の派遣を行うなど、各地域の検討の状況に応じて必要な支援を行います。

3 広域的な連携の範囲についての考え方

市町村が自らを取り巻く状況と課題を明らかにし、それらの課題を総合的に解決するために、合併が有効であると判断した場合、あるいは、合併の有効性を踏まえた上で現時点では広域連合により広域行政を充実する必要があるなどと判断した場合には、次のステップとして具体的な連携の範囲を検討することになります。

そこで、この検討が円滑に行われるよう、連携範囲の考え方を参考資料として以下に示します。

3-1 市町村合併の場合

3-1-1 市町村合併の範囲検討の視点

市町村合併の範囲を検討する際には、いくつかの視点が考えられます。

今までのそれぞれの市町村の結びつきはどのようなものか
地域の将来像をどのように考えるのか
その地域で解決すべき共通する課題は何か
合併後の市町村の人口規模をどうするのか
市町村の人口規模に応じたどのような行政サービスができるのか
合併による行財政の効率化にはどのようなものがあるのか

これらの視点のうち、～ は、それぞれの市町村の課題、歴史や伝統、住民感情、地形、地勢など、様々な要因によって異なるため、具体的な範囲を一般的に述べることは困難です。

そこで、～ について検討を行います。

3-1-2 市町村合併の類型

3-1-1の、により次のような類型化を行いました。

中核市・特例市志向型(人口 30 万人・20 万人以上)
都市機能強化型
市制施行型

- a) 地方自治法第 8 条による場合（人口 5 万人以上）
 - b) 合併特例法第 5 条の 2 による場合（人口 4 万人以上）
 - c) 合併特例法附則第 2 条の 2 による場合（人口 3 万人以上）
- 行財政基盤強化型

「市制施行型」の場合、次の点について留意する必要があります。

- a) 地方自治法第 8 条による場合

地方自治法第 8 条により、市制施行を行うための要件は人口 5 万人以上、産業構造などいくつかの要件を満たしている必要があります。

- b) 合併特例法第 5 条の 2 による場合

平成 17 年 3 月 31 日までに合併する場合には、産業構造などの要件は満たしている必要がありますが、人口要件は 4 万人以上に緩和されます。

- c) 合併特例法附則第 2 条の 2 による場合

平成 16 年 3 月 31 日までに合併する場合には、産業構造などの要件を満たしていなくとも、人口が 3 万人以上であれば市制施行ができます。

3 - 1 - 3 各類型の行政サービスの例

- (1) 中核市・特例市志向型(人口 30 万人・20 万人以上)

中核市へ移行した場合、保健・福祉に関する権限、都市計画などの土地利用に関する権限も大幅に移譲されます。特に、福祉に関する権限の移譲とともに保健所設置市になることにより、総合的な保健・福祉行政の実施や廃棄物対策などの環境保全行政等の充実が可能となるなど、住民サービスがより身近に、かつ迅速に行えるようになります。

特例市に移行する場合には、都市計画などの土地利用に関する一定の権限が移譲され、これまで以上に地域の実情に応じたまちづくりが可能となります。

- (2) 都市機能強化型

市とその周辺の町村が 1 つの生活圏を形成している場合には、その圏域内の市町村が合併することによって、中核となる都市の都市的機能を充実させるとともに、周辺地域の豊かな自然を活用したまちづくりに取り組むなど、地域全体の総合的な観点から地域振興施策を展開することが可能となります。

また、一部事務組合の設置など、市町村の行政的な結びつきが強い場合に

は、合併することによって既存の一部事務組合を廃止し、より一体的、効率的な行政が可能となります。

複数市町村にまたがり大規模事業が予定されている場合などには、合併によって地域を一体とすることにより、事業を核とした総合的な地域振興施策が可能となります。

(3)市制施行型

市となった場合には、福祉事務所を設置することとなるため、福祉行政を総合的に展開することが可能となります。

また、名称が「市」となることにより、イメージアップが図られるなど、地域づくりの新たな展開の可能性も生まれます。

(4)行財政基盤強化型

合併することによって、管理部門のコストの縮減や効率的な施設の配置・利用が可能となり、行財政の効率化が図られます。

さらに、職員の事務の分担を見直し、一人一人の職員が専門的にそれぞれの業務を担当することで、行政サービスをより向上させることができます。

なお、(2)と(4)の行政サービスの例については、全ての類型に共通するものです。

3-1-4 行財政の効率化の試算

(1)試算の内容・方法

各類型ごとに、類似団体別市町村財政指数表^{*1}の指数を用いて試算しました。

試算に当たっては、行政経費の効率化を見るため、人口一人当たりの人件費、扶助費などの性質別の歳出の状況及び人口千人当たりの職員数を比較しています。

(2)試算の結果

試算の結果は、類似する団体と比較することによって、合併による行財政の効率化がどの程度図られるのかおよその予想をたてる参考資料として活用できます。

^{*1} 「人口」と「産業構造」を用いて、政令指定都市を除く市町村を都市 29 類型、町村 39 類型に分類し、その類型に該当する団体のうち標準的な財政運営を行っている団体についてその財政状況を統計的処理により指数化したもの。(参考 新地方自治法講座 8 財務(1)滝野欣弥編著 ぎょうせい刊)

合併の対象となる類似団体の性質別歳出の一人当たりの経費を比較することによって、経費の効率的な活用の可能性を検討することができます。

合併特例債などの優遇措置は、合併後のまちづくりの資金の予測がたてられます。

なお、町村が市となる場合には、福祉事務所の設置によって福祉関係事務の人員増、経費増があるため、町村の規模によっては扶助費や人件費などの効率化が見られない場合もあります。試算を見る場合には、合併前の行政サービスと合併後の行政サービスとの差を考慮してください。

中核市・特例市志向型(人口30万人・20万人以上)

区 分	A 市	B 町	C 村	D 町	E 村	F 町	合併後の姿 (a)	類似団体 (b) 都 市 (-3)	比 較 増 減 (c)=(b)-(a)	増 減 割合% (c)/(a)
7年国調人口(人)	170,938	25,285	24,863	25,475	30,447	30,479	307,487	300,177		
面積(10.10.1)(Km ²)	115	161	78	44	112	64	573	552		
1 財政の状況(1団体当たり・千円)										
歳 入 総 額	57,408,809	10,525,791	8,922,006	9,497,585	11,815,912	9,918,327	108,088,430	110,983,369		
歳 出 総 額	55,708,360	10,086,445	8,497,449	9,068,098	11,328,078	9,436,518	104,124,948	106,880,611		
2 行財政の効率化の試算(人口一人当たりの円・人口千人当たり人)										
人 件 費 (a)	74,857	76,924	70,410	70,739	66,786	67,085	72,757	64,549	-8,208	-11.3%
一 般 職 員 数	7.63	8.98	7.90	7.83	7.74	7.78	7.81	7.00	-0.81	-10.3%

合併特例債試算	臨時的経費財政措置(普通交付税)
合併まちづくり事業債(合併した年を含め10年間)	30 億円
標準事業費	5年間合計・各年均等割交付
起債可能額(充当率95%)	
利息抜き基準財政需要額	合併補助金(国)
算入分(充当率70%)	
基金造成債	合併準備交付金 3,000 万円
標準基金規模	合併市町村交付金 11 億円
基金積立上限額	(合併成立年度から3年間交付の合計額)
(標準基金規模の1.5倍。上限40億)	特別交付税措置
起債可能額(充当率95%)	(合併年度又は翌年から3ヶ年度)
利息抜き基準財政需要額	1年目 6 億円
算入分(充当率70%)	2年目 4 億円
	3年目 2 億円

都市機能強化型

区 分	A 市	B 村	C 町	D 村	合併後の姿 (e)	類似団体 (b) 都市 (-2)	比 較 増 減 (c)=(b)-(a)	増 減 割合% (c)/(a)
7年国調人口(人)	42,971	6,728	6,728	6,751	63,178	62,904		
面積(0.10.1)(Km ²)	147	110	110	58	425	154		
1 財政の状況(1団体当たり千円)								
歳入総額	16,796,720	4,618,488	4,618,488	4,094,253	30,127,949	23,680,206		
歳出総額	16,161,832	4,443,070	4,443,070	3,930,576	28,978,548	22,805,422		
2 行財政の効率化の試算(人口一人当たりの円・人口千人当たり人)								
人件費(a)	78,578	126,444	126,444	111,205	92,259	70,552	-21,707	-23.5%
一般職員数	8.72	13.50	13.50	12.42	10.13	7.62	-2.51	-24.8%

合併特例債試算	臨時的経費財政措置(普通交付税)
合併まちづくり事業債(合併した年を含め10年間)	6億円
標準事業費	233億円
起債可能額(充当率95%)	221億円
利息抜き基準財政需要額 算入分(充当率70%)	155億円
基金造成債	
標準基金規模	14億円
基金積立上限額 (標準基金規模の1.5倍。上限40億)	21億円
起債可能額(充当率95%)	20億円
利息抜き基準財政需要額 算入分(充当率70%)	14億円
	5年間合計・各年均等割交付
	合併補助金(国)
	合併準備交付金 2,000万円
	合併市町村交付金 4億円 (合併成立年度から3年間交付の合計額)
	特別交付税措置 (合併年度又は翌年から3ヶ年度)
	1年目 3億円
	2年目 2億円
	3年目 1億円

市制施行型

a) 地方自治法第8条による場合(人口5万人以上)

a-1)

区 分	A 町	B 村	C 町	D 村	E 町	合併後の姿 (e)	類似団体 (b) 都市 (-2)	比 較 増 減 (c)=(b)-(a)	増 減 割合% (c)/(a)
7年国調人口(人)	10,055	10,439	15,039	19,604	24,863	80,000	97,976		
面積(0.10.1)(Km ²)	103	70	71	145	78	468	210		
1 財政の状況(1団体当たり千円)									
歳入総額	5,624,241	5,090,700	6,452,468	8,262,962	8,922,006	34,352,377	35,470,541		
歳出総額	5,401,514	4,879,012	6,176,508	7,910,066	8,497,449	32,864,549	34,084,017		
2 行財政の効率化の試算(人口一人当たりの円・人口千人当たり人)									
人件費(a)	106,138	92,018	81,060	82,155	70,410	82,600	67,027	-15,573	-18.9%
一般職員数	11.56	10.31	9.01	9.14	7.90	9.19	7.23	-1.96	-21.3%

合併特例債試算	臨時的経費財政措置(普通交付税)
合併まちづくり事業債(合併した年を含め10年間)	9億円
標準事業費	422億円
起債可能額(充当率95%)	400億円
利息抜き基準財政需要額 算入分(充当率70%)	280億円
基金造成債	
標準基金規模	21億円
基金積立上限額 (標準基金規模の1.5倍。上限40億)	31億円
起債可能額(充当率95%)	29億円
利息抜き基準財政需要額 算入分(充当率70%)	20億円
	5年間合計・各年均等割交付
	合併補助金(国)
	合併準備交付金 2,500万円
	合併市町村交付金 8億円 (合併成立年度から3年間交付の合計額)
	特別交付税措置 (合併年度又は翌年から3ヶ年度)
	1年目 5億円
	2年目 3億円
	3年目 2億円

a-2)

区 分	A 村	B 村	C 町	D 村	E 町	合併後の姿 (a)	類似団体 (b) 都市(-0)	比 較 増 減 (c)=(b)-(a)	増 減 割合% (c)/(a)
7年国調人口(人)	6,728	6,728	6,751	10,231	20,352	50,790	40,275		
面積(0.10.1)(Km ²)	110	110	58	137	74	489	309		
1 財政の状況(1団体当たり・千円)									
歳入総額	4,618,488	4,618,488	4,094,253	6,357,345	7,554,922	27,243,496	17,768,227		
歳出総額	4,443,070	4,443,070	3,930,576	6,140,445	7,186,179	26,143,340	17,295,033		
2 行財政の効率化の試算(人口一人当たりの円・人口千人当たり人)									
人件費(a)	126,444	126,444	111,205	113,408	72,684	100,250	82,928	-17,322	-17.3%
一般職員数	13.50	13.50	12.42	12.31	8.18	10.98	9.44	-1.54	-14.1%

合併特別債試算		臨時的経費財政措置(普通交付税)	
合併まちづくり事業債(合併した年を含め10年間)		6億円	
標準事業費	251億円	5年間合計・各年均等割交付	
起債可能額(充当率95%)	238億円	合併補助金(国)	
利息抜き基準財政需要額 算入分(充当率70%)	167億円	合併準備交付金 2,500万円	
基金造成債		合併市町村交付金 6億円 (合併成立年度から3年間交付の合計額)	
標準基金規模	18億円	特別交付税措置 (合併年度又は翌年から3ヶ年度)	
基金積立上限額 (標準基金規模の1.5倍。上限40億)	27億円	1年目 4億円	
起債可能額(充当率95%)	26億円	2年目 2億円	
利息抜き基準財政需要額 算入分(充当率70%)	18億円	3年目 2億円	

b) 合併特別法第5条の2による場合(人口4万人以上)

区 分	A 村	B 町	C 村	D 町	合併後の姿 (a)	類似団体 (b) 都市(-2)	比 較 増 減 (c)=(b)-(a)	増 減 割合% (c)/(a)
7年国調人口(人)	2,239	6,774	15,039	24,863	48,915	42,971		
面積(0.10.1)(Km ²)	104	197	71	78	451	147		
1 財政の状況(1団体当たり・千円)								
歳入総額	3,265,077	4,850,344	6,452,468	8,922,006	23,489,895	16,796,720		
歳出総額	3,133,986	4,670,616	6,176,508	8,497,449	22,478,559	16,161,832		
2 行財政の効率化の試算(人口一人当たりの円・人口千人当たり人)								
人件費(a)	233,083	137,787	81,060	70,410	90,461	78,578	-11,883	-13.1%
一般職員数	24.78	14.86	9.01	7.90	9.98	8.72	-1.26	-12.6%

合併特別債試算		臨時的経費財政措置(普通交付税)	
合併まちづくり事業債(合併した年を含め10年間)		5億円	
標準事業費	212億円	5年間合計・各年均等割交付	
起債可能額(充当率95%)	201億円	合併補助金(国)	
利息抜き基準財政需要額 算入分(充当率70%)	141億円	合併準備交付金 2,000万円	
基金造成債		合併市町村交付金 5億円 (合併成立年度から3年間交付の合計額)	
標準基金規模	14億円	特別交付税措置 (合併年度又は翌年から3ヶ年度)	
基金積立上限額 (標準基金規模の1.5倍。上限40億)	22億円	1年目 4億円	
起債可能額(充当率95%)	21億円	2年目 2億円	
利息抜き基準財政需要額 算入分(充当率70%)	14億円	3年目 1億円	

c) 合併特例法附則第2条の2による場合(人口3万人以上)

区 分	A 村	B 町	C 村	D 町	合併後の姿 (a)	類似団体 (b) 都市(0-0)	比 較 増 減 (c)=(b)-(a)	増 減 割合% (c)/(a)
7年国調人口(人)	4,584	4,171	6,728	15,137	30,620	26,146		
面積(0.10.1)(Km ²)	112	109	110	110	441	232		
1 財政の状況(1団体当たり・千円)								
歳入総額	4,202,624	3,600,215	4,618,488	6,878,829	19,300,156	13,972,218		
歳出総額	4,066,023	3,422,855	4,443,070	6,597,258	18,529,206	13,392,298		
2 行財政の効率化の試算(人口一人当たりの円・人口千人当たり人)								
人件費(a)	159,382	152,000	126,444	90,715	117,194	102,938	-14,256	-12.2%
一般職員数	17.03	16.05	13.50	9.94	12.62	11.31	-1.31	-10.4%

合併特例債試算	臨時的経費財政措置(普通交付税)
合併まちづくり事業債(合併した年を含め10年間)	4億円
標準事業費	149億円
起債可能額(充当率95%)	141億円
利息抜き基準財政需要額 算入分(充当率70%)	99億円
基金造成債	合併補助金(国)
標準基金規模	14億円
基金積立上限額 (標準基金規模の1.5倍。上限40億)	20億円
起債可能額(充当率95%)	19億円
利息抜き基準財政需要額 算入分(充当率70%)	14億円
	合併準備交付金 2,000万円
	合併市町村交付金 4億円 (合併成立年度から3年間交付の合計額)
	特別交付税措置 (合併年度又は翌年から3ヶ年度)
	1年目 3億円
	2年目 2億円
	3年目 1億円

行財政基盤強化型

-1)

区 分	A 村	B 町	C 村	合併後の姿 (e)	類似団体 (b) 町村(-2)	比 較 増 減 (c)=(b)-(a)	増 減 割合% (c)/(a)
7年国調人口(人)	4,584	10,055	15,039	29,678	30,447		
面積(0.10.1)(Km ²)	112	103	71	286	112		
1 財政の状況(1団体当たり・千円)							
歳入総額	4,202,624	5,624,241	6,452,468	16,279,333	11,815,912		
歳出総額	4,066,023	5,401,514	6,176,508	15,644,045	11,328,078		
2 行財政の効率化の試算(人口一人当たりの円・人口千人当たり人)							
人件費(a)	159,382	106,138	81,060	101,654	66,786	-34,868	-34.3%
一般職員数	17.03	11.56	9.01	11.11	7.74	-3.37	-30.3%

合併特例債試算	臨時的経費財政措置(普通交付税)
合併まちづくり事業債(合併した年を含め10年間)	3億円
標準事業費	128億円
起債可能額(充当率95%)	122億円
利息抜き基準財政需要額 算入分(充当率70%)	85億円
基金造成債	合併補助金(国)
標準基金規模	10億円
基金積立上限額 (標準基金規模の1.5倍。上限40億)	16億円
起債可能額(充当率95%)	15億円
利息抜き基準財政需要額 算入分(充当率70%)	10億円
	合併準備交付金 1,500万円
	合併市町村交付金 4億円 (合併成立年度から3年間交付の合計額)
	特別交付税措置 (合併年度又は翌年から3ヶ年度)
	1年目 3億円
	2年目 2億円
	3年目 1億円

-2)

区 分	A 町	B 村	C 村	D 町	E 町	合併後の姿 (a)	類似団体 (b) 町村 (-2)	比 較 増 減 (c)=(b)-(a)	増 減 割合% (c)/(a)
7年国調人口(人)	2,450	2,178	2,178	6,728	15,039	28,573	30,447		
面積(0.10.1)(Km ²)	132	131	131	110	71	575	112		
1 財政の状況(1団体当たり・千円)									
歳入総額	3,270,005	2,908,856	2,908,856	4,618,488	6,452,468	20,158,673	11,815,912		
歳出総額	3,160,175	2,809,251	2,809,251	4,443,070	6,176,508	19,398,255	11,328,078		
2 行財政の効率化の試算(人口一人当たりの円・人口千人当たり人)									
人件費(a)	217,272	234,574	234,574	126,444	81,060	126,829	66,786	-60,043	-47.3%
一般職員数	23.04	24.83	24.83	13.50	9.01	13.68	7.74	-5.94	-43.4%

合併特別償試算		臨時的経費財政措置(普通交付税)	
合併まちづくり事業債(合併した年を含め10年間)		4億円	
標準事業費	148億円	5年間合計・各年均等割交付	
起債可能額(充当率95%)	141億円		
利息抜き基準財政需要額 算入分(充当率70%)	99億円	合併補助金(国)	
基金造成債		合併準備交付金 2,500万円	
標準基金規模	16億円	合併市町村交付金 4億円 (合併成立年度から3年間交付の合計額)	
基金積立上限額 (標準基金規模の1.5倍。上限40億)	25億円	特別交付税措置 (合併年度又は翌年から3ヶ年度)	
起債可能額(充当率95%)	23億円	1年目 3億円	
利息抜き基準財政需要額 算入分(充当率70%)	16億円	2年目 2億円	
		3年目 1億円	

-3)

区 分	A 町	B 村	C 町	合併後の姿 (a)	類似団体 (b) 町村 (-2)	比 較 増 減 (c)=(b)-(a)	増 減 割合% (c)/(a)
7年国調人口(人)	2,450	2,178	4,507	9,135	10,055		
面積(0.10.1)(Km ²)	132	131	114	377	103		
1 財政の状況(1団体当たり・千円)							
歳入総額	3,270,005	2,908,856	4,017,838	10,196,699	5,624,241		
歳出総額	3,160,175	2,809,251	3,859,677	9,829,103	5,401,514		
2 行財政の効率化の試算(人口一人当たりの円・人口千人当たり人)							
人件費(a)	217,272	234,574	152,067	189,227	106,138	-83,089	-43.9%
一般職員数	23.04	24.83	16.40	20.19	11.56	-8.63	-42.7%

合併特別償試算		臨時的経費財政措置(普通交付税)	
合併まちづくり事業債(合併した年を含め10年間)		2億円	
標準事業費	57億円	5年間合計・各年均等割交付	
起債可能額(充当率95%)	55億円		
利息抜き基準財政需要額 算入分(充当率70%)	38億円	合併補助金(国)	
基金造成債		合併準備交付金 1,500万円	
標準基金規模	9億円	合併市町村交付金 2億円 (合併成立年度から3年間交付の合計額)	
基金積立上限額 (標準基金規模の1.5倍。上限40億)	14億円	特別交付税措置 (合併年度又は翌年から3ヶ年度)	
起債可能額(充当率95%)	13億円	1年目 3億円	
利息抜き基準財政需要額 算入分(充当率70%)	9億円	2年目 2億円	
		3年目 1億円	

-4)

区 分	A 村	B 町	合併後の姿 (a)	類似団体 (b) 町村 (-2)	比 較 増 減 (c)=(b)-(a)	増 減 割合% (c)/(a)
7年国調人口(人)	2,450	4,584	7,034	6,728		
面積(0.10.1)(Km ²)	132	112	244	110		
1 財政の状況(1団体当たり・千円)						
歳入総額	3,270,005	4,202,624	7,472,629	4,618,488		
歳出総額	3,160,175	4,066,023	7,226,198	4,443,070		
2 行財政の効率化の試算(人口一人当たりの円・人口千人当たり人)						
人件費(a)	217,272	159,382	179,546	126,444	-53,102	-29.6%
一般職員数	23.04	17.03	19.12	13.50	-5.62	-29.4%

合併特例債試算	臨時的経費財政措置(普通交付税)
合併まちづくり事業債(合併した年を含め10年間)	1億円
標準事業費	36億円
起債可能額(充当率95%)	35億円
利息抜き基準財政需要額 算入分(充当率70%)	24億円
基金造成債	5年間合計・各年均等割交付
標準基金規模	6億円
基金積立上限額 (標準基金規模の1.5倍。上限40億)	9億円
起債可能額(充当率95%)	9億円
利息抜き基準財政需要額 算入分(充当率70%)	6億円
	合併補助金(国)
	合併準備交付金 1,000万円
	合併市町村交付金 1億円 (合併成立年度から3年間交付の合計額)
	特別交付税措置 (合併年度又は翌年から3ヶ年度)
	1年目 3億円
	2年目 2億円
	3年目 1億円

(3)要請に基づく行財政効率化の試算

上記の試算は、類似団体の組み合わせに基づく架空のものであり、現実の市町村合併に適合するものではありません。

そこで、県では要請に基づき、合併による行財政効率化の試算を行うこととしておりますので、御活用ください。

3 - 2 広域連合の場合

広域連合を活用する際の視点は、1 - 3 - 2 - 2のとおりですが、このうち、
の「合併のための地域の一体感の醸成」の場合には、この段階で合併を前提
としてその範囲が既に決定されていると思われます。そこで、 の「広域連合
のメリットを活かす」場合について検討します。

この場合、広域連合の範囲は、次のような視点からの検討が考えられます。

共通する課題は何か

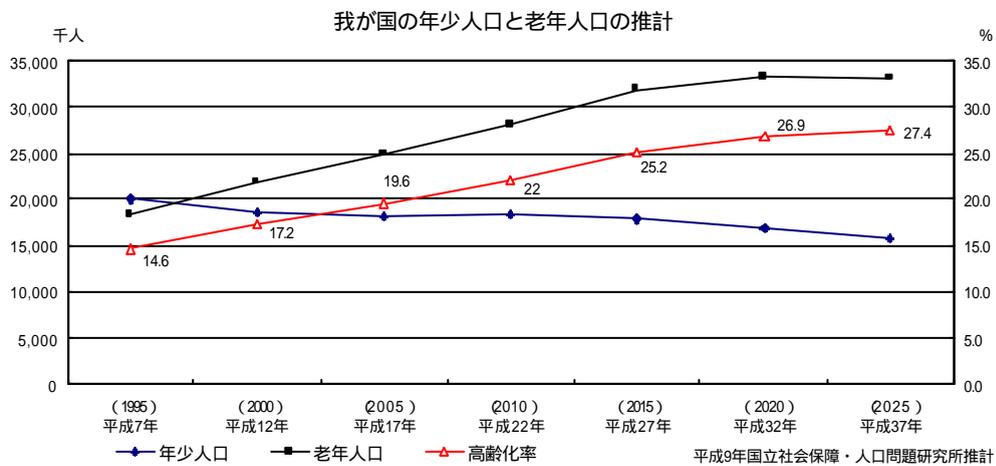
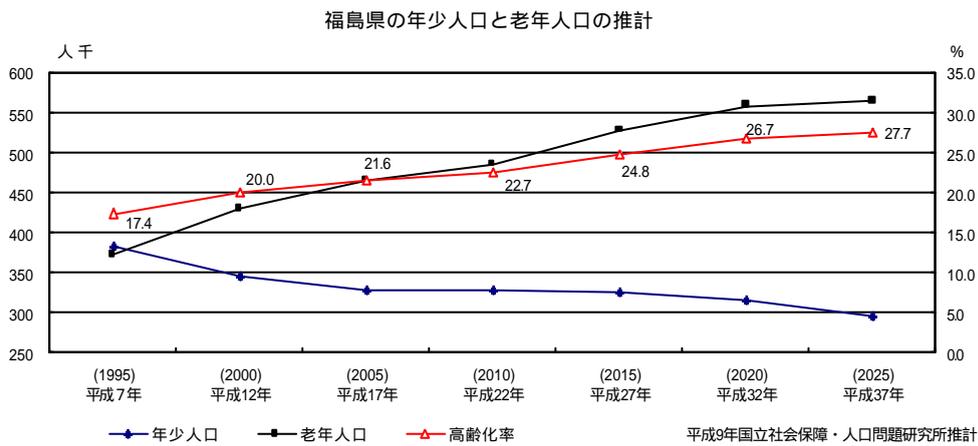
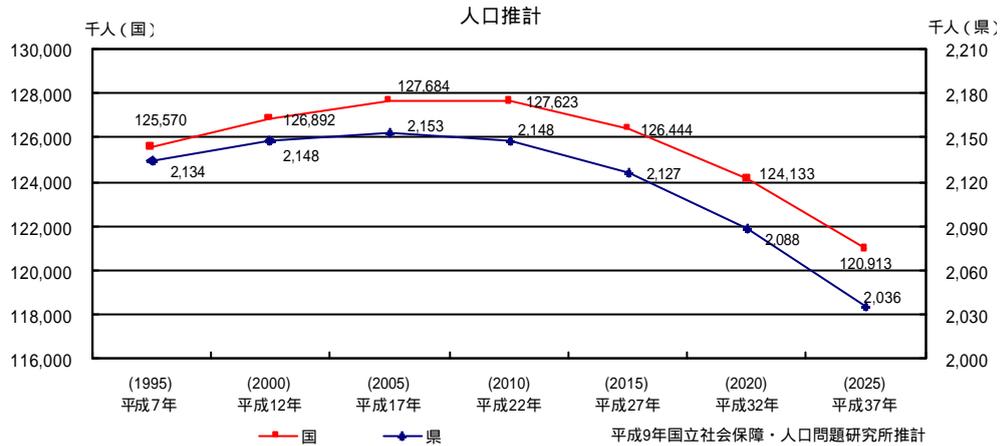
その課題に効果的・効率的に取り組むために適切な範囲はどの程度か

したがって、この場合の広域連合については、問題となる課題ごとにその範
囲を検討することになりますが、より効果的で効率的な広域連合とするため
には、一般的には、日常社会生活圏を形成している範囲に設定されている広域市
町村圏を一つの目安として、各地域の実態に応じて検討することが考えられま
す。

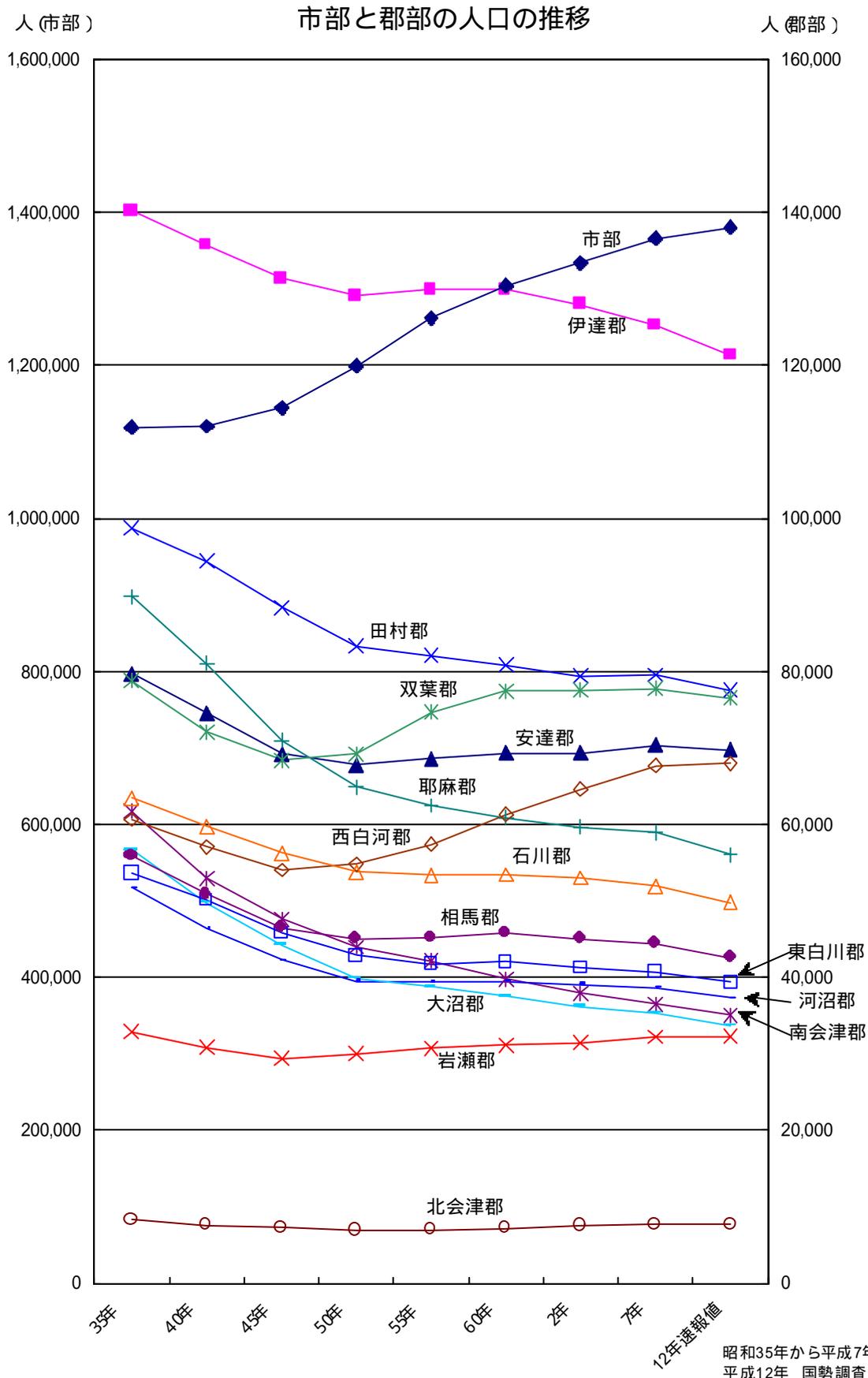
4 資料集

4-1 人口関係資料

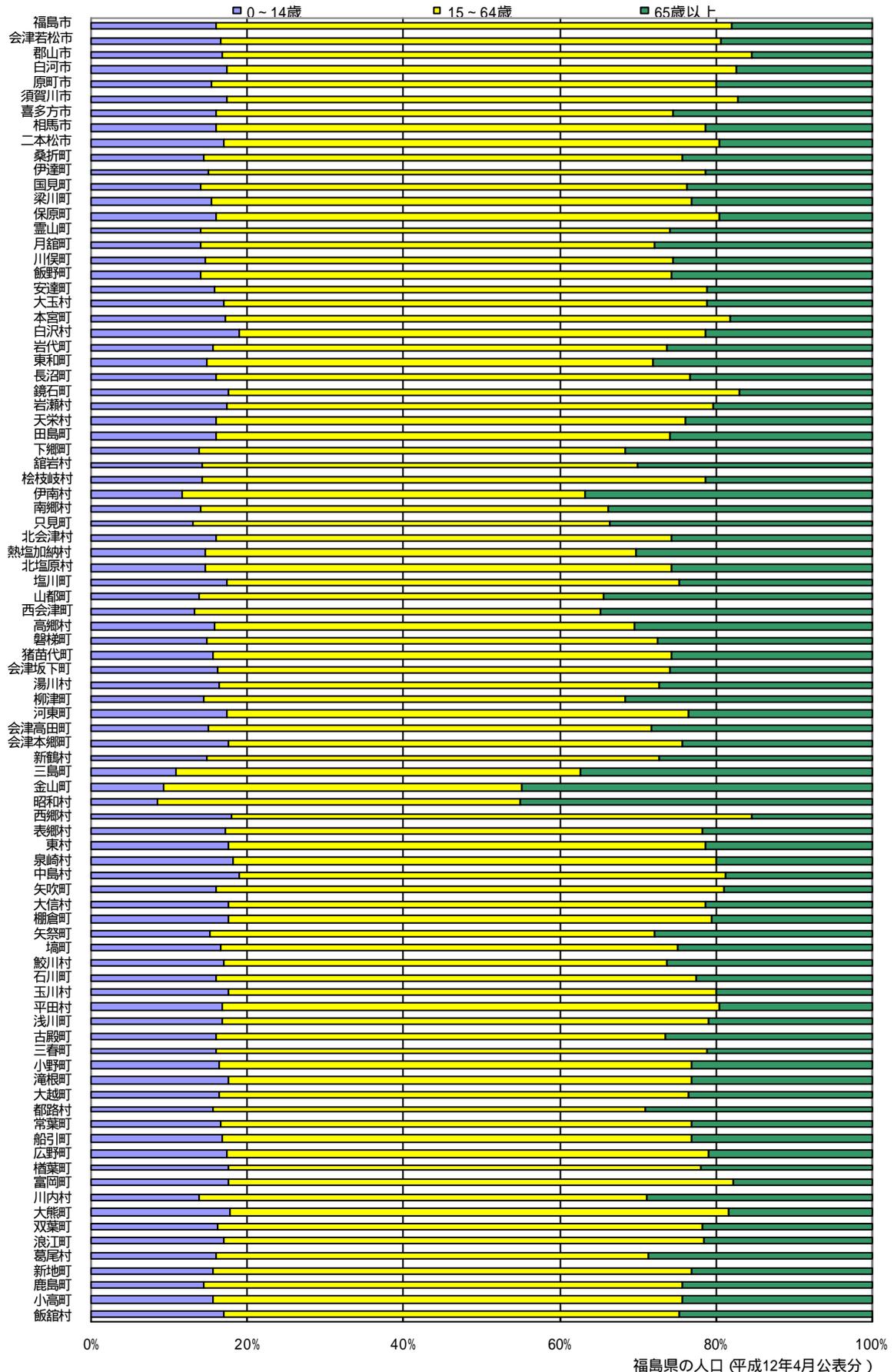
4-1-1 全国の人口推計(中位推計)と本県の人口推計



4-1-2 市部・郡部別の過去の人口の推移



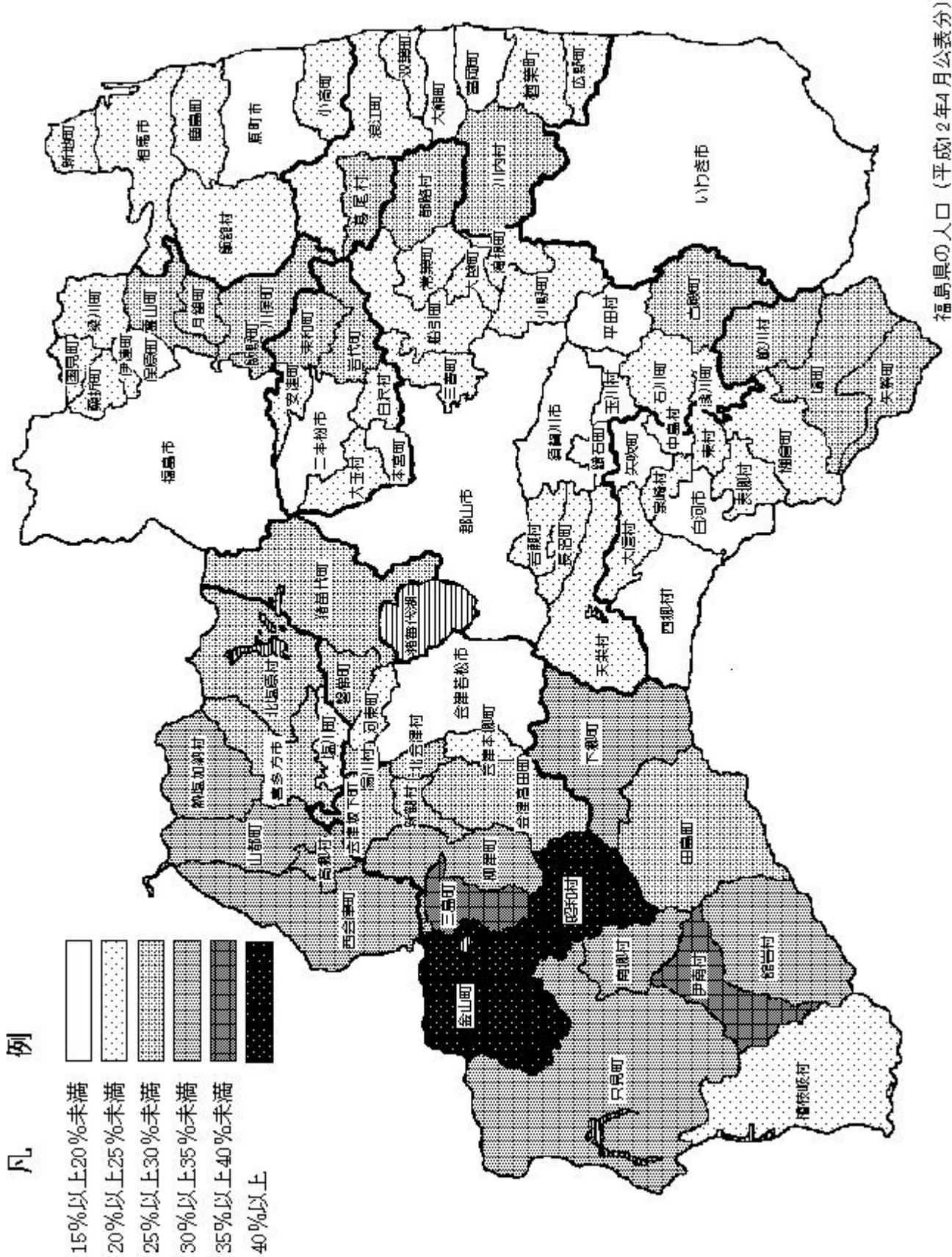
4-1-3 市町村別年齢構成



福島県の人口 (平成12年4月公表分)

4-1-4 市町村別高齢化率

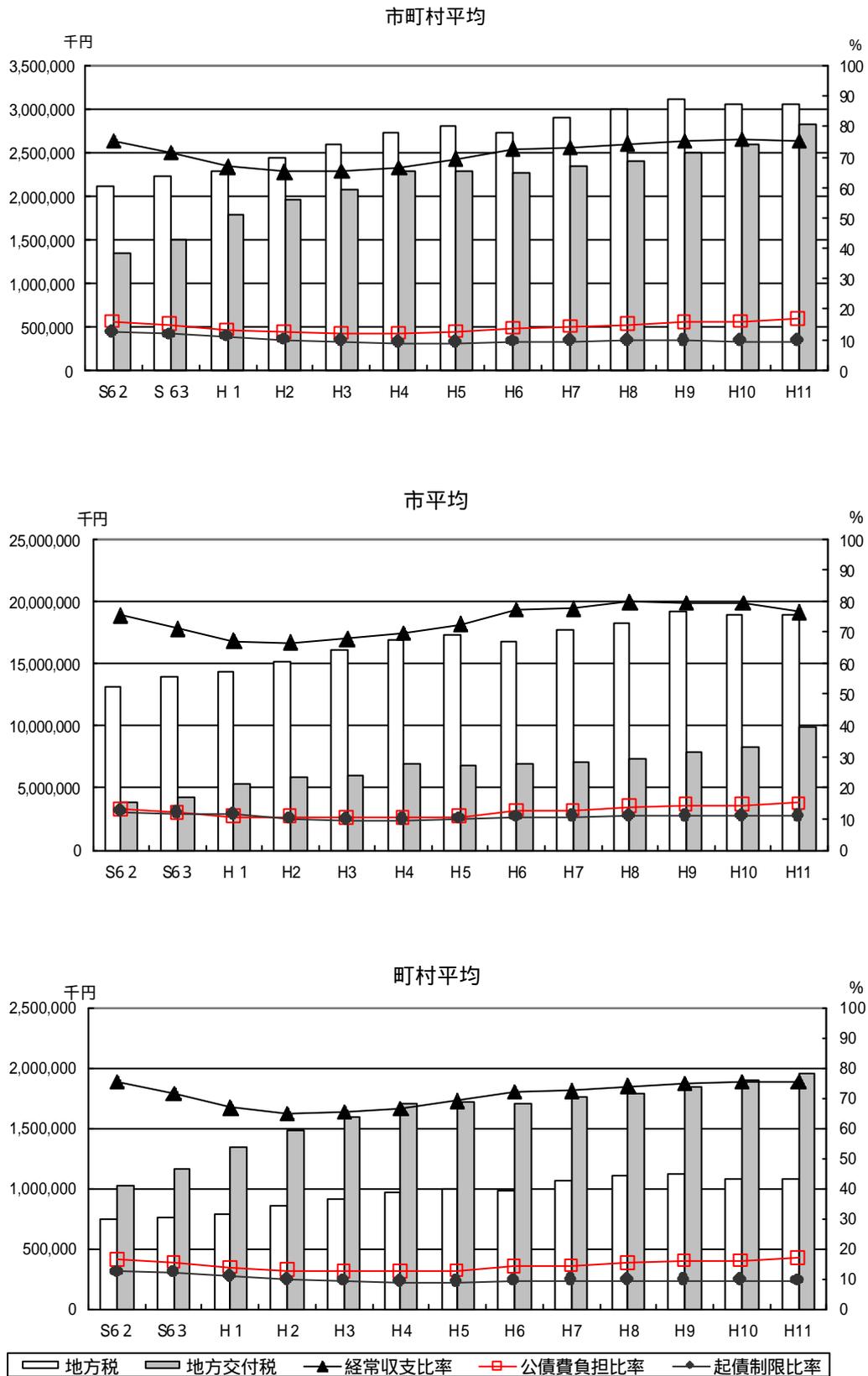
県内市町村の高齢化の状況



福島県の人口（平成12年4月公表分）

4-2 市町村の財政状況

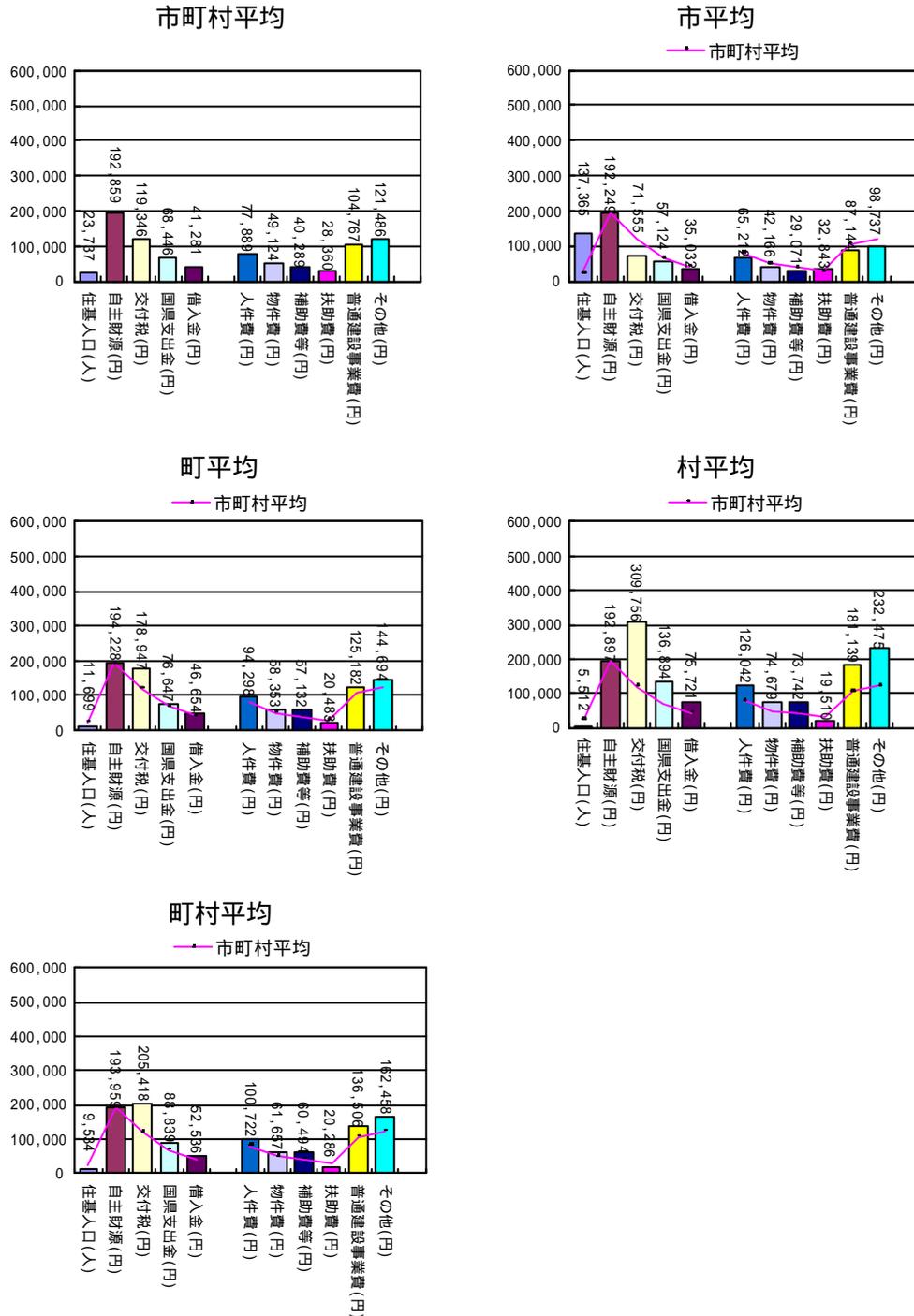
4-2-1 市町村の歳入の状況及び財政指標の推移



4-2-2 市町村別・一人当たりの歳入・歳出状況

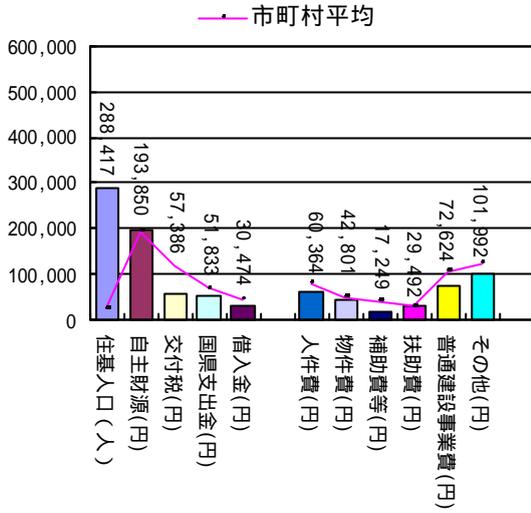
平成11年度の市町村決算額を90市町村、10市、52町、28村、80町村で合計し、それらの合計額を平成12年3月31日現在のそれぞれの住民基本台帳人口の合計で割り、人口一人当たりの歳入・歳出額を算出した。さらに各市町村ごとにも算出した。

県全体

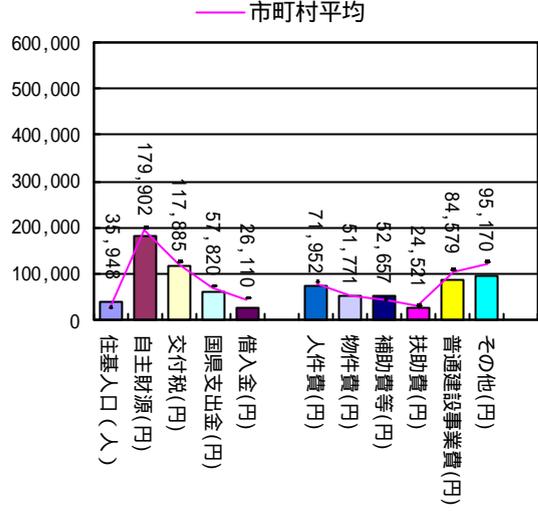


県北地方

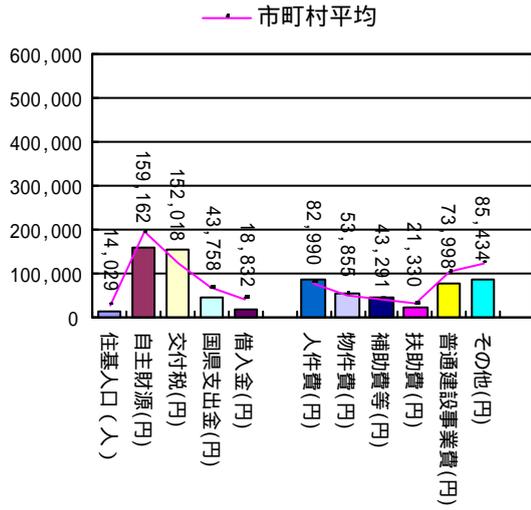
福島市



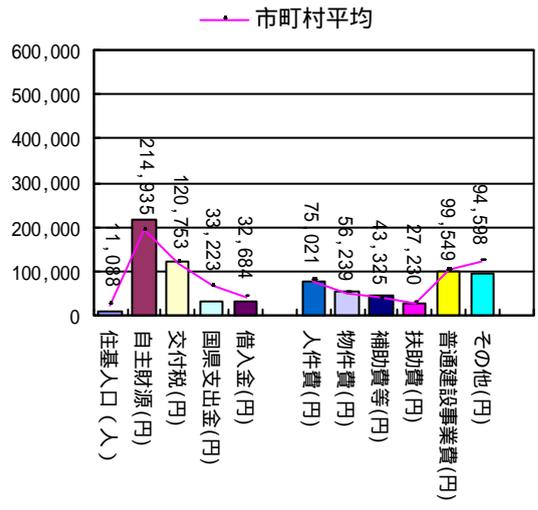
二本松市



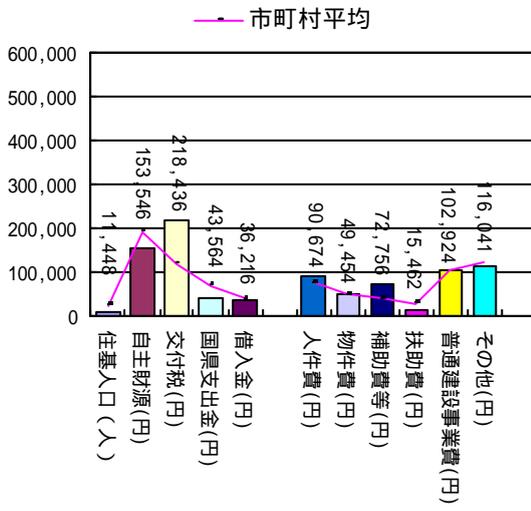
桑折町



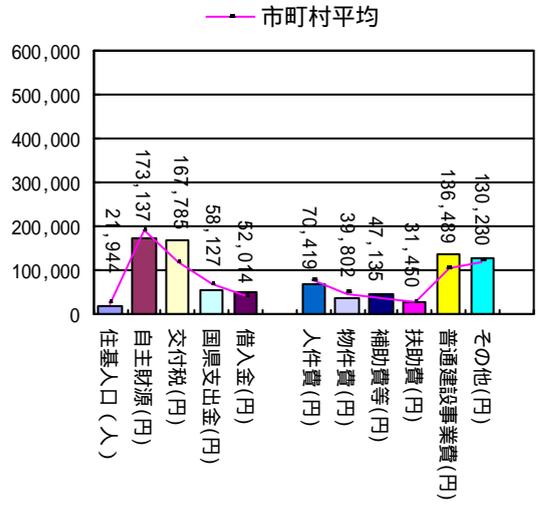
伊達町



国見町

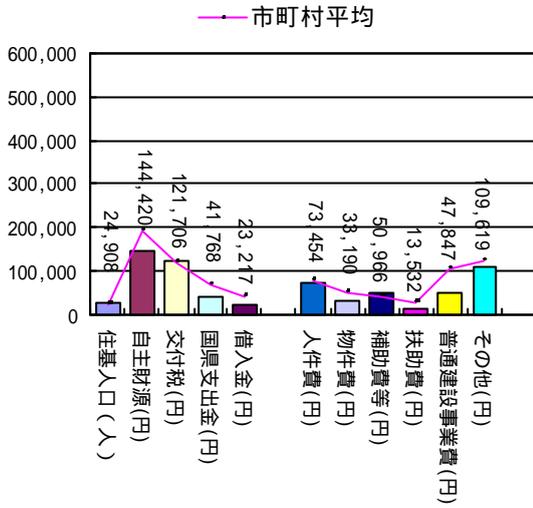


梁川町

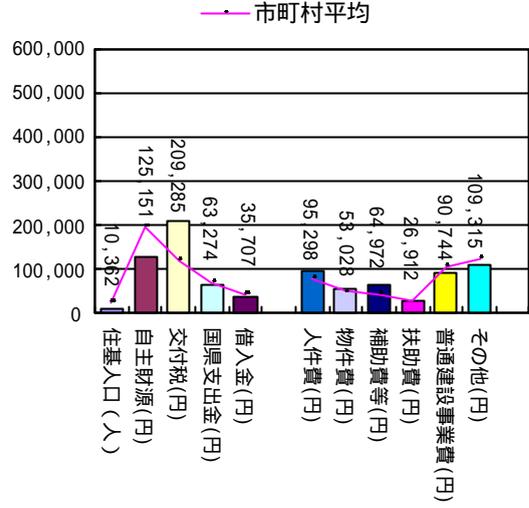


県北地方

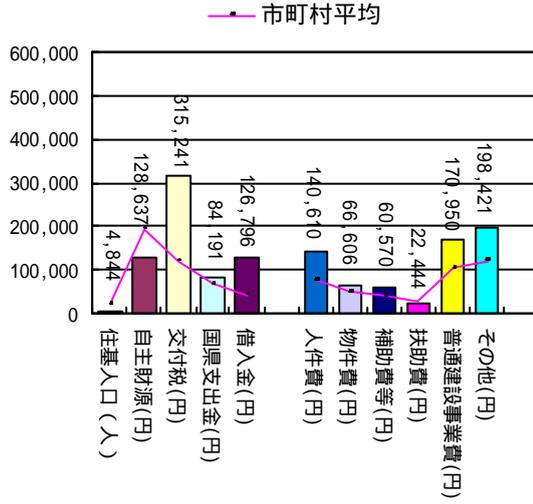
保原町



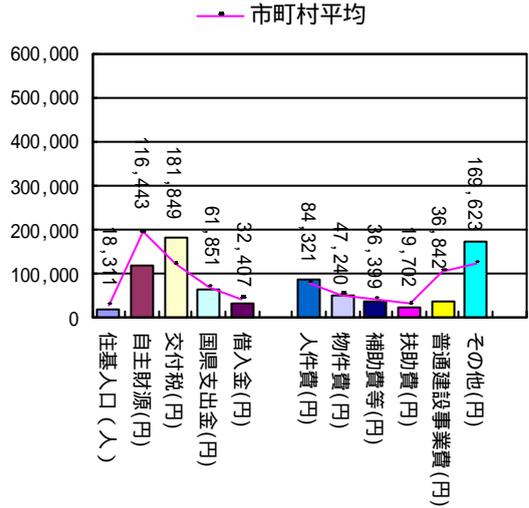
霊山町



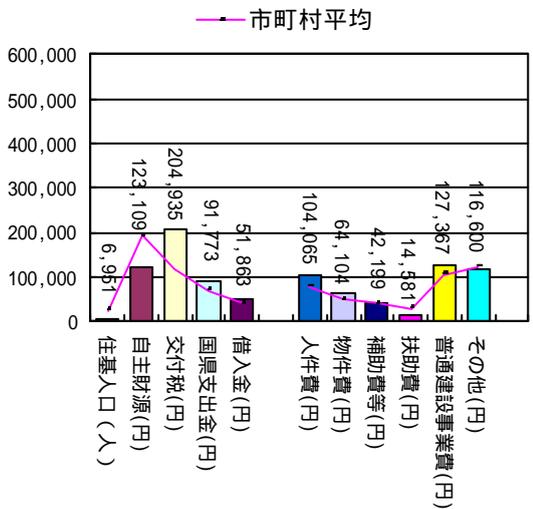
月舘町



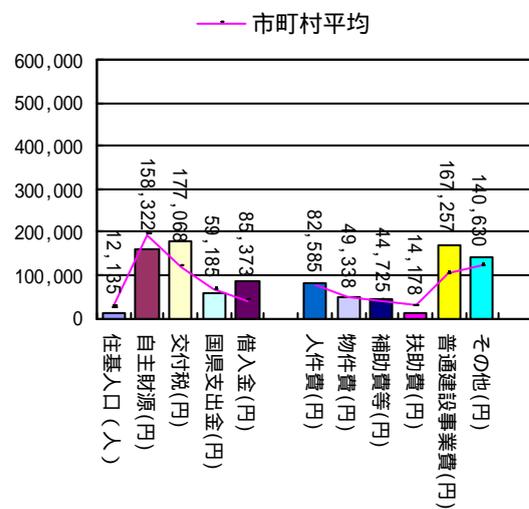
川俣町



飯野町



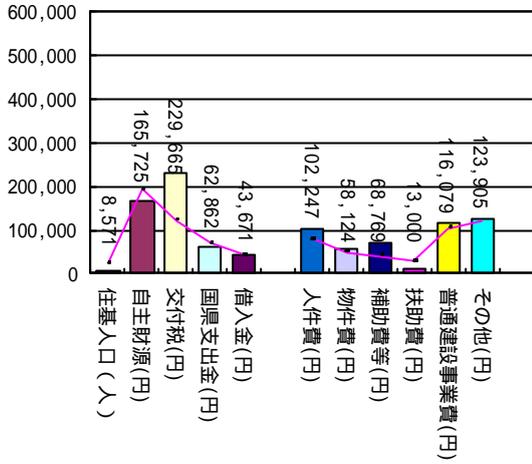
安達町



県北地方

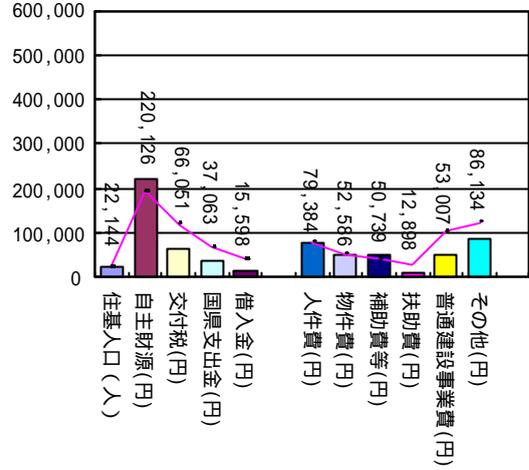
大玉村

市町村平均



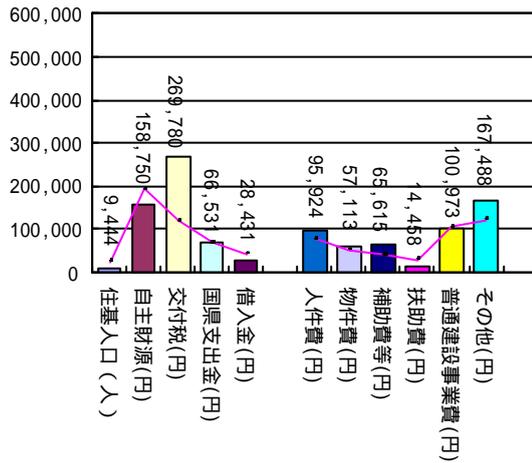
本宮町

市町村平均



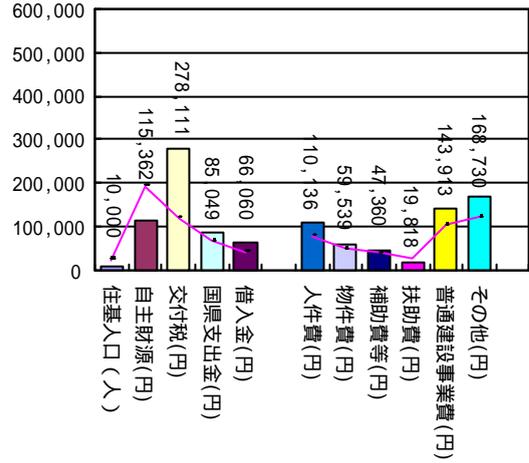
白沢村

市町村平均



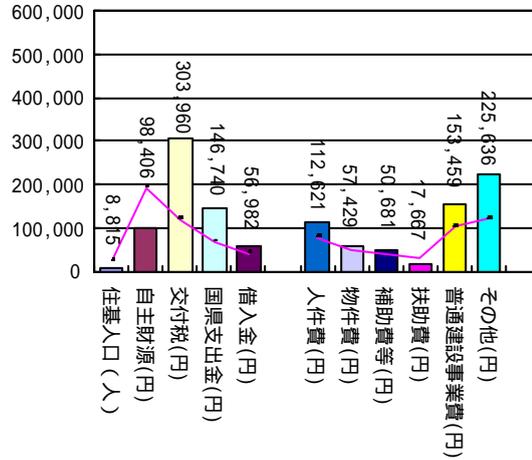
岩代町

市町村平均



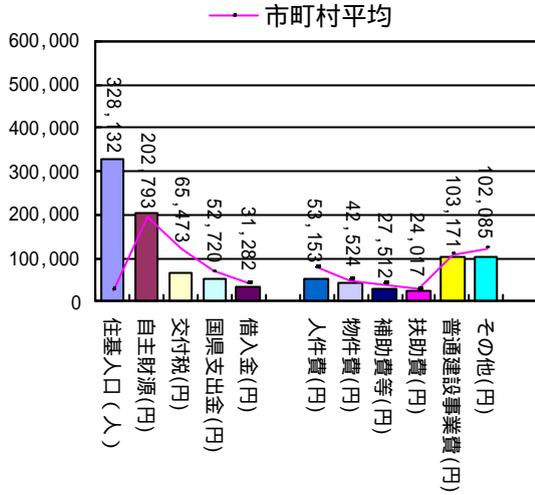
東和町

市町村平均

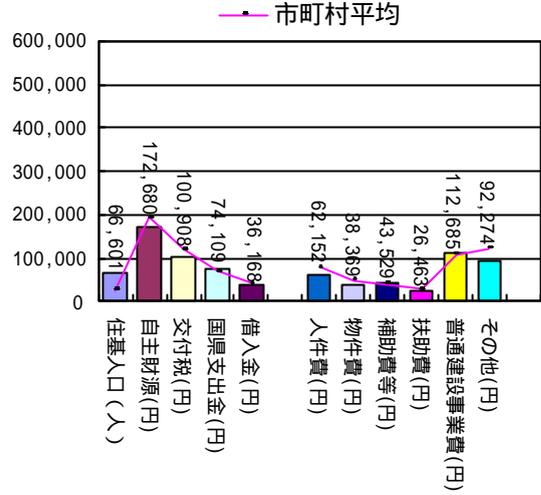


県中地方

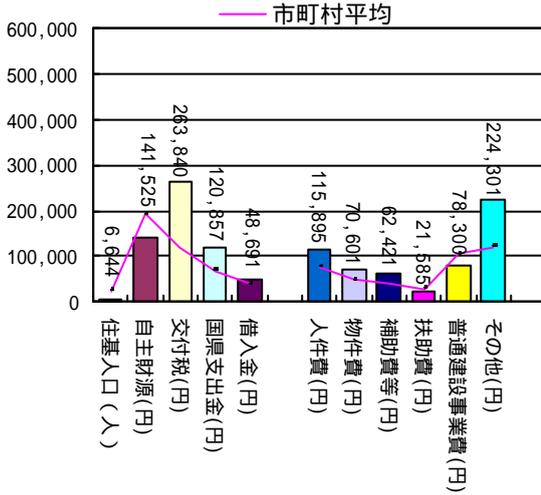
郡山市



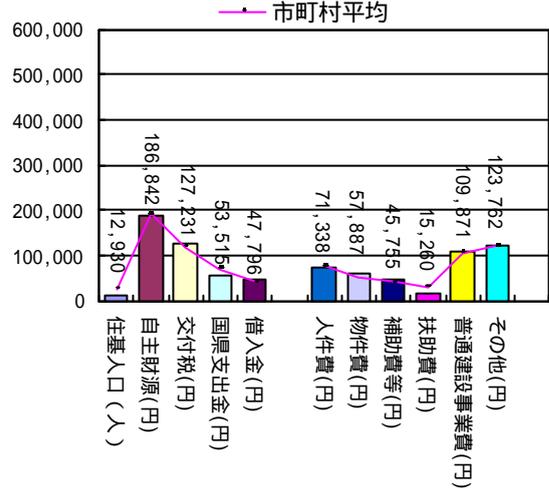
須賀川市



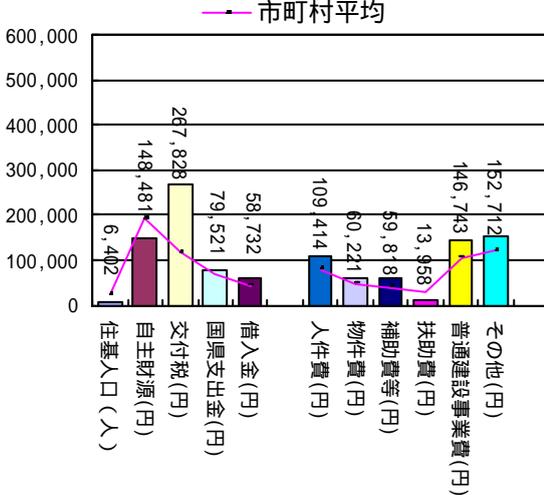
長沼町



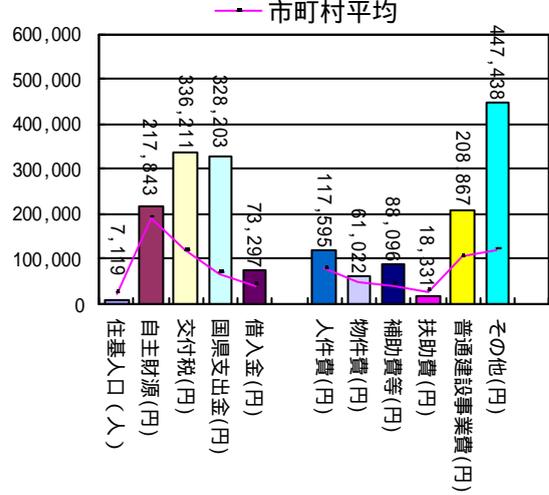
鏡石町



岩瀬村

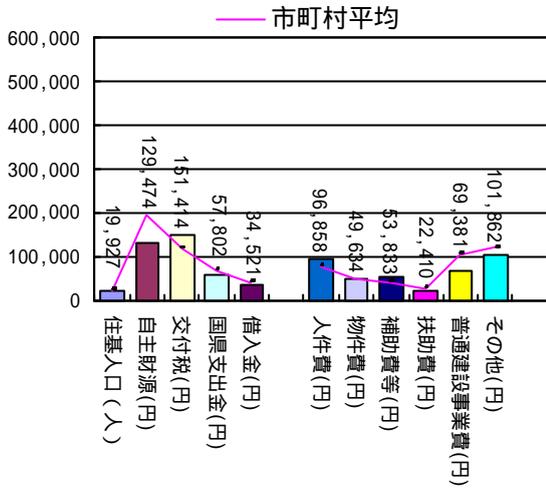


天栄村

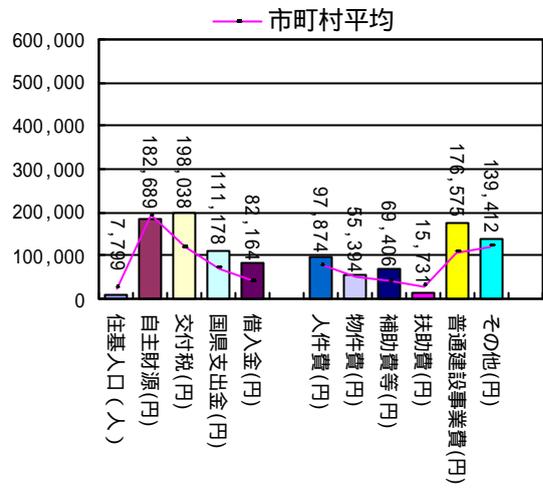


県中地方

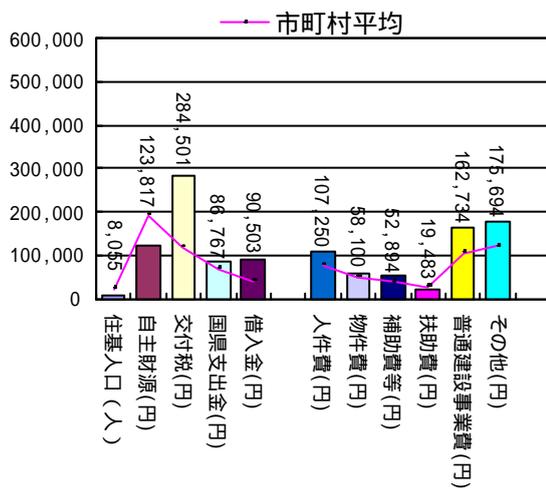
石川町



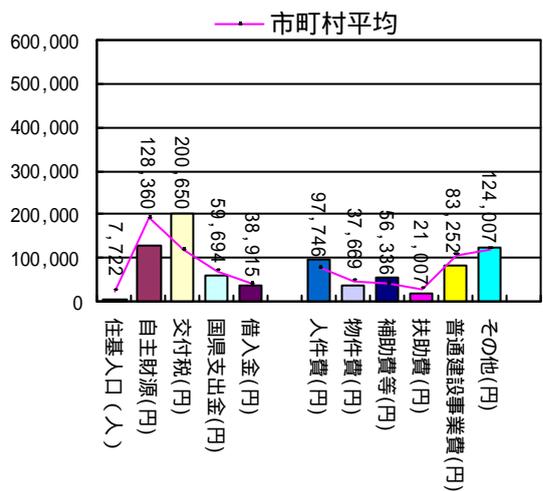
玉川村



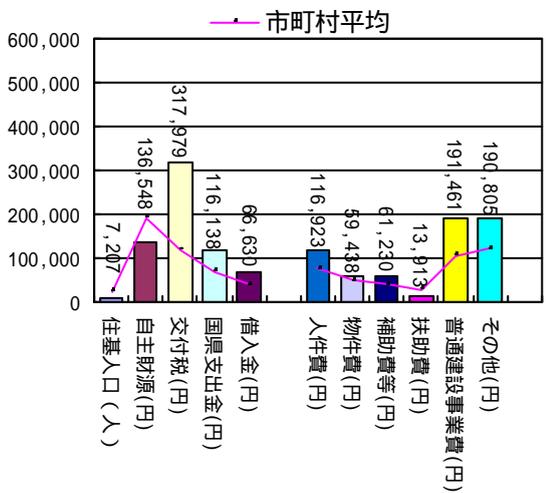
平田村



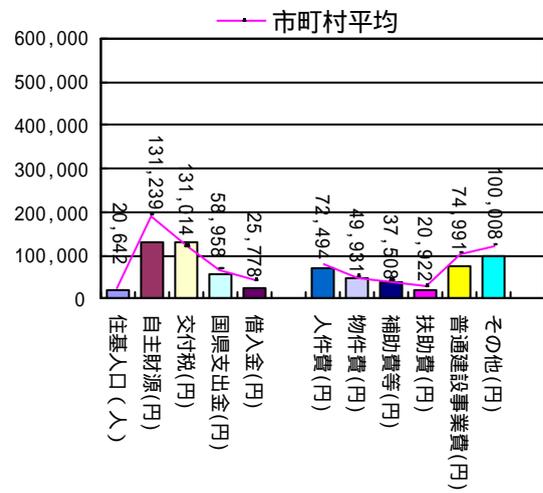
浅川町



古殿町

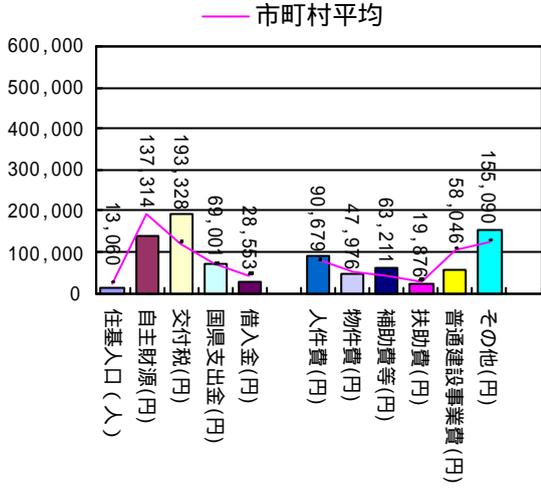


三春町

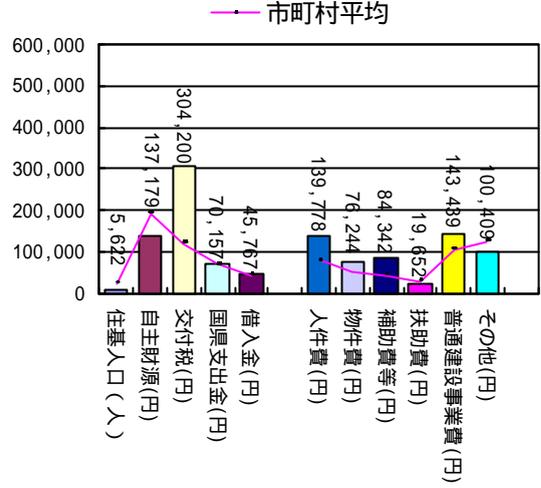


県中地方

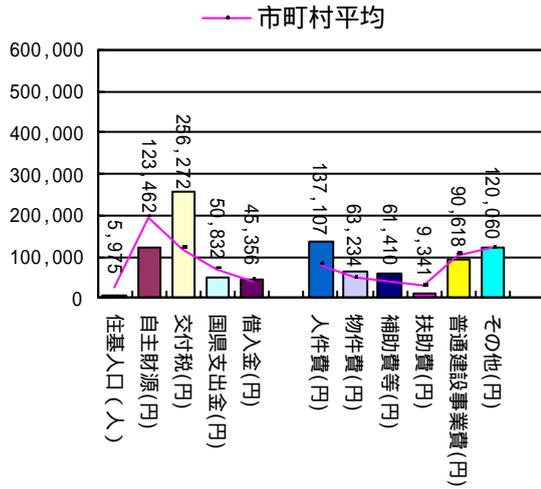
小野町



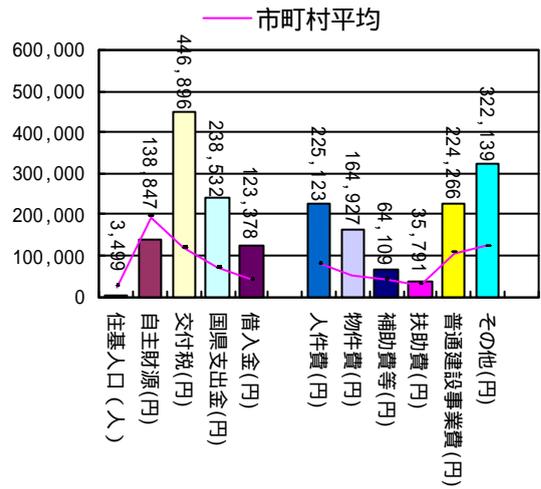
滝根町



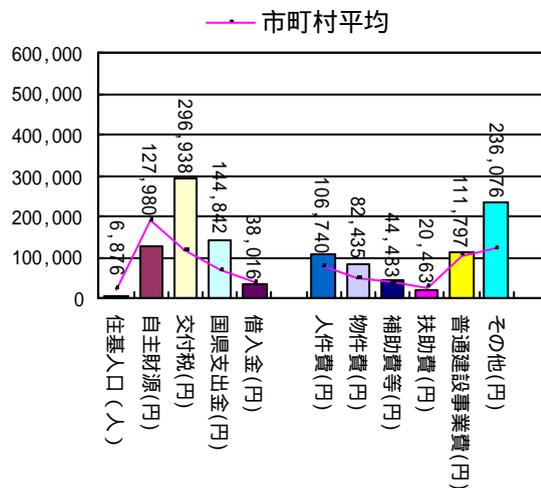
大越町



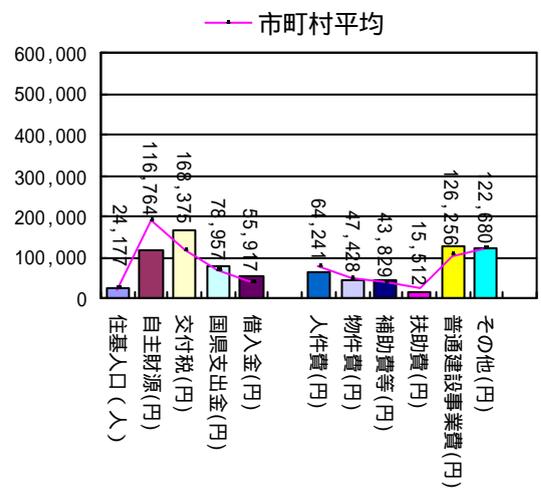
都路村



常葉町

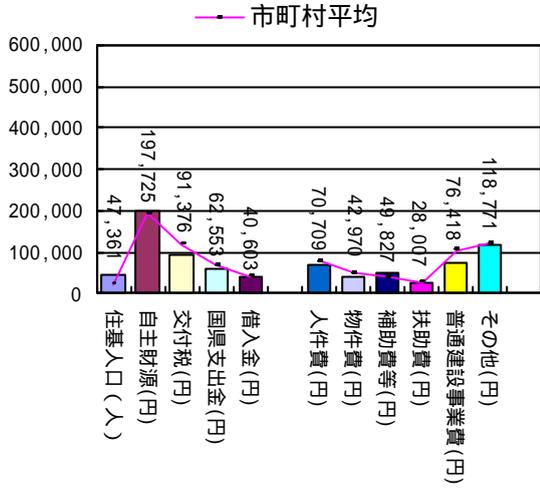


船引町

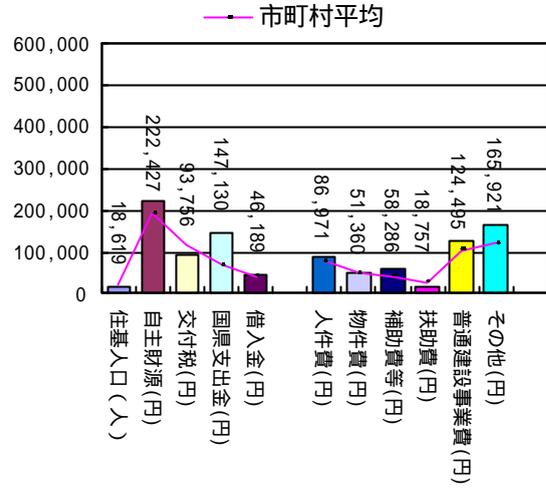


県南地方

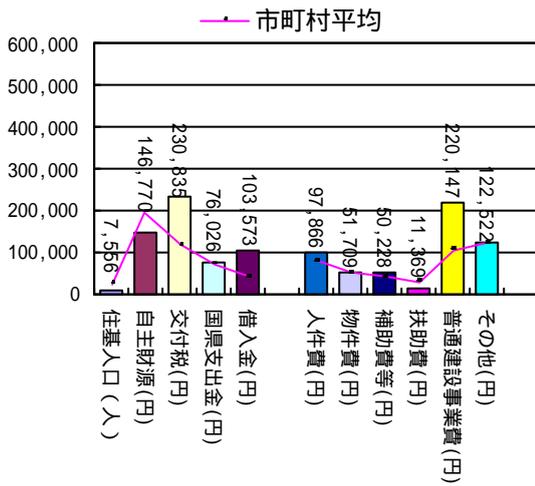
白河市



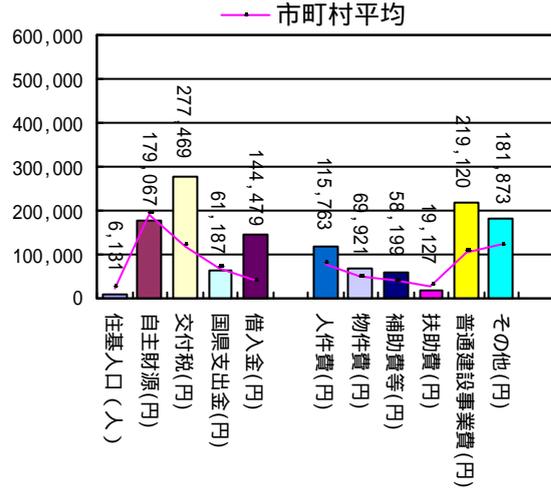
西郷村



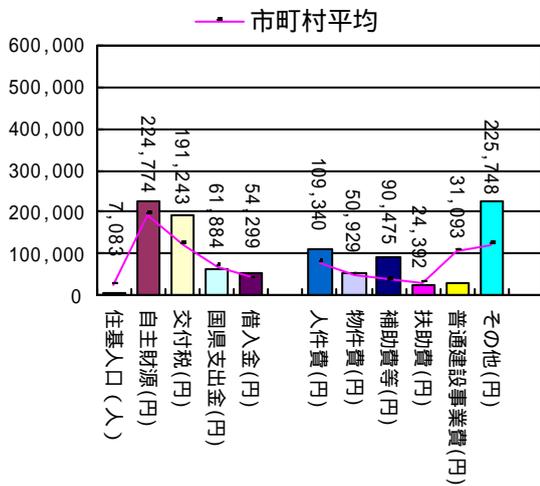
表郷村



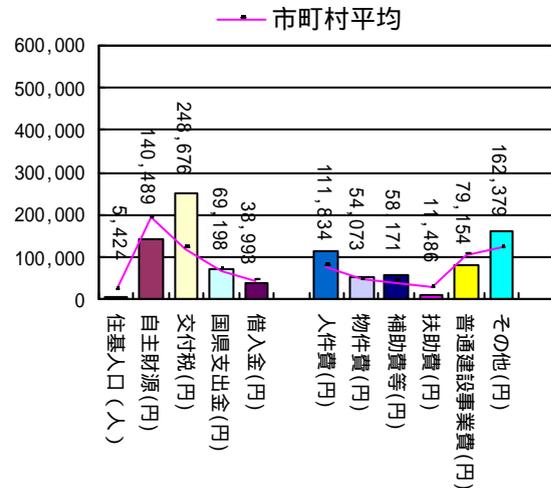
東村



泉崎村

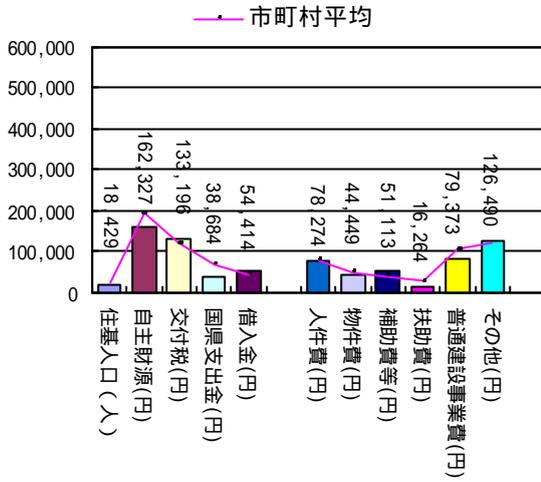


中島村

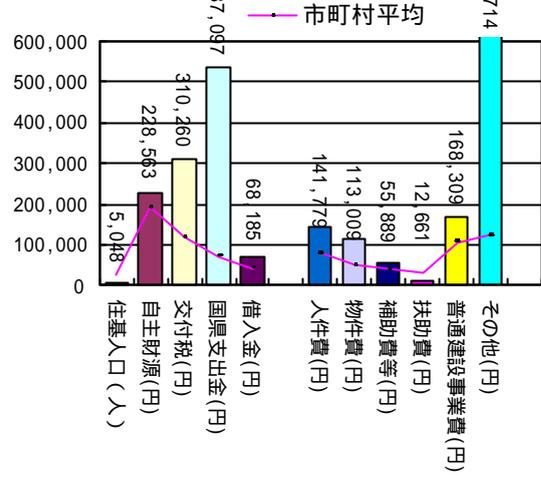


県南地方

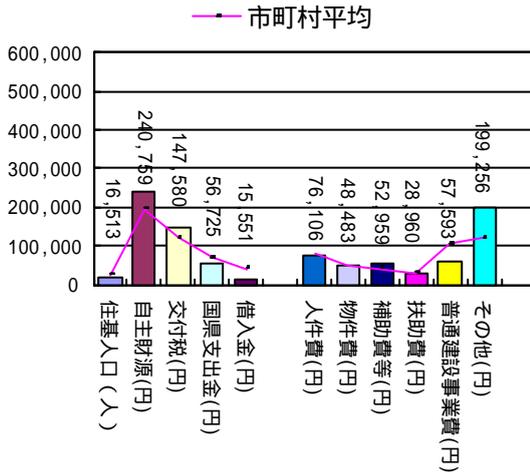
矢吹町



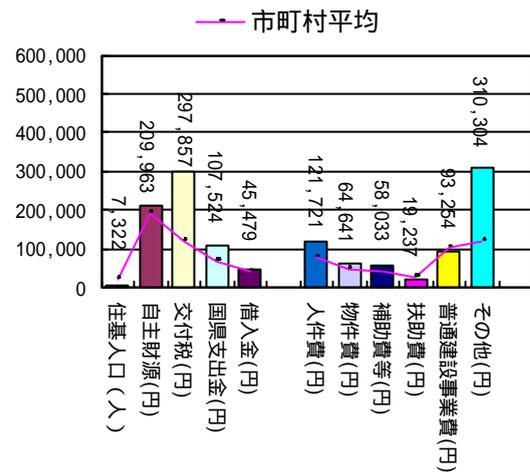
大信村



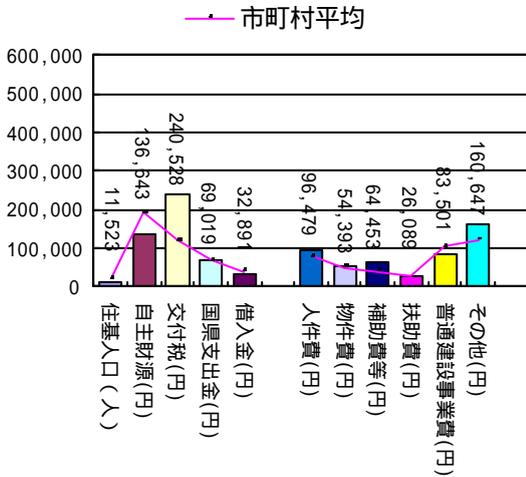
棚倉町



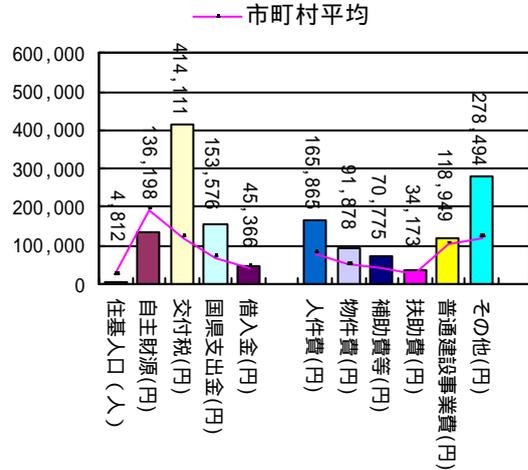
矢祭町



埴町



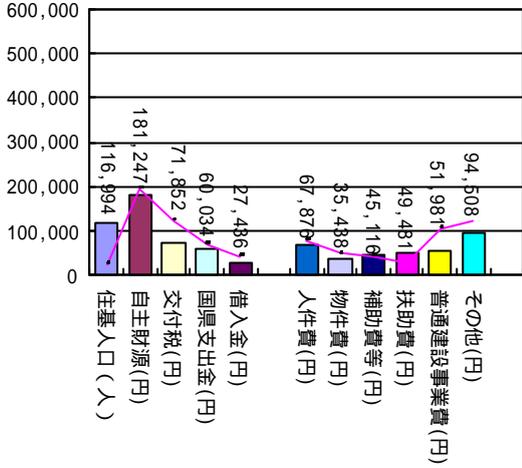
鮫川村



会津地方

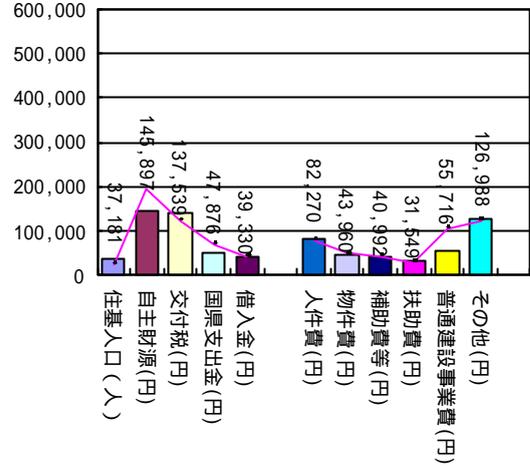
会津若松市

市町村平均



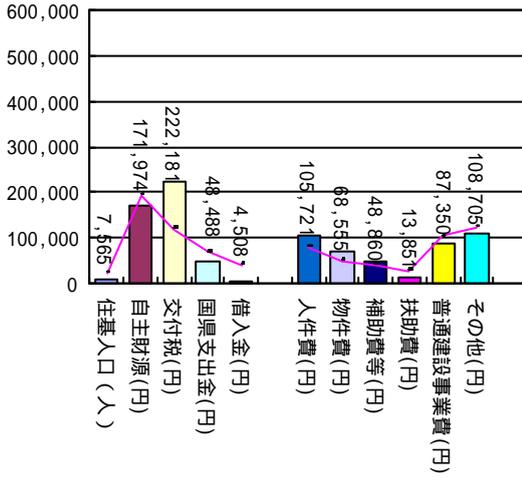
喜多方市

市町村平均



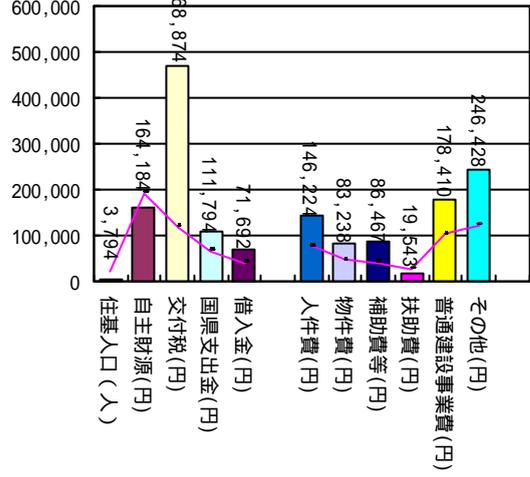
北会津村

市町村平均



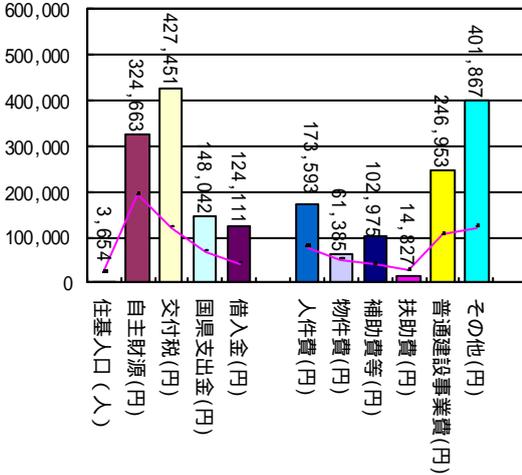
熱塩加納村

市町村平均



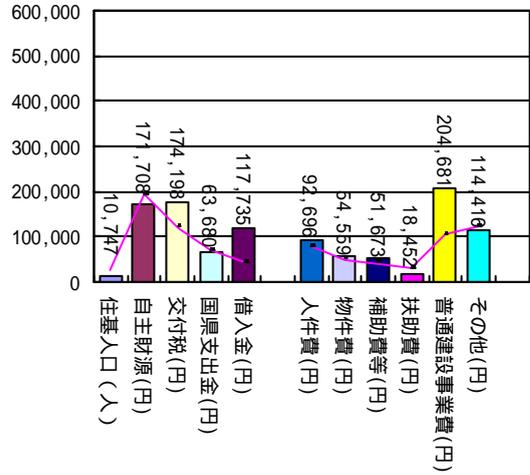
北塩原村

市町村平均



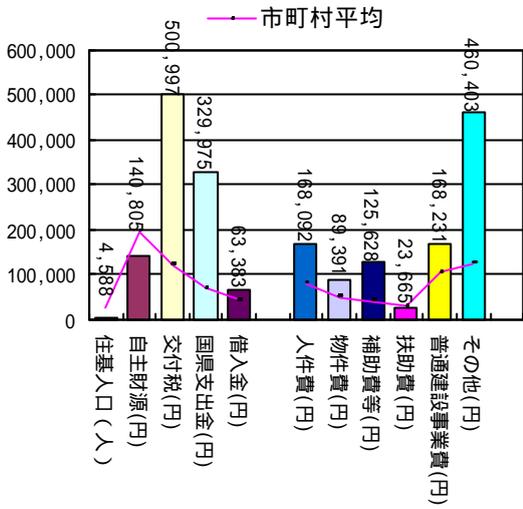
塩川町

市町村平均

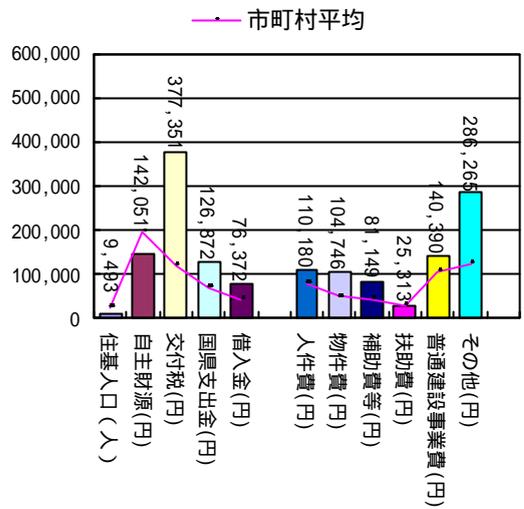


会津地方

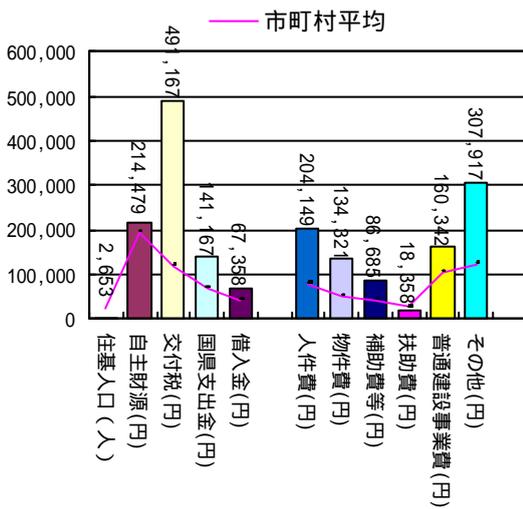
山都町



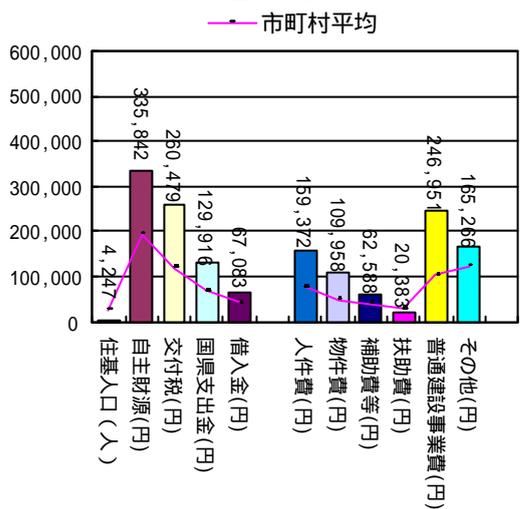
西会津町



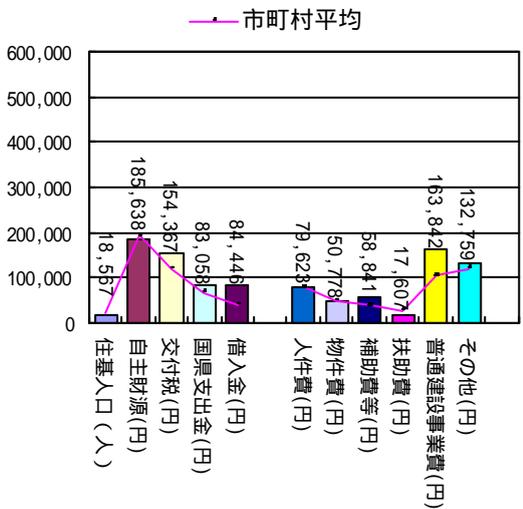
高郷村



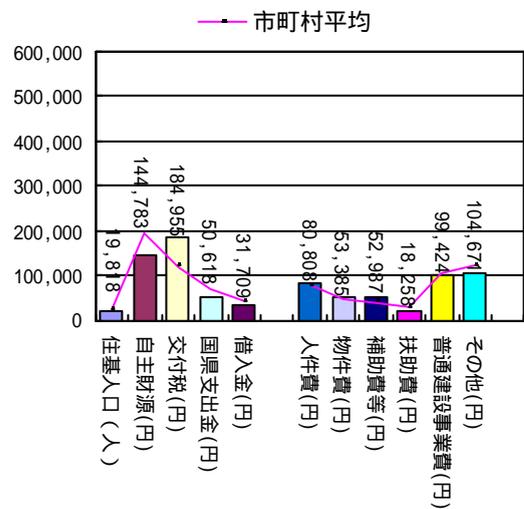
磐梯町



猪苗代町

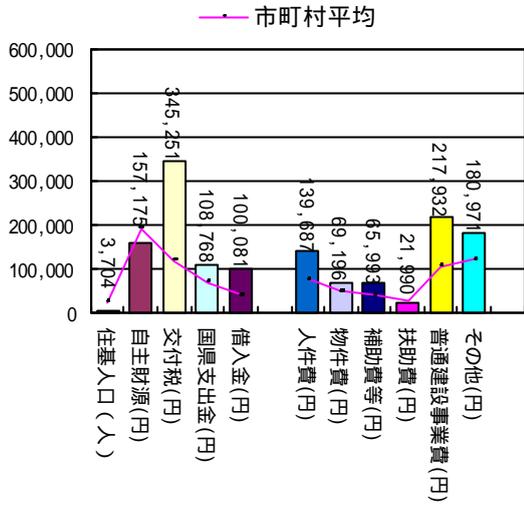


会津坂下町

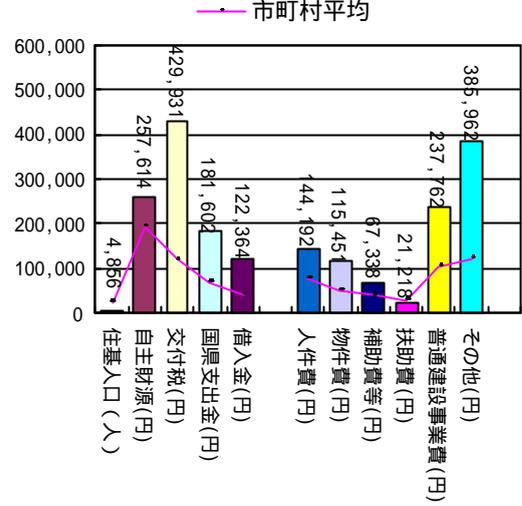


会津地方

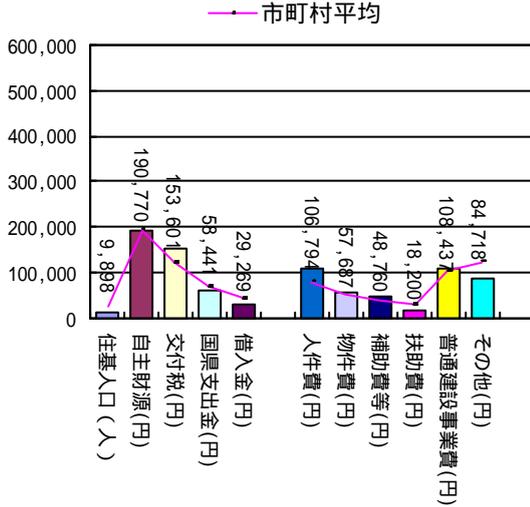
湯川村



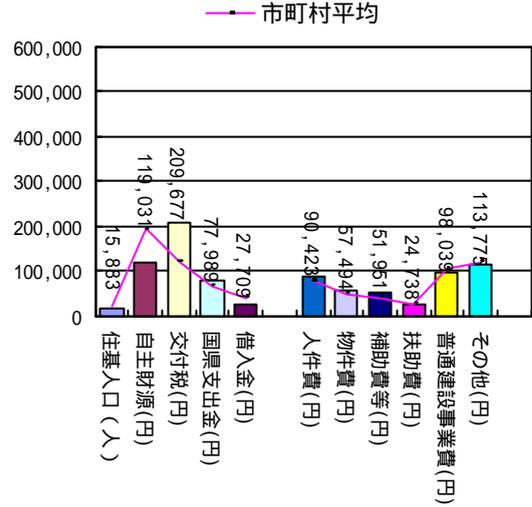
柳津町



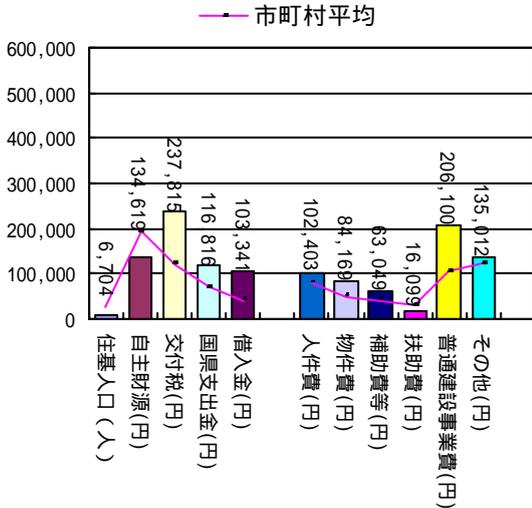
河東町



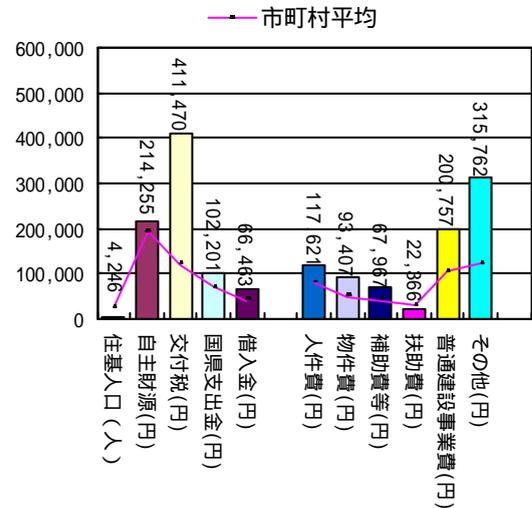
会津高田町



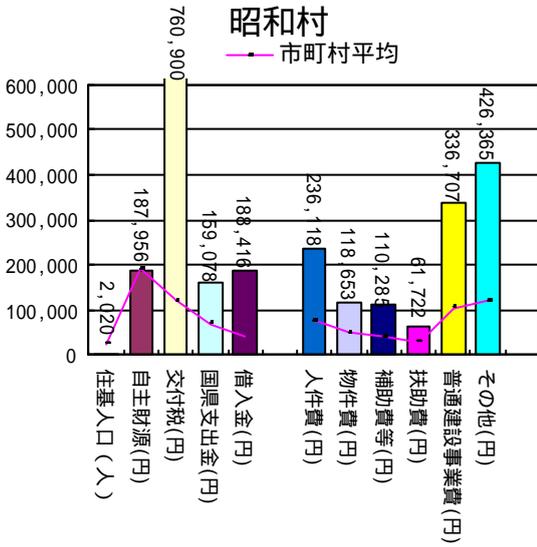
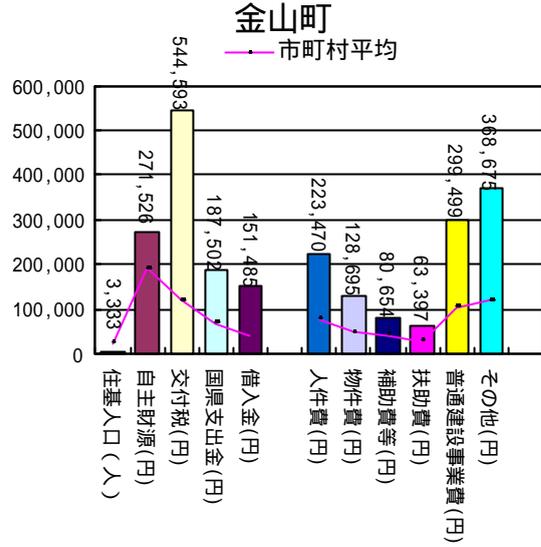
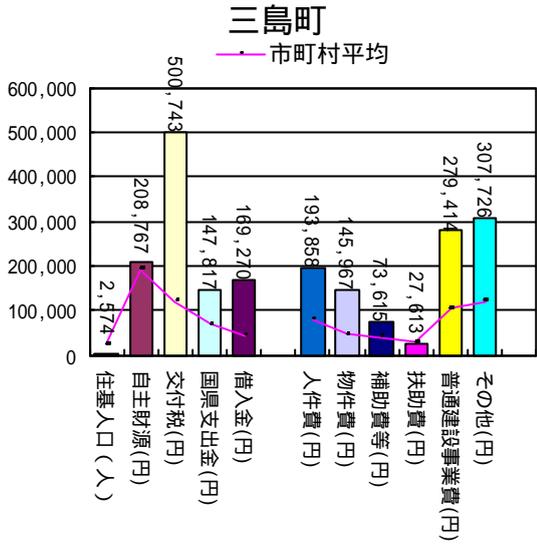
会津本郷町



新鶴村

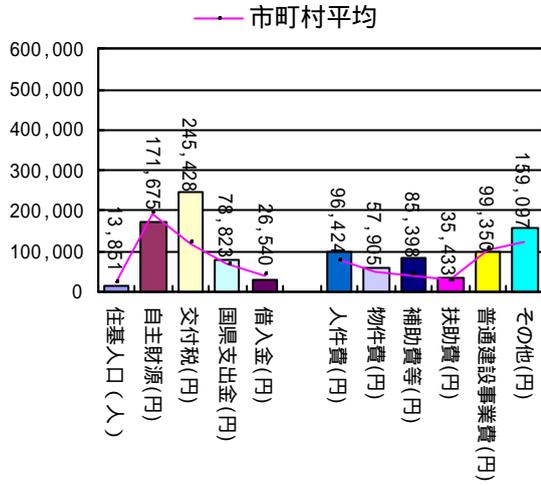


会津地方

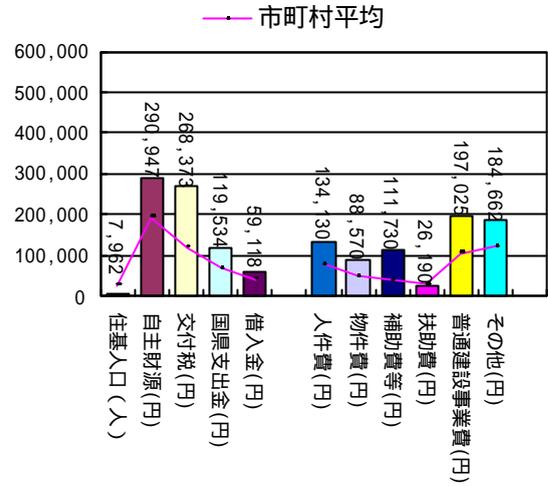


南会津地方

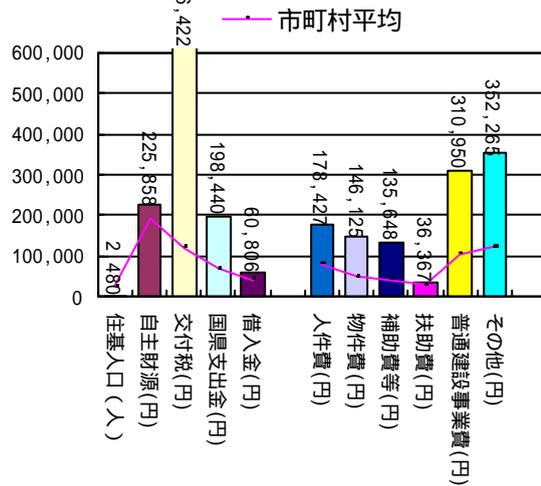
田島町



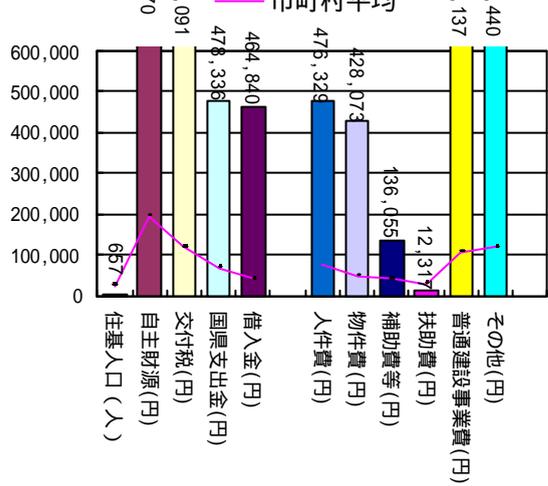
下郷町



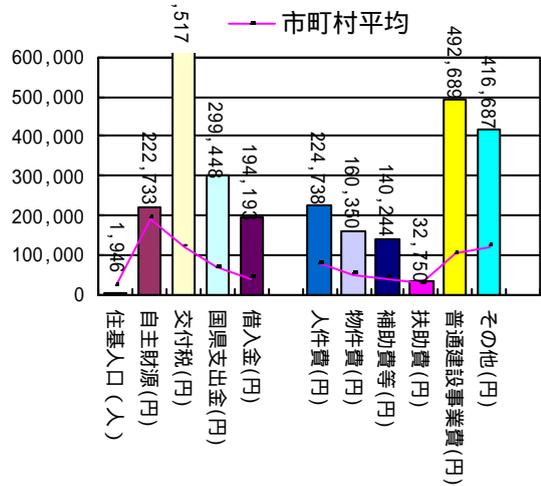
館岩村



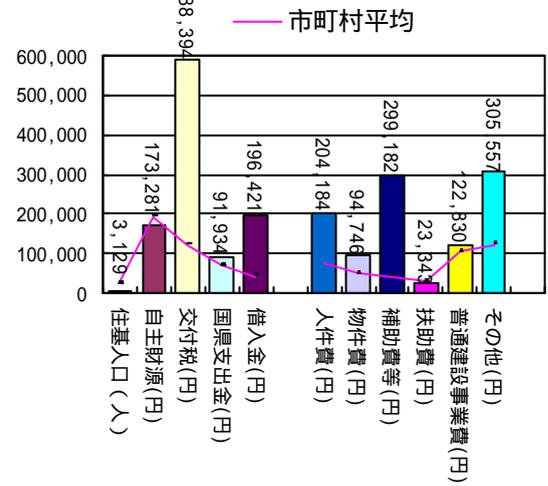
檜枝岐村



伊南村

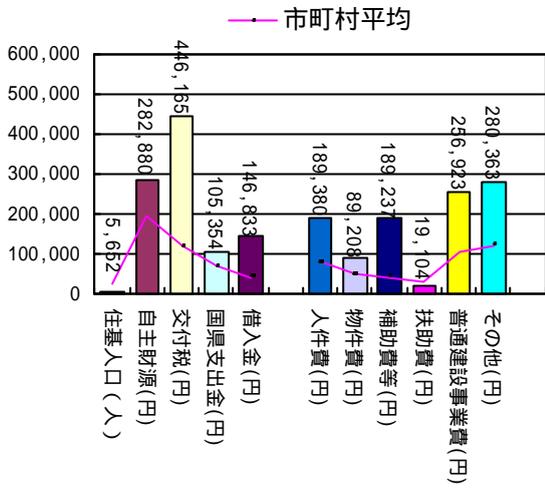


南郷村



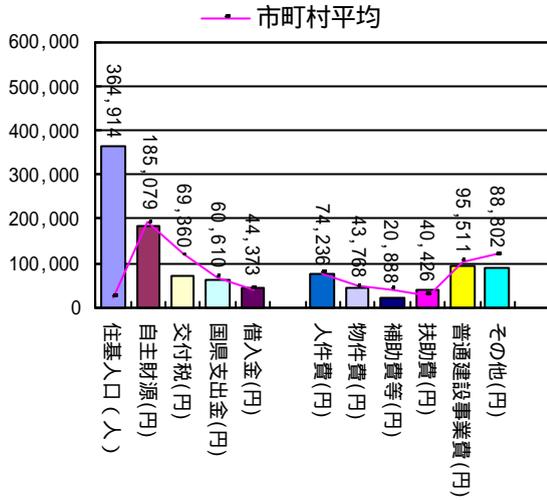
南会津地方

只見町

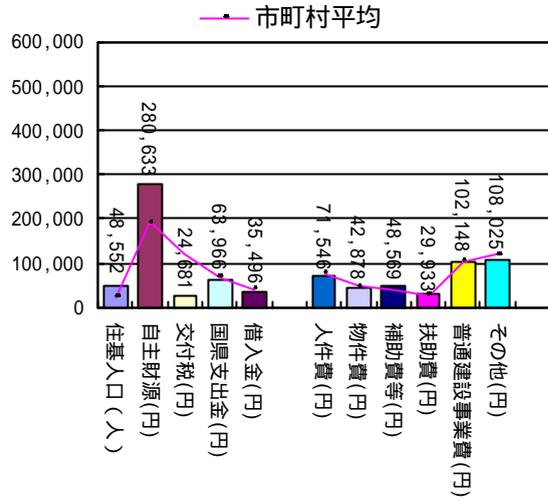


相双 いわき地方

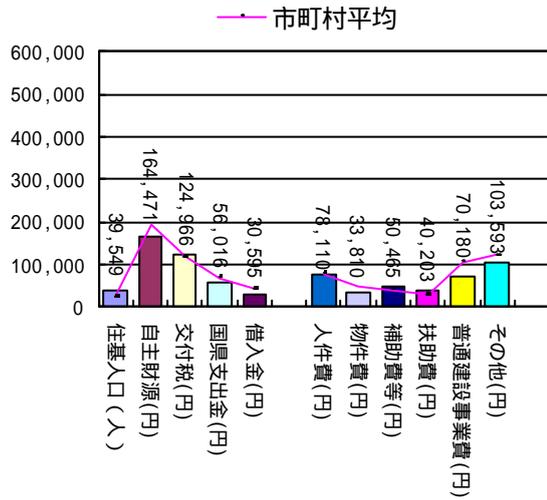
いわき市



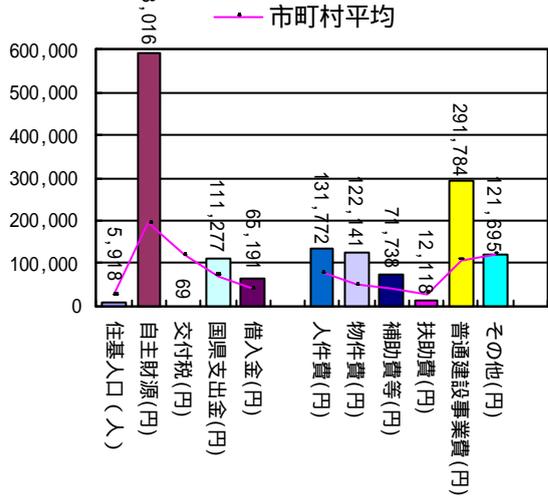
原町市



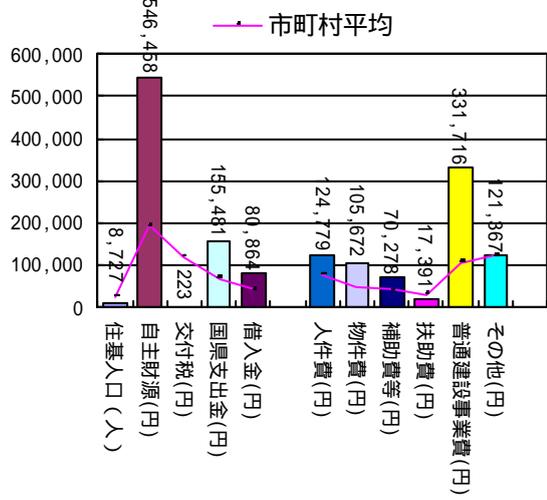
相馬市



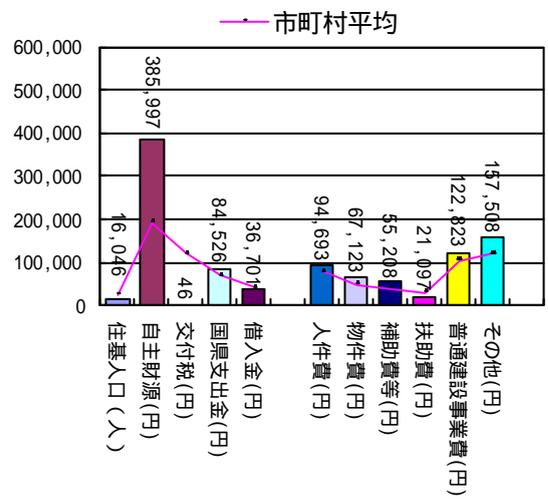
広野町



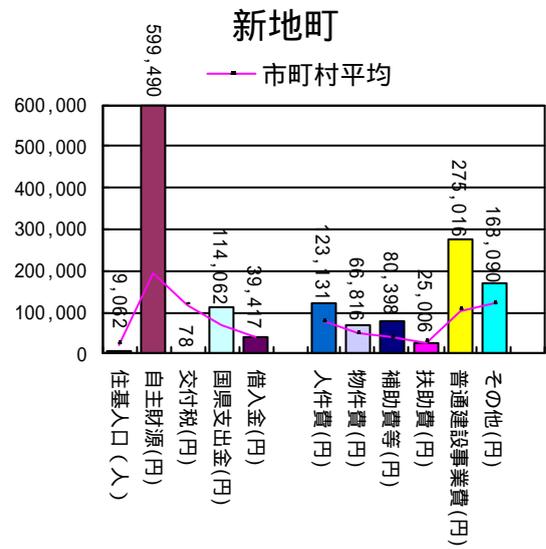
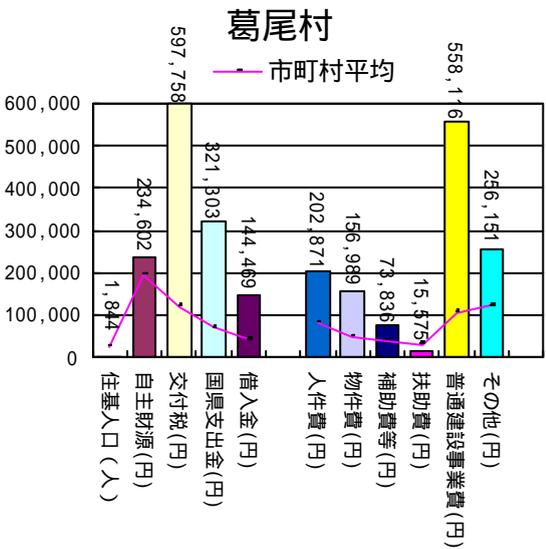
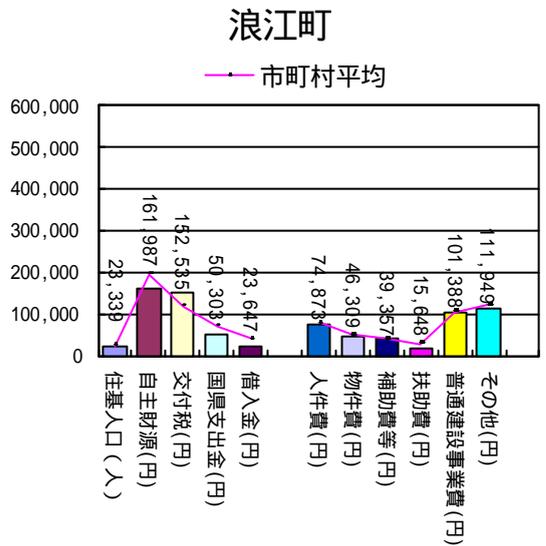
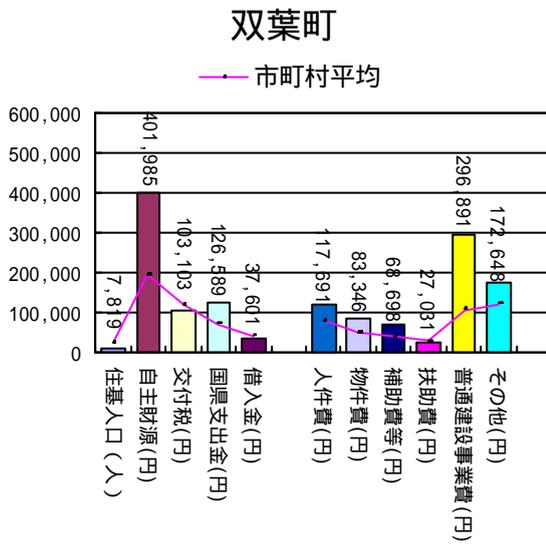
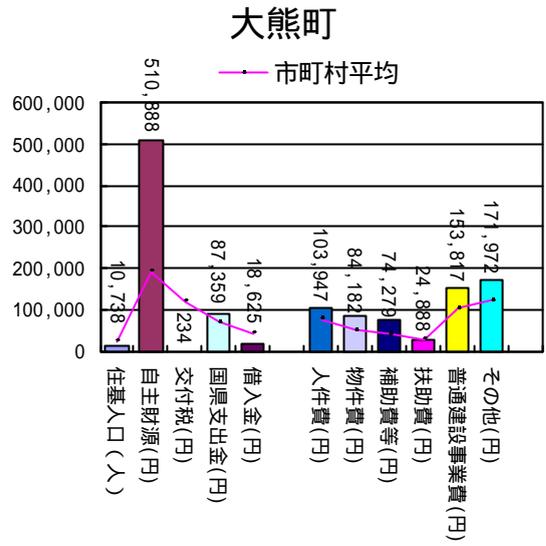
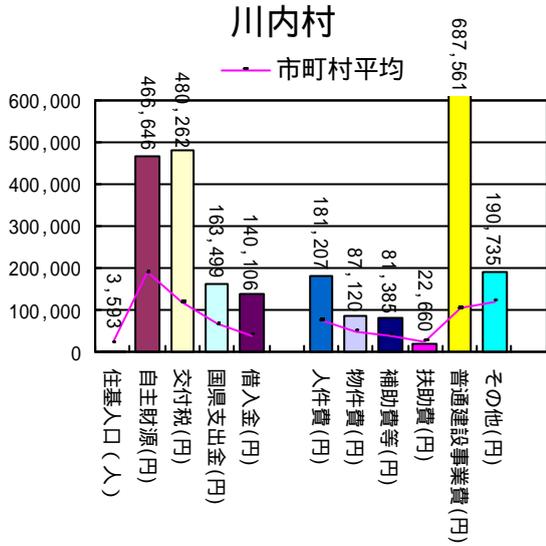
楢葉町



靄岡町

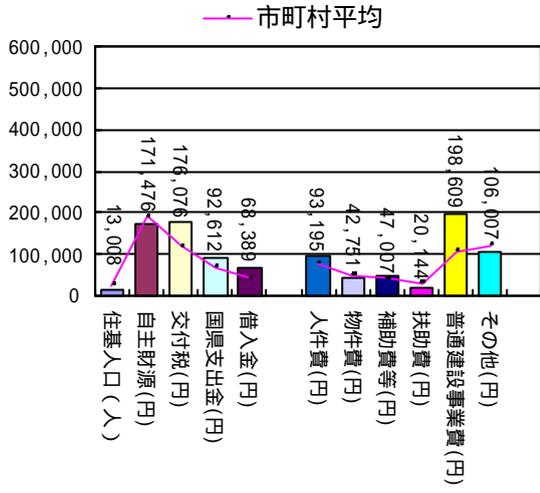


相双・いわき地方

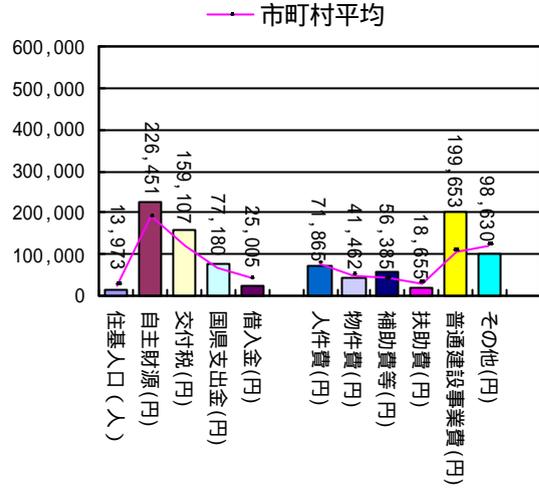


相双・いわき地方

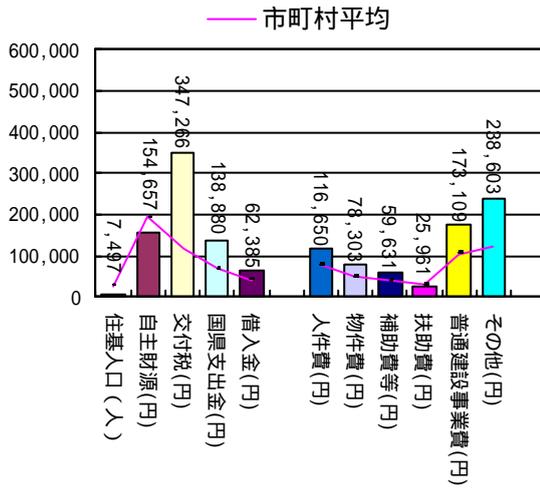
鹿島町



小高町



飯館村



4 - 2 - 3 市町村の性質別歳出の状況 (平成11年度決算)

(単位:千円、%)

区分	市				町				村				市町村計				11年度地方財政					
	11年度決算額	構成比	増減額	増減率	11年度決算額	構成比	増減額	増減率	11年度決算額	構成比	増減額	増減率	11年度決算額	構成比	増減額	増減率	10年度	9年度				
	構成比	10年度決算額	構成比	増減率	10年度決算額	構成比	増減率	10年度決算額	構成比	増減率	10年度決算額	構成比	増減率	10年度決算額	構成比	増減率	計画増減率					
1 人件費	89,578,264	18.4	90,631,371	18.7	-953,107	-1.1	76,819,990	18.6	77,097,662	19.1	-277,672	-0.4	166,398,264	18.6	167,629,003	18.9	-1,230,739	-0.7	1.6	0.9	2.1	
2 物件費	57,920,733	11.9	55,904,844	11.5	2,015,889	3.6	47,025,184	11.4	44,769,728	11.1	2,255,456	5.0	104,945,917	11.6	100,674,572	11.3	4,271,345	4.2		5.2	1.9	
3 維持補修費	8,401,309	1.7	7,717,407	1.6	684,902	8.9	4,346,526	1.1	4,044,154	1.0	302,372	7.5	12,748,435	1.4	11,781,561	1.3	966,874	8.4		1.5	-1.9	2.8
4 扶助費	45,114,460	9.2	42,254,670	8.7	2,859,790	6.7	15,471,549	3.7	14,811,997	3.7	659,552	4.5	60,586,309	6.7	57,096,667	6.4	3,489,642	6.1		8.6	8.4	
5 補助費等	39,933,264	8.2	32,349,527	6.7	7,583,737	23.4	46,136,250	11.2	40,358,956	10.0	5,779,794	14.3	86,071,514	9.5	72,707,983	8.2	13,363,531	18.4		3.1	0.8	
6 普通建設事業費	119,705,863	24.5	142,937,313	29.7	-24,231,450	-16.8	104,112,642	26.2	114,931,988	28.6	-10,719,446	-9.3	223,818,406	24.8	259,769,301	29.2	-34,950,896	-13.5		0.9	4.2	-6.5
(1) 補助事業費	40,810,245	8.4	47,282,761	9.8	-6,472,516	-15.7	32,543,953	7.9	33,941,950	8.4	-1,397,997	-4.1	73,354,198	8.1	81,224,611	9.2	-7,870,413	-9.7		2.8	17.6	-13.2
(2) 単法事業費	78,166,657	15.4	95,370,612	19.3	-18,204,055	-19.5	64,696,202	15.6	72,714,160	18.1	-8,117,948	-11.2	139,742,769	15.6	166,084,742	18.7	-26,322,003	-15.8		0.0	-0.1	-3.2
7 災害復旧事業費	4,090,700	0.8	4,749,568	1.0	-658,868	-13.9	18,832,369	4.6	13,600,315	3.4	5,232,054	38.5	22,223,059	2.5	18,349,823	2.1	4,573,246	24.9		-4.4	724.3	-72.5
(1) 補助事業費	2,877,033	0.6	2,721,327	0.6	155,706	5.7	16,561,212	4.0	9,510,950	2.4	7,050,362	74.1	19,638,245	2.2	13,233,177	1.4	7,206,068	58.9		-16.6	672.0	-77.9
(2) 単法事業費	1,213,420	0.2	2,028,181	0.4	-814,761	-60.2	2,217,860	0.5	4,077,354	1.0	-1,859,504	-45.6	3,431,280	0.4	6,105,545	0.7	-2,674,265	-43.8		7.3	351.4	-30.3
8 先導行政事業費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0						
(1) 補助事業費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0						
(2) 単法事業費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0						
9 公債費	53,331,797	10.9	48,256,996	10.0	5,074,801	10.5	49,524,985	12.0	47,168,284	11.7	2,356,671	5.0	102,856,752	11.4	95,425,270	10.8	7,431,482	7.8		8.6	4.5	3.8
10 積立金	21,938,062	4.5	10,509,066	2.2	11,428,996	108.8	18,883,141	4.6	12,500,892	3.1	6,382,249	51.1	40,821,203	4.5	23,009,958	2.6	17,811,245	77.4		-14.7	13.0	
11 投資及び出資金	5,394,340	1.1	6,136,172	1.3	-801,832	-13.1	3,638,764	0.9	4,966,928	1.2	-1,328,174	-36.7	8,973,094	1.0	11,103,100	1.3	-2,130,006	-19.2		87.7	-31.9	
12 貸付金	10,520,376	2.2	11,678,840	2.4	-1,158,464	-9.9	3,069,065	0.7	3,090,931	0.8	-21,866	-0.7	13,593,441	1.5	14,769,771	1.7	-1,180,330	-8.0		7.2	-5.5	
13 繰出金	32,013,255	6.6	30,894,906	6.4	1,118,349	3.6	25,610,883	6.2	25,481,569	6.3	129,314	0.5	57,624,138	6.4	56,376,475	6.4	1,247,663	2.2		9.9	1.8	
14 前年度繰上充増金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0						
合計	487,883,023	100.0	494,950,610	100.0	2,922,413	0.6	413,473,506	100.0	402,722,904	100.0	10,750,604	2.7	901,356,531	100.0	887,873,514	100.0	13,683,017	1.5		1.6	6.1	-1.1
経常的経費充当一般財源	218,852,518	44.9	212,940,143	43.0	5,912,375	2.8	185,783,075	44.9	182,102,938	45.2	3,680,677	2.0	404,615,593	44.9	395,042,541	44.5	9,573,052	2.4		2.7	4	
義務的経費	198,024,521	38.5	181,073,027	37.3	6,951,494	3.6	141,816,794	34.3	139,077,943	34.5	2,738,851	2.0	323,841,315	36.6	320,150,970	36.1	3,690,345	3.0		3.2	4	
投資的経費	193,796,563	39.6	148,698,821	30.7	24,890,558	-16.7	122,944,911	29.7	128,432,903	31.9	-5,487,992	-4.3	240,741,474	27.4	277,119,124	31.2	-30,377,650	-11.0		10.6	-8	
その他の経費	176,061,939	36.1	155,190,762	32.0	20,871,177	13.4	148,711,803	36.0	135,212,658	33.6	13,499,145	10.0	324,773,742	36.0	290,403,420	32.7	34,370,322	11.8		5.3	1	

4-3 市町村合併に関する資料

4-3-1 市町村の合併の特例に関する法律

(昭和四十年三月二十九日)
(法律第六号)

(趣旨)

第一条 この法律は、市町村行政の広域化の要請に対処し、自主的な市町村の合併を推進し、あわせて合併市町村の建設に資するため、当分の間の措置として、市町村の合併について関係法律の特例その他の必要な措置を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「市町村の合併」とは、二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもつて市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。

- 2 この法律において「合併市町村」とは、市町村の合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいう。
- 3 この法律において「合併関係市町村」とは、市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となる市町村をいう。

(合併協議会の設置)

第三条 市町村の合併をしようとする市町村は、[地方自治法](#)(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二第一項の規定により、合併市町村の建設に関する基本的な計画(以下「市町村建設計画」という。)の作成その他市町村の合併に関する協議を行う協議会(以下「合併協議会」という。)を置くものとする。

- 2 合併協議会の会長は、[地方自治法](#)第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員若しくは長その他の職員又は学識経験を有する者の中から、これを選任する。
- 3 合併協議会の委員は、[地方自治法](#)第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は長その他の職員をもつて充てる。
- 4 合併協議会には、前項に定めるもののほか、[地方自治法](#)第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、学識経験を有する者を委員として加えることができる。

(合併協議会設置の請求)

第四条 市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、市町村の長に対し、当該市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる市町村(以下この条において「合併対象市町村」という。)の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。

- 2 前項の規定による請求があつたときは、当該請求があつた市町村(以下この条において「合併請求市町村」という。)の長は、直ちに、請求の要旨を公表するとともに、合併対象市町村の長に対し、これを通知し、当該請求に基づく合併協議会に係る[地方自治法](#)第二百五十二条の二第一項の協議(以下この条において「合併協議会設置協議」という。)について議会に付議するか否かの意見を求めなければならない。この場合において、合併請求市町村の長は、当該意見を求めた旨を合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。
- 3 合併対象市町村の長は、前項の意見を求められた日から九十日以内に、合併請求市町村の長に対し、合併協議会設置協議について議会に付議するか否かを回答しなければならない。
- 4 合併請求市町村の長は、すべての合併対象市町村の長から前項の規定による回答を受理したとき

は、直ちに、その結果を合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

- 5 前項のすべての回答が合併協議会設置協議について議会に付議する旨のものであつた場合には、合併請求市町村の長にあつては同項の規定による合併対象市町村の長への通知を発した日から六十日以内に、合併対象市町村の長にあつては同項の規定による通知を受けた日から六十日以内に、それぞれ議会を招集し、合併協議会設置協議について議会に付議しなければならない。この場合において、合併請求市町村の長は、その意見を付けなければならない。
- 6 合併対象市町村の長は、前項の規定による議会の審議の結果を合併請求市町村の長に速やかに通知しなければならない。
- 7 合併請求市町村の長は、合併請求市町村における第五項の規定による議会の審議の結果及び前項の規定により通知を受けた合併対象市町村における議会の審議の結果を、合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。
- 8 合併請求市町村及びすべての合併対象市町村において、合併協議会設置協議について議会の議決を経た場合には、合併請求市町村及びすべての合併対象市町村は、合併協議会設置協議により規約を定め、合併協議会を置くものとする。
- 9 前項の規定により合併協議会が置かれた場合には、合併請求市町村の長は、その旨及び当該合併協議会の規約を第一項の代表者に通知しなければならない。
- 10 合併請求市町村を包括する都道府県と合併対象市町村を包括する都道府県が異なる場合には、合併請求市町村を包括する都道府県の知事は、第二項、第四項及び第七項の規定による報告を受けたときは、その内容を合併対象市町村を包括する都道府県の知事に通知しなければならない。

第四条の二 合併協議会を構成すべき関係市町村（以下この条において「同一請求関係市町村」という。）の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、他の同一請求関係市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者がこの項の規定により行う合併協議会の設置の請求と同一の内容であることを明らかにして、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、同一請求関係市町村の長に対し、当該同一請求関係市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる他の同一請求関係市町村の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。

- 2 前項の規定による請求を行う場合には、すべての同一請求関係市町村の同項の代表者は、あらかじめ、政令で定めるところにより、これらの者が代表者となるべき同項の規定による合併協議会の設置の請求が同一の内容であることについて、同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事の確認を得なければならない。
- 3 第一項の規定による請求があつたときは、当該請求があつた同一請求関係市町村の長は、直ちに、請求の要旨を公表するとともに、当該同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事に対し、これを通知しなければならない。
- 4 同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事は、すべての同一請求関係市町村の長から前項の規定による通知を受けたときは、その旨をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、直ちに、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 6 第四項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、当該通知を受けた日から六十日以内に、それぞれ議会を招集し、第一項の規定による請求に基づく合併協議会に係る[地方自治法](#)第二百五十二条の二第一項の協議について、議会にその意見を付して付議しなければならない。
- 7 同一請求関係市町村の長は、前項の規定による議会の審議の結果を、第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、当該同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事に報告しな

なければならない。

- 8 同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事は、すべての同一請求関係市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、その結果をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。
- 9 前項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、これを第一項の代表者に通知するとともに、公表しなければならない。
- 10 すべての同一請求関係市町村において、第六項に規定する協議について議会の議決を経た場合には、すべての同一請求関係市町村は、当該協議により規約を定め、合併協議会を置くものとする。
- 11 前項の規定により合併協議会が置かれた場合には、同一請求関係市町村の長は、その旨及び当該合併協議会の規約を第一項の代表者に通知しなければならない。
- 12 すべての同一請求関係市町村が一の都道府県の区域に属さない場合における措置その他第一項の規定による合併協議会の設置の請求に関し必要な事項は、政令で定める。
- 13 **地方自治法**第七十四条第四項の規定は、前条第一項又はこの条第一項の選挙権を有する者及びそれぞれその総数の五十分の一の数について、同法第七十四条第五項から第七項まで、第七十四条の二第一項から第六項まで、第八項及び第十項から第十三項まで並びに第七十四条の三第一項から第三項までの規定は、前条第一項又はこの条第一項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、同法第七十四条の二第十項中「審査の申立てに対する裁決又は判決」とあるのは「判決」と、「当該都道府県の選挙管理委員会又は当該裁判所」とあるのは「当該裁判所」と、「裁決書又は判決書」とあるのは「判決書」と、同条第十一項中「争訟については、審査の申立てに対する裁決は審査の申立てを受理した日から二十日以内にこれをするものとし、訴訟の判決は」とあるのは「訴訟の判決は、」と、同条第十二項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と、「当該決定又は裁決」とあるのは「当該決定」と、「地方裁判所又は高等裁判所」とあるのは「地方裁判所」と、同条第十三項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と読み替えるものとする。
- 14 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二編第三章第二節の規定は、前項において準用する**地方自治法**第七十四条の三第三項の規定により市町村の選挙管理委員会が署名の効力を決定するため関係人の出頭及び証言を請求する場合について準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾こう引に関する規定は、この限りではない。

（市町村建設計画の作成及び変更）

第五条 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

- 一 合併市町村の建設の基本方針
 - 二 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項
 - 三 公共的施設の総合整備に関する事項
 - 四 合併市町村の財政計画
- 2 市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。
 - 3 合併協議会は、市町村建設計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、合併関係市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。
 - 4 合併協議会は、前項の規定により市町村建設計画を作成し、又は変更したときは、直ちに、これを自治大臣及び合併関係市町村を包括する都道府県の知事に送付しなければならない。
 - 5 自治大臣は、前項の規定により市町村建設計画の送付があつた場合においては、直ちに、これを

国の関係行政機関の長に送付しなければならない。

- 6 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。
- 7 前項の場合においては、合併市町村の長は、あらかじめ、当該合併市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。
- 8 第六項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第五条の四第一項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かなければならない。
- 9 第四項及び第五項の規定は、第六項の規定により合併市町村が市町村建設計画を変更した場合について準用する。

(市となるべき要件の特例)

第五条の二 次の各号に掲げる処分については、平成十七年三月三十一日までに市町村の合併が行われる場合に限り、**地方自治法**第八条第一項第一号の規定にかかわらず、市となるべき普通地方公共団体の人口に関する要件は、四万以上とする。

- 一 **地方自治法**第七条第一項の規定に基づき市を設置する処分のうち市町村の合併に係るもの(次条の規定に該当するものを除く。)
- 二 **地方自治法**第八条第三項の規定に基づき町村を市とする処分のうち市町村の合併により他の市町村の区域の全部又は一部を編入する町村に係るもの(当該市町村の合併の日により市とするものに限る。)

五条の三 **地方自治法**第七条第一項の規定に基づき市の区域の全部を含む区域をもつて市を設置する処分のうち市町村の合併に係るものについては、平成十七年三月三十一日までに市町村の合併が行われる場合に限り、当該処分により設置されるべき当該普通地方公共団体が同法第八条第一項各号に掲げる要件のいずれかを備えていない場合であっても、同項各号に掲げる要件を備えているものとみなす。

(地域審議会)

第五条の四 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会(以下「地域審議会」という。)を置くことができる。

- 2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。
- 3 前二項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。
- 4 合併市町村は、第二項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

(議会の議員の定数に関する特例)

第六条 新たに設置された合併市町村にあつては、**地方自治法**第九十一条第一項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する定数の二倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を増加することができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同項の規定による定数に復帰するものとする。

- 2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、**地方自治法**第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町

村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口（同法第二百五十四条に規定する人口によるものとする。以下同じ。）を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数（以上「旧定数」という。）に乗じて得た数（〇・五人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、〇・五人以上一人未満の端数があるときはその端数は一人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が〇・五人未満のときも一人とする。）の合計数を旧定数に加えた数（以下「編入合併特例定数」という。）をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、第五項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第九十一条の規定による定数に復帰するものとする。

- 3 前項の場合においては、[公職選挙法](#)（昭和二十五年法律第百号）第十五条第六項及び第八項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。
- 4 第二項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する[公職選挙法](#)の規定の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは「第十五条第六項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第六条第三項」と、同法第一百十一条第三項中「地方自治法第九十一条第四項」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第六条第二項」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併（市町村の合併の特例に関する法律第二条第一項の市町村の合併をいう。）の日」とする。
- 5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第二項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合においては、[地方自治法](#)第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。
- 6 第三項の規定は、前項の場合について準用する。
- 7 第五項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する[公職選挙法](#)の規定の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは、「第十五条第六項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第六条第六項において準用する同条第三項」とする。
- 8 第一項、第二項又は第五項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

（議会の議員の在任に関する特例）

第七条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が[地方自治法](#)第九十一条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第三項において準用する前条第五項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。

- 一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後二年を超えない範囲で当該協議で定める期間
- 二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併

関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

- 2 前項の規定は、前条第一項又は第二項の協議が成立した場合には適用しない。
- 3 前条第五項から第七項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第一項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。
- 4 前条第八項の規定は、第一項又は前項において準用する同条第五項の協議について準用する。

(議会の議員の退職年金に関する特例)

- 第七条の二 市町村の合併の日の前日において合併関係市町村（当該市町村の合併が、市町村の区域の全部又は一部の編入を伴うものであつた場合においては、当該市町村の合併により編入された区域が当該市町村の合併前に属していた合併関係市町村に限る。）の議会の議員であつた者（同日において当該合併市町村の区域に住所を有していた者に限る。）のうち、当該市町村の合併がなかつたものとした場合における当該合併関係市町村の議会の議員の任期が満了すべき日（以下この項において「任期が満了すべき日」という。）前に退職し、かつ、その在職期間が十二年未満である者で、当該在職期間と当該退職した日の翌日から任期が満了すべき日までの期間とを合算した期間が十二年以上であるものは、[地方公務員等共済組合法](#)（昭和三十七年法律第一百五十二号）第百六十一条第一項の規定の適用については、在職期間が十二年以上である者であるものとみなす。
- 2 前項の規定の適用を受ける者に対する[地方公務員等共済組合法](#)第百六十一条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「百五十分の五十」とあるのは、同表の下欄に掲げる割合に読み替えるものとする。

在職期間が八年以上九年未満の者	百五十分の三十三
在職期間が九年以上十年未満の者	百五十分の三十七
在職期間が十年以上十一年未満の者	百五十分の四十一
在職期間が十一年以上十二年未満の者	百五十分の四十五

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

- 第八条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては八十を超えず十を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては四十を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。
- 一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後一年を超えない範囲で当該協議で定める期間
 - 二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間
- 2 前項の場合においては、[農業委員会等に関する法律](#)（昭和二十六年法律第八十八号）第七条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

- 3 農業委員会等に関する法律第三条第二項の規定により合併市町村の区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第三十五条第一項の規定により地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第三十四条の規定の適用がある場合を除いて、前二項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。
- 4 第六条第八項の規定は、第一項の協議について準用する。

（職員の身分取扱い）

- 第九条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。
- 2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

（地方税の不均一課税）

- 第十条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く三年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として不均一の課税をすることができる。

（地方交付税の額の算定の特例）

- 第十一条 国が地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）に定めるところにより毎年度交付する地方交付税の額を算定する場合においては、合併市町村については、同法第十三条に定めるもののほか、市町村の合併に伴い臨時に増加する行政に要する経費の需要を基礎として、自治省令で定めるところにより、同法に定める基準財政需要額の測定単位の数値を補正するものとする。
- 2 合併市町村に交付すべき地方交付税の額は、当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く十年度については、地方交付税法及びこれに基づく自治省令並びに前項に定めるところにより、合併関係市町村が当該年度の四月一日においてなお当該市町村の合併の前の区域をもつて存続した場合に算定される額の合算額を下らないように算定した額とし、その後五年度については、当該合算額に自治省令で定める率を乗じた額を下らないように算定した額とする。

（地方債の特例等）

- 第十一条の二 合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う次に掲げる事業又は基金の積立てのうち、当該市町村の合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費（次項において「特定経費」という。）については、当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く十年度に限り、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。
- 一 合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため又は均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業
 - 二 合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業
 - 三 合併市町村における地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域であつた区域における地域振興等のために地方自治法第二百四十一条の規定により設けられる基金の積立て
- 2 特定経費の財源に充てるために起こした地方債（当該地方債を財源として設置した施設に関する

事業の経営に伴う収入を当該地方債の元利償還に充てることができるものを除く。)で、自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、[地方交付税法](#)の定めるところにより、当該合併市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

- 3 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が市町村建設計画を達成するために行う事業又は基金の積立てに要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該合併市町村又は当該合併市町村を包括する都道府県の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

第十二条 削除

(災害復旧事業費の国庫負担等の特例)

第十三条 国は、合併市町村が市町村の合併が行われた日の属する年及びこれに続く五年以内に生じた災害その他の事由に対する国の財政援助に関し市町村の合併により不利益を受ける結果となるような場合においては、[公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法](#)(昭和二十六年法律第九十七号)、[激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律](#)(昭和三十七年法律第五十号)その他政令で定める法律及びこれに基づく命令の規定にかかわらず、当該市町村の合併が行われなかつたものとして当該合併市町村が不利益とならないように措置しなければならない。

(都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例)

第十四条 市町村の合併により郡市の区域の変更を生ずる場合において、都道府県の議会の議員の選挙区に関して必要があるときは、都道府県は、[公職選挙法](#)第十五条第一項から第三項までの規定にかかわらず、条例の定めるところにより、市町村の合併が行われた日から次の一般選挙により選挙される当該都道府県の議会の議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によることとし、又は合併市町村の区域が従前属していた郡市の区域(指定都市である合併市町村にあつては、指定都市であつた合併関係市町村以外の合併関係市町村の区域の全部又は一部を含むこととなる当該合併市町村の区の区域及びその区域の全部又は一部が当該区の区域に含まれることとなる合併関係市町村の区域が従前属していた郡市の区域。次項において同じ。)を合わせて一選挙区を設けることができる。

- 2 前項の規定により合併市町村の区域が従前属していた郡市の区域を合わせて一選挙区を設けた場合において、当該選挙区において選挙すべき都道府県の議会の議員の数は、[公職選挙法](#)第十五条第八項の規定にかかわらず、条例の定めるところにより、それぞれ従前の選挙区が存続するものとみなして配分した都道府県の議会の議員の数の合計数とする。
- 3 第一項の規定により従前の選挙区によることとした場合においては、[公職選挙法](#)第十八条第一項の規定にかかわらず、選挙区の区域により市町村の区域を分けて数開票区を設けるものとする。

第十五条 削除

(国、都道府県等の協力等)

第十六条 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

- 2 国は、合併市町村の建設に資するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めなければならない。
- 3 国は、自主的な市町村の合併の推進に伴う[地方公務員等共済組合法](#)第百五十一条第一項に規定する市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の運営状況等を勘察し、その健全な運営を図るため必要な措置を講ずるものとする。
- 4 都道府県は、市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、必要な助言、情報の提供そ

の他の措置を講ずるものとする。

- 5 都道府県は、市町村の合併をしようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。
- 6 都道府県は、合併市町村の建設に資するため、市町村建設計画を達成するための事業の実施その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。

(合併協議会設置の勧告)

- 第十六条の二 都道府県知事は、[地方自治法](#)第二百五十二条の二第四項の規定により、関係のある市町村に対し、合併協議会を設けるべきことを勧告しようとするときは、あらかじめ、当該市町村の意見を聴かなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により勧告したときは、その旨を公表しなければならない。

(特別区に関する特例)

- 第十七条 この法律中市に関する規定(第十一条及び第十一条の二第二項の規定を除く。)は、特別区に適用する。この場合において、第六条第一項中「地方自治法第九十一条第一項」とあるのは「地方自治法第九十一条第一項及び第二百八十一条の六」と、「同項に」とあるのは「これらの規定に」と、「同項の」とあるのは「これらの」と、同条第二項中「地方自治法第九十一条」とあるのは「地方自治法第九十一条及び第二百八十一条の六」と、「同法第九十一条」とあるのは「同法第九十一条及び第二百八十一条の六」と、同条第五項及び第七条第一項中「地方自治法第九十一条」とあるのは「地方自治法第九十一条及び第二百八十一条の六」と、「同条の」とあるのは「これらの」とする。

(罰則)

- 第十八条 第四条第一項又は第四条の二第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名に関し、次の各号に掲げる行為をした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。
- 一 署名権者又は署名運動者に対し、暴行若しくは威力を加え、又はこれをかどわかしたとき。
 - 二 交通若しくは集会の便を妨げ、又は演説を妨害し、その他偽計詐術等不正の方法をもつて署名の自由を妨害したとき。
 - 三 署名権者若しくは署名運動者又はその関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の利害関係を利用して署名権者又は署名運動者を威迫したとき。
- 2 第四条第一項又は第四条の二第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名を偽造し若しくはその数を増減した者又は署名簿その他の合併協議会の設置の請求に必要な関係書類を抑留し、損ない若しくは奪取した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。
 - 3 第四条第一項又は第四条の二第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名に関し、選挙権を有する者の委任を受けず又は選挙権を有する者が身体の故障若しくは文盲により請求者の署名簿に署名することができないときでないのに、同条第十三項の規定により準用する[地方自治法](#)第七十四条第六項の規定により委任を受けた者(以下「氏名代筆者」という。)として請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。
 - 4 選挙権を有する者が身体の故障又は文盲により第四条第一項又は第四条の二第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名簿に署名することができない場合において、当該選挙権を有す

る者の委任を受けて請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者が、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をせず又は虚偽の署名をしたときは、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

- 5 第四条第一項又は第四条の二第一項の規定による合併協議会の設置の請求に関し、政令で定める請求書及び請求代表者証明書を付していない署名簿、政令で定める署名を求めるための請求代表者の委任状を付していない署名簿その他法令の定める所定の手続によらない署名簿を用いて署名を求めた者又は政令で定める署名を求めることができる期間外の時期に署名を求めた者は、十万円以下の罰金に処する。

第十九条 第四条の二第十三項の規定により準用する地方自治法第七十四条の三第三項の規定により出頭及び証言の請求を受けた関係人が、正当の理由がないのに、市町村の選挙管理委員会に出頭せず又は証言を拒んだときは、六月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

- 2 第四条の二第十四項において準用する民事訴訟法第二編第三章第二節の規定により宣誓した関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三月以上五年以下の禁錮に処する。
- 3 前項の罪を犯した者が市町村の選挙管理委員会が署名の効力を決定する前に自白したときは、その刑を減輕し又は免除することができる。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(失効)

第二条 この法律（附則第四条第一項及び第二項、附則第五条第三項、附則第六条、附則第十二条並びに附則第十四条の規定を除く。）は、平成十七年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた市町村の合併については、同日後もなおその効力を有する。

- 2 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(市となるべき要件の特例)

第二条の二 第五条の二各号に掲げる処分については、平成十六年三月三十一日までに市町村の合併が行われる場合に限り、同条中「第八条第一項第一号」とあるのは、「第八条第一項各号」と、「人口に関する要件は、四万以上」とあるのは、「要件は、人口三万人以上を有すること」とする。

(町村合併促進法等の廃止)

第三条 町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八号）、新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第百六十四号）及び市の合併の特例に関する法律（昭和三十七年法律第百十八号）は、廃止する。

(町村合併促進法の廃止に伴う経過措置)

第四条 旧町村合併促進法第二条第二項の合併町村（同法第三十五条第一項の規定により同法の規定が適用される市、同法第三十六条の規定により同法の規定が準用される町村及び同法第三十七条第一項の規定により同法の規定が準用される市を含む。以下「合併町村」という。）及び旧新市町村建設促進法第二十八条第四項（同法第二十九条第七項（同条第八項において準用する場合を含む。）若しくは第三十条第二項において準用し、又は同法第二十九条の二第二項において適用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用を受けた市町村（以下「旧町村合併促進法適用新市町村」

という。)で、この法律の施行の日の前日において、なお旧町村合併促進法第十一条の六、第十九条若しくは第二十条の規定の適用若しくは準用を受け、又はこれらの規定の例によつてのものに係るこれらの規定による一部事務組合等に関する特例、水産業協同組合法の特例又は農地法の特例に関しては、なお従前の例による。

- 2 旧新市町村建設促進法第二十七条第十二項の規定の適用を受けた市町村で、この法律の施行の日の前日において、なお旧町村合併促進法第二十条の規定の準用を受けているものに係る当該規定による農地法の特例に関しては、なお従前の例による。
- 3 合併町村、旧町村合併促進法第三十四条の規定の適用を受けた市町村及び旧町村合併促進法適用新市町村で、この法律の施行の日の前日において、なお旧町村合併促進法第二十条の二の規定の適用若しくは準用を受け、又はその例によることとなつているものに係る当該規定による国の財政援助の特例に関しては、昭和四十一年六月二十九日までの間に生じた災害その他の事由に対するものに限り、なお従前の例による。
- 4 昭和三十六年一月一日以後に旧町村合併促進法適用新市町村となつた市町村に係る旧町村合併促進法第二十条の二の規定による国の財政援助の特例に関しては、前項の規定にかかわらず、旧町村合併促進法適用新市町村となつた日の属する年及びこれに続く五年以内に生じた災害その他の事由に対するものに限り、なお従前の例による。

(新市町村建設促進法の廃止に伴う経過措置)

第五条 旧新市町村建設促進法第二条第一項の新市町村(同法第二十八条第五項(同法第二十九条第七項(同条第八項において準用する場合を含む。))において準用し、又は同法第二十九条の二第二項において適用する場合を含む。以下同じ。)第三十条又は第三十条の二の規定により同法の規定が適用される市町村を含む。以下「新市町村」という。)で、この法律の施行の日の前日において、なお旧新市町村建設促進法第二十二条又は第二十三条及び附則第六項(同法附則第七項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の適用を受けているものに係るこれらの規定による地方税法の特例又は地方交付税法の特例に関しては、昭和四十一年度までの年度に限り、なお従前の例による。

- 2 新市町村で、この法律の施行の日の前日において、なお旧新市町村建設促進法第二十四条又は第二十五条の規定の適用があることとなつているものに係るこれらの規定(同法第二十五条第三項から第六項(同条第八項において準用する場合を含む。以下同じ。))の規定を除く。)による国有財産特別措置法の特例又は国有林野法の特例に関しては、昭和四十一年六月二十九日までの間に限り、なお従前の例による。
- 3 新市町村で、この法律の施行の日の前日までに旧新市町村建設促進法第二十五条第一項の規定により国有林野の売払いを受け、若しくは同条第八項の規定の適用を受けたもの又は前項の規定により従前の例により国有林野の売払いを受けたもの及び合併町村又は旧町村合併促進法第三十四条(同法第三十七条第五項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けた市町村で、旧新市町村建設促進法による改正前の町村合併促進法第十七条第一項の規定により国有林野の売払いを受けたものに係る旧新市町村建設促進法第二十五条第三項から第六項まで(同法附則第八項において適用する場合を含む。)の規定による国有林野の経営の承認等に関しては、なお従前の例による。
- 4 昭和三十七年四月一日以後に旧新市町村建設促進法第二十八条第五項の規定の適用を受けた新市町村の昭和四十二年度分以降の地方交付税の算定に関しては、当該市町村が新市町村となつた日の属する年度及びこれに続く五年度に限り、同法による改正前の町村合併促進法第十五条の規定の例による。

(市の合併の特例に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第六条 旧市の合併の特例に関する法律の適用又は準用を受けた市町村に係る同法第三条(同法附則

第五項において準用する場合を含む。)の規定による特例に関しては、なお従前の例による。

(議会の議員の定数の特例に関する経過措置)

第七条 市町村で、この法律の施行の日から当該市町村の議会の議員の一般選挙が行なわれるまでの間において、他の市町村の区域の全部又は一部を編入する市町村の合併をはじめて行なおうとするものが、この法律の施行の日前最近に行なわれた当該市町村の議会の議員の一般選挙の日からこの法律の施行の日の前日までに他の市町村の区域の全部の編入(当該編入に際し、附則第十一条の規定による改正前の新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第百十七号)第二十四条、附則第十三条の規定による改正前の工業整備特別地域整備促進法(昭和三十九年法律第百四十六号)第十三条若しくは旧市の合併の特例に関する法律附則第五項において準用する同法第三条の規定によりその例によることとされる旧町村合併促進法第九条第一項若しくは第二項の規定を適用し、又は地方自治法第九十一条第四項の規定に基づきその議会の議員の定数を増加した場合の編入を除く。以下「旧編入」という。)を行なつた市町村であるときは、当該市町村の合併の際に限り、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村及び旧編入に係る区域ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域及び旧編入に係る区域の人口を当該編入をする合併関係市町村の人口から旧編入に係る区域の人口を差し引いた人口で除して得た数を旧定数に乗じて得た数(〇・五人未満の端数があるときはその端数を切り捨て、〇・五人以上一人未満の端数があるときはその端数は一人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村及び旧編入に係る区域においてその数が〇・五人未満のときも一人とする。)の合計数を旧定数に加えた数をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

2 前項の規定は、第三条第二項又は第四条第一項(第二号に関する部分に限る。)の協議が成立した場合には適用しない。

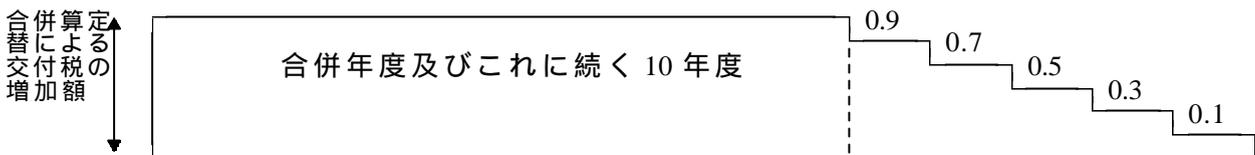
3 第三条第三項から第五項までの規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により」とあるのは「編入された合併関係市町村の編入された区域及び附則第七条第一項にいう旧編入に係る区域ごとにそれらの区域により」と、「編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により」とあるのは「編入された合併関係市町村及び附則第七条第一項にいう旧編入に係る区域ごとに同項の規定により」と、同条第四項中「市町村の合併の特例に関する法律第三条第二項」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律附則第七条第一項」と、同条第五項中「第一項又は第二項」とあるのは「附則第七条第一項」と読み替えるものとする。

4-3-2 合併に関する財政措置

市町村合併に対する地方財政措置

1. 普通交付税額の算定特例期間の延長 《合併特例法第11条》

合併後10カ年度（従来は5カ年度）は合併しなかった場合の普通交付税額を全額保障。さらに、その後5カ年度は激変緩和措置



2. 合併市町村まちづくりのための建設事業に対する財政措置 《合併特例法第11条の2》

合併後10カ年度は市町村建設計画に基づく特に必要な事業の経費に特例地方債を充当(95%)。元利償還金の70%を普通交付税措置（合併特例債）

〔対象事業〕

合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う次に掲げる事業のうち、特に必要と認められるものに要する経費について、合併特例債を起すことができる。

合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業

合併後の市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業

合併後の市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業

〔標準全体事業費〕

対象事業について、 から までの事業に係る標準的な全体の事業費(以下「標準全体事業費」という。)を設定し、その事業量を目安とする。

具体的には、合併に伴い必要となる追加的な地方単独事業費及び国庫補助事業費に係る地方負担額について、合併後人口、増加人口(合併関係市町村の人口の合計から当該市町村の人口のうち最大のものを差し引いた人口)及び合併関係市町村数の多寡に応じ、次の算式により算出する。

(算式)

$$180 \text{ 億円} \times \left(\frac{\text{合併後人口}}{10 \text{ 万人}} \times a+b \right) \times \left(\frac{\text{増加人口}}{1 \text{ 万人}} \times c+d \right) \times \left(2 - \frac{2}{\text{合併関係市町村数}} \right)$$

(合併後人口補正) (増加人口補正) (合併関係市町村数補正)

180億円は、合併後人口が10万人であり、かつ、増加人口が1万人である合併市町村について、合併市町村でない同規模の市町村の通常事業量の約3割増の事業

を行うことのできる地方単独事業費及び国庫補助事業費に係る地方負担額の合計額を想定している。

また、算式中の係数は、次のとおりである。

- ・ a と b は次の表の表側に定める区分ごとに同表に定める数値

合併後人口数による区分	a の数値	b の数値
30,000 人以下	1.000	0.200
30,000 人を超え 100,000 人以下	0.714	0.286
100,000 人を超える	0.000	1.000

- ・ c と d は次の表の表側に定める区分ごとに同表に定める数値

増加人口数による区分	c の数値	d の数値
10,000 人以下	0.333	0.667
10,000 人を超え 50,000 人以下	0.167	0.833
50,000 人を超え 100,000 人以下	0.083	1.250
100,000 人を超え 200,000 人以下	0.042	1.667
200,000 人を超え 400,000 人以下	0.021	2.083
400,000 人を超える	0.000	2.917

3 . 合併市町村振興のための基金造成に対する財政措置

《合併特例法第 11 条の 2》

旧市町村単位の地域振興・住民の一体感醸成のため行う基金造成に対し特例地方債を充当(95%)。元利償還金の 70%を普通交付税措置

〔基金の目的〕

合併後の市町村が地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域における地域振興等(当該区域において過去に合併が行われたことがある場合には、当該過去の合併の際の合併関係市町村の区域における地域振興等を含む。)のために設ける基金(以下「合併市町村振興基金」という。)に対する積立のうち、特に必要と認められるものに要する経費については、合併特例債を起すことができる。

新市町村の一体感の醸成に資するもの

旧市町村単位の地域の振興(旧市町村において過去に合併が行われたことがある場合には、当該過去の合併の際の旧市町村を単位とする地域の振興を含む。)

〔標準基金規模〕

合併市町村振興基金の標準的な規模(標準基金規模)を設定し、基金積立額の目安とする。

具体的には、新市町村の一体感の醸成・旧市町村単位の地域の振興という合併市町村振興基金の目的を踏まえ、合併関係市町村数、増加人口及び合併後の人口の多寡に応じ次の算式により算出する。

(算式)

$$3 \text{ 億円} \times \frac{\text{合併関係市町村数}}{\text{市町村数均等割}} + 1 \text{ 万円} \times \frac{\text{増加人口}}{\text{増加人口割}} + 5 \text{ 千円} \times \frac{\text{合併後人口}}{\text{合併後人口割}}$$

合併市町村振興基金の積立に際し、その必要がある場合には、算式により算出される標準基金規模のおおむね 5 割増まで積立を行うことができる。いずれの場合も 40 億円を振興基金の上限とする。

4 . 合併市町村に対する財政措置 (平成 12 年度から実施)

合併を機に行われる新たなまちづくり、合併関係市町村間の公共料金の格差調整、公債費負担格差の是正や土地開発公社の経営健全化等についての需要に的確に対応するため、平成 17 年 3 月までに合併を行う市町村に対し、合併年度又はその翌年度から 3 ヶ年にわたり特別交付税による包括的な支援措置を講ずる(「合併市町村支援」)。

〔支援内容〕

新しいまちづくり：合併を機に行う新たなまちづくりの財政需要を包括的に措置

公共料金格差是正：合併関係市町村間における公共料金の統一に要する一般会計負担を包括的に措置

公債費負担格差是正：合併関係市町村間における公債費負担格差について、利子相当額を包括的に措置

土地開発公社の経営健全化：土地開発公社について合併を機に経営健全化を図ろうとする設立・出資市町村の取組みを包括的に支援

(算式)

次の算式により算出した額を 3 年度間にわたり、1 年目 5 割、2 年目 3 割、3 年目 2 割の割合で交付する。

$$(4 \text{ 億円} + 4 \text{ 千円} \times \text{増加人口}) \times \text{補正係数}$$

(増加人口は、(合併後人口 - 各旧市町村人口)のうち最も小さいもの。増加人口の上限は 10 万人。)

補正係数(人口の増加程度に応じた係数。小規模町村による対等合併的な合併、大同団結的な合併を手厚く支援。)

増加人口/合併後人口	係数
20% 未満	1.0
20% 以上 40% 未満	1.25
40% 以上	1.5

5 . 合併直後の臨時的経費に対する財政措置 《合併特例法第 11 条》

普通交付税(合併補正)による包括的財政措置

(1) 行政の一体化(基本構想等の策定・改訂、コンピュータ・システムの統一、ネットワークの整備等)

(2) 行政水準・住民負担水準の格差是正(住民サービスの水準の調整等)

(算式)

次の算式により算出した額を 5 年度間にわたり、均等に普通交付税の基準財政需要額に算入する。

$$\frac{(1 \text{ 億円} + 5 \text{ 千円} \times \text{合併後人口}) \times (1 + (\text{合併関係市町村数} - 2) / 4)}{(\text{固定経費}) (\text{合併後人口に応じた経費}) (\text{合併関係市町村数補正})}$$

ただし、30 億円を算入額の上限とする。

6．合併準備経費に対する財政措置（平成 10 年度から実施）

合併協議会設置経費等に対する特別交付税措置

7．合併移行経費に対する財政措置（平成 12 年度から実施）

合併関係市町村が合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため、合併前に要する電算システムの統一等の「合併移行経費」に対する特別交付税措置

8．都道府県が行う合併支援経費に対する財政措置

合併関係市町村が行う事業に対して市町村合併の円滑な実施に資する観点から都道府県が交付する補助金・交付金等を対象として、特別交付税措置

9．都道府県が行う合併推進事業に対する財政措置（平成 10 年度から拡充）

都道府県が行う合併のための調査・研究、気運醸成等に要する経費を普通交付税措置

市町村合併推進補助金

(平成12年度から実施)

(1) 合併準備補助金

- 対象団体 : 平成11年度以降に設置され、市町村建設計画の作成等、市町村の合併に関し、先導的な取組を積極的に行っている法定合併協議会の構成市町村
- 対象事業 : 市町村建設計画の作成及びそのための準備等に要する経費
- 補助額 : 1 関係市町村につき5百万円を上限とする定額補助(1回限り補助)
- 平成12年度予算額 : 5百万円 × 24 地方公共団体 = 120百万円

(2) 合併市町村補助金

- 対象団体 : 平成17年3月31日までに合併した市町村で、下記の事業により先導的な取組を行っている市町村
- 対象事業 : 合併に伴い必要な事業として市町村建設計画に位置付けられたもので、かつ、別に定める事業のうち、全国的な市町村合併の推進という観点からモデルとなる事業
- 補助額 : 下記の表に基づいて人口規模により算出される合併関係市町村毎の額の合算額を上限として、合併成立年度から3か年度を限度として合併市町村に補助(定額補助、平成12年度は補助対象団体の見込みなし)。

(金額は百万円単位)

関係市町村人口

~	5,000(人)	20
5,001	~ 10,000(人)	30
10,001	~ 50,000(人)	50
50,001	~ 100,000(人)	70
100,001	~ (人)	100

国が特に必要と認める場合については、各年度の補助の合計額が単年度上限額の3倍の範囲内で、単年度に、上記の上限額を超えて補助をすることができる。

4-3-3 合併による行財政の効率化の試算

中核市・特例市志向型（人口30万人・20万人以上）

区分	A市	B町	C村	D町	E村	F町	合併後の姿 (e)	類似団体 (b) 都市(-3)	比較 増減 (c)=(b)-(a)	増減 割合% (c)/(a)	
人口及び面積	平成7年 国調人口 (人)	170,938	25,285	24,863	25,475	30,447	30,479	307,487	300,177		
	面積 (0.10.1) (km ²)	115	161	78	44	112	64	573	552		
1 財政の状況(1団体当たり・千円)											
財政 事項	基準財政 収入額	20,741,048	2,686,307	2,739,879	2,647,710	2,992,208	3,389,409	35,196,561	37,842,682		
	基準財政 需要額	25,935,632	5,265,276	4,745,845	4,695,141	5,944,053	5,279,387	51,865,334	49,041,320		
	標準財政規模 (標準税収入 額等+普通交 付税)(A)	32,648,084	6,106,198	5,609,249	5,540,731	6,871,504	6,361,298	63,137,064	61,300,945		
	歳入総額	57,408,809	10,525,791	8,922,006	9,497,585	11,815,912	9,918,327	108,088,430	110,983,369		
	歳出総額	55,708,360	10,086,445	8,497,449	9,068,098	11,328,078	9,436,518	104,124,948	106,880,611		
2 人口一人当たりの性質別歳出額(円)											
1	人件費(a)	74,857	76,924	70,410	70,739	66,786	67,085	72,757	64,549	-8,208	-11.3%
2	物件費	35,218	44,278	41,621	43,145	35,062	44,314	38,024	38,852	828	2.2%
3	維持補修費	3,746	5,223	3,134	3,132	3,250	2,969	3,641	5,748	2,107	57.9%
4	扶助費	40,134	24,915	19,548	21,365	24,742	19,350	32,079	33,560	1,481	4.6%
5	補助費等	25,006	49,812	42,562	37,051	43,747	36,239	32,432	22,014	-10,418	-32.1%
6	公債費	35,276	37,786	36,482	38,161	33,551	29,773	35,103	38,337	3,234	9.2%
7	積立金	3,093	12,167	10,561	13,055	5,085	8,929	6,044	5,137	-907	-15.0%
8	投資及び出資 金貸付金	22,193	5,057	9,792	3,810	5,425	4,596	14,854	14,279	-575	-3.9%
9	繰出金	19,941	21,138	20,941	22,959	19,960	17,724	20,152	21,172	1,020	5.1%
10	前年度繰上 充用金	3	0	0	0	0	0	2	0	-2	-100.0%
11	投資的経費	64,318	118,532	81,227	92,182	127,016	70,661	79,289	113,628	34,339	43.3%
	うち人 件費(b)	1,857	3,489	1,808	1,850	2,994	1,881	2,102	2,165	63	3.0%
	(1)普通建設 事業費	64,072	110,727	80,067	90,154	123,742	70,404	77,899	111,964	34,065	43.7%
	うち単独 事業費	41,558	74,581	56,826	64,621	87,694	51,603	52,983	77,441	24,458	46.2%
	(2)災害復旧 事業費	70	7,805	1,160	1,491	3,274	257	1,248	1,664	416	33.4%
(3)失業対策 事業費	176	0	0	537	0	0	142	0	-142	-100.0%	
	歳出合計	323,785	395,830	336,277	345,599	364,624	301,641	334,376	357,278	22,902	6.8%
	うち人件費 (a)+(b)	76,714	80,412	72,217	72,589	69,779	68,967	74,858	66,714	-8,144	-10.9%
	人口千人当たりの 職員数	7.63	8.98	7.90	7.83	7.74	7.78	7.81	7.00	-0.81	-10.3%

合併特別債試算		臨時的経費財政措置(普通交付税)	
合併まちづくり事業債(合併した年を含め10年間)		30億円	
標準事業費	672億円	5年間合計・各年均等割交付	
起債可能額(充当率95%)	639億円	合併補助金(国)	
利息抜き基準財政需要額 算入分(充当率70%)	447億円	合併準備交付金 3,000万円	
基金造成債		合併市町村交付金 11億円 (合併成立年度から3年間交付の合計額)	
標準基金規模	32億円	特別交付税措置 (合併年度又は翌年から3ヶ年度)	
基金積立上限額 (標準基金規模の1.5倍。上限40億)	40億円	1年目	6億円
起債可能額(充当率95%)	38億円	2年目	4億円
利息抜き基準財政需要額 算入分(充当率70%)	27億円	3年目	2億円

都市機能強化型

区分	A市	B村	C町	D村	合併後の姿 e)	類似団体 (b) 都市(-2)	比較 増減 (c)=(b)-(a)	増減 割合% (c)/(a)	
人口及び面積	平成7年 国調人口 (人) 42,971	6,728	6,728	6,751	63,178	62,904			
	面積 (0.10.1) (K㎡) 147	110	110	58	425	154			
1 財政の状況(1団体当たり・千円)									
財政事項	基準財政 収入額	4,851,353	607,708	607,708	676,162	6,742,931	7,578,447		
	基準財政 需要額	8,109,894	2,359,234	2,359,234	2,072,467	14,900,829	11,171,462		
	標準財政規模 (標準税収入 額等+普通交 付税)(A)	9,656,101	2,544,198	2,544,198	2,282,540	17,027,037	13,594,100		
	歳入総額	16,796,720	4,618,488	4,618,488	4,094,253	30,127,949	23,680,206		
	歳出総額	16,161,832	4,443,070	4,443,070	3,930,576	28,978,548	22,805,422		
2 人口一人当たりの性別歳出額(円)									
1	人件費(a)	78,578	126,444	126,444	111,205	92,259	70,552	-21,707	-23.5%
2	物件費	38,762	71,357	71,357	67,654	48,792	37,429	-11,363	-23.3%
3	維持補修費	4,562	5,740	5,740	5,240	4,885	3,516	-1,369	-28.0%
4	扶助費	33,457	30,678	30,678	27,936	32,275	33,663	1,388	4.3%
5	補助費等	37,838	71,875	71,875	63,023	47,779	36,282	-11,497	-24.1%
6	公債費	42,322	83,310	83,310	69,582	53,965	40,948	-13,017	-24.1%
7	積立金	8,171	19,687	19,687	19,924	11,880	6,949	-4,931	-41.5%
8	投資及び出資 金貸付金	14,255	7,132	7,132	5,420	11,794	14,845	3,051	25.9%
9	繰出金	22,368	33,223	33,223	35,010	26,031	22,399	-3,632	-14.0%
10	前年度繰上 充用金	0	0	0	83	9	0	-9	-100.0%
11	投資的経費	93,232	208,306	208,306	179,065	126,913	92,638	-34,275	-27.0%
	うち人 件費(b)	2,429	4,617	4,617	3,677	3,028	2,451	-577	-19.1%
	(1)普通建設 事業費	91,232	197,189	197,189	171,980	122,428	90,718	-31,710	-25.9%
	うち単独 事業費	62,502	119,217	119,217	108,183	79,463	60,677	-18,786	-23.6%
	(2)災害復旧 事業費	2,000	11,117	11,117	5,586	4,325	1,920	-2,405	-55.6%
(3)失業対策 事業費	0	0	0	1,499	160	0	-160	-100.0%	
	歳出合計	373,545	657,752	657,752	584,141	456,581	359,220	-97,361	-21.3%
	うち人件費 (a)+(b)	81,006	131,061	131,061	114,883	95,287	73,004	-22,283	-23.4%
人口千人当たりの 職員数		8.72	13.50	13.50	12.42	10.13	7.62	-2.51	-24.8%

合併特別償還試算	臨時的経費財政措置(普通交付税)
合併まちづくり事業債(合併した年を含め10年間)	6億円
標準事業費	233億円
起債可能額(充当率95%)	221億円
利息抜き基準財政需要額 算入分(充当率70%)	155億円
基金造成債	
標準基金規模	14億円
基金積立上限額 (標準基金規模の1.5倍。上限40億)	21億円
起債可能額(充当率95%)	20億円
利息抜き基準財政需要額 算入分(充当率70%)	14億円
	5年間合計・各年均等割交付
	合併補助金(国)
	合併準備交付金 2,000万円
	合併市町村交付金 4億円 (合併成立年度から3年間交付の合計額)
	特別交付税措置 (合併年度又は翌年から3ヶ年度)
	1年目 3億円
	2年目 2億円
	3年目 1億円

市制施行型

a) 地方自治法第8条による場合(人口5万人以上)

a-1)

区分	A 町	B 村	C 町	D 村	E 町	合併後の姿 (a)	類似団体 (b) 都市(-2)	比較 増減 (c)=(b)-(a)	増減 割合% (c)/(a)	
人口及び面積	平成7年 国調人口 (人)	10,055	10,439	15,039	19,604	24,863	80,000	97,976		
	面積 (0.0.1) (Km ²)	103	70	71	145	78	468	210		
1 財政の状況(1団体当たり・千円)										
財政 事項	基準財政 収入額	914,417	1,122,245	1,633,155	1,830,265	2,739,879	8,239,961	11,779,357		
	基準財政 需要額	2,908,188	2,645,407	3,280,983	4,413,374	4,745,845	17,993,797	16,274,539		
	標準財政規模 (標準税収入 額等+普通交 付税)(A)	3,188,481	2,998,681	3,798,023	4,977,705	5,609,249	20,572,139	20,185,966		
	歳入総額	5,624,241	5,090,700	6,452,468	8,262,962	8,922,006	34,352,377	35,470,541		
	歳出総額	5,401,514	4,879,012	6,176,508	7,910,066	8,497,449	32,864,549	34,084,017		
2 人口一人当たりの性別別歳出額(円)										
1	人件費(a)	106,138	92,018	81,060	82,155	70,410	82,600	67,027	-15,573	-18.9%
2	物件費	58,430	53,861	48,472	43,832	41,621	47,161	37,866	-9,295	-19.7%
3	維持補修費	4,791	4,440	3,584	4,382	3,134	3,903	4,339	436	11.2%
4	扶助費	29,801	24,742	23,218	25,845	19,548	23,747	30,090	6,343	26.7%
5	補助費等	61,284	56,451	52,355	51,147	42,562	50,672	34,743	-15,929	-31.4%
6	公債費	65,253	51,649	41,167	43,315	36,482	44,632	35,723	-8,909	-20.0%
7	積立金	17,910	15,345	12,440	10,680	10,561	12,491	2,947	-9,544	-76.4%
8	投資及び出資 金貸付金	5,660	6,636	7,983	6,092	9,792	7,614	12,967	5,353	70.3%
9	繰出金	28,157	27,748	23,300	24,619	20,941	24,081	20,404	-3,677	-15.3%
10	前年度繰上 充用金	0	0	60	0	0	11	0	-11	-100.0%
11	投資的経費	155,650	129,013	112,667	107,867	81,227	109,255	100,974	-8,281	-7.6%
	うち人 件費(b)	3,371	2,645	2,434	2,912	1,808	2,502	3,146	644	25.7%
	(1)普通建設 事業費	147,175	124,883	109,687	101,359	80,067	105,135	100,141	-4,994	-4.8%
	うち単独 事業費	89,769	81,933	74,876	65,328	56,826	69,719	72,800	3,081	4.4%
	(2)災害復旧 事業費	8,085	3,576	2,980	6,509	1,160	3,999	833	-3,166	-79.2%
(3)失業対策 事業費	390	554	0	0	0	121	0	-121	-100.0%	
	歳出合計	533,075	461,904	406,305	399,936	336,277	406,169	347,080	-59,089	-14.5%
	うち人件費 (a)+(b)	109,509	94,663	83,494	85,067	72,217	85,102	70,173	-14,929	-17.5%
	人口千人当たりの 職員数	11.56	10.31	9.01	9.14	7.90	9.19	7.23	-1.96	-21.3%

合併特別償試算		臨時的経費財政措置(普通交付税)	
合併まちづくり事業債(合併した年を含め10年間)		9 億円	
標準事業費	422 億円	5年間合計・各年均等割交付	
起債可能額(充当率95%)	400 億円		
利息抜き基準財政需要額 算入分(充当率70%)	280 億円	合併補助金(国)	
基金造成債		合併準備交付金 2,500 万円	
標準基金規模	21 億円	合併市町村交付金 8 億円 (合併成立年度から3年間交付の合計額)	
基金積立上限額 (標準基金規模の1.5倍。上限40億円)	31 億円	特別交付税措置 (合併年度又は翌年から3ヶ年度)	
起債可能額(充当率95%)	29 億円	1年目 5 億円	
利息抜き基準財政需要額 算入分(充当率70%)	20 億円	2年目 3 億円	
		3年目 2 億円	

市制施行型

a) 地方自治法第8条による場合(人口5万人以上)

a-2)

区分	A村	B村	C町	D村	E町	合併後の姿 (e)	類似団体 (b) 都市(-0)	比較 増減 (c)=(b)-(a)	増減 割合 (c)/(a)	
人口及び面積	平成7年 国調人口 (人)	6,728	6,728	6,751	10,231	20,352	50,790	40,275		
	面積 (0.0,1) (Km ²)	110	110	58	137	74	489	309		
1 財政の状況(1団体当たり・千円)										
財政 事項	基準財政 収入額	607,708	607,708	676,162	819,309	2,049,619	4,760,506	3,898,487		
	基準財政 需要額	2,359,234	2,359,234	2,072,467	3,179,607	4,046,695	14,017,237	8,579,168		
	標準財政規模 (標準税収入 額等+普通交 付税)(A)	2,544,198	2,544,198	2,282,540	3,424,255	4,695,760	15,490,951	9,795,631		
	歳入総額	4,618,488	4,618,488	4,094,253	6,357,345	7,554,922	27,243,496	17,768,227		
	歳出総額	4,443,070	4,443,070	3,930,576	6,140,445	7,186,179	26,143,340	17,295,033		
2 人口一人当たりの性別歳出額(円)										
1	人件費(a)	126,444	126,444	111,205	113,408	72,684	100,250	82,928	-17,322	-17.3%
2	物件費	71,357	71,357	67,654	61,664	41,044	56,766	46,253	-10,513	-18.5%
3	維持補修費	5,740	5,740	5,240	4,617	3,690	4,626	4,702	76	1.6%
4	扶助費	30,678	30,678	27,936	33,445	22,953	27,775	38,408	10,633	38.3%
5	補助費等	71,875	71,875	63,023	63,665	40,848	56,612	42,150	-14,462	-25.5%
6	公債費	83,310	83,310	69,582	71,777	38,208	61,089	46,405	-14,684	-24.0%
7	積立金	19,687	19,687	19,924	18,193	8,095	14,773	9,509	-5,264	-35.6%
8	投資及び出資 金貸付金	7,132	7,132	5,420	6,512	5,232	6,018	9,464	3,446	57.3%
9	繰出金	33,223	33,223	35,010	29,432	21,547	28,018	25,131	-2,887	-10.3%
10	前年度繰上 充用金	0	0	83	0	0	11	0	-11	-100.0%
11	投資的経費	208,306	208,306	179,065	192,155	93,487	155,157	118,087	-37,070	-23.9%
	うち人 件費(b)	4,617	4,617	3,677	4,360	2,070	3,420	2,792	-628	-18.4%
	(1)普通建設 事業費	197,189	197,189	171,980	179,849	90,354	147,536	115,924	-31,612	-21.4%
	うち単独 事業費	119,217	119,217	108,183	100,036	63,153	91,421	74,940	-16,481	-18.0%
	(2)災害復旧 事業費	11,117	11,117	5,586	12,306	2,366	7,115	2,163	-4,952	-69.6%
(3)失業対策 事業費	0	0	1,499	0	767	507	0	-507	-100.0%	
	歳出合計	657,752	657,752	584,141	594,868	347,787	511,095	423,037	-88,058	-17.2%
	うち人件費 (a)+(b)	131,061	131,061	114,883	117,767	74,755	103,670	85,720	-17,950	-17.3%
人口千人当たりの 職員数	13.50	13.50	12.42	12.31	8.18	10.98	9.44	-1.54	-14.1%	

合併特別償還試算		臨時的経費財政措置(普通交付税)	
合併まちづくり事業債(合併した年を含め10年間)		6億円	
標準事業費	251億円	5年間合計・各年均等割交付	
起債可能額(充当率95%)	238億円	合併補助金(国)	
利息抜き基準財政需要額 算入分(充当率70%)	167億円	合併準備交付金 2,500万円	
基金造成債		合併市町村交付金 6億円 (合併成立年度から3年間交付の合計額)	
標準基金規模	18億円	特別交付税措置 (合併年度又は翌年から3ヶ年度)	
基金積立上限額 (標準基金規模の1.5倍。上限40億)	27億円	1年目 4億円	
起債可能額(充当率95%)	26億円	2年目 2億円	
利息抜き基準財政需要額 算入分(充当率70%)	18億円	3年目 2億円	

市制施行型

b) 合併特例法第5条の2による場合(人口4万人以上)

区分	A村	B町	C村	D町	合併後の姿 (a)	類似団体 (b) 都市(-2)	比較 増減 (c)=(b)-(a)	増減 割合% (c)/(a)	
人口及び面積	平成7年 国調人口 (人) 2,239	6,774	15,039	24,863	48,915	42,971			
面積 (0.10.1) (Km ²)	104	197	71	78	451	147			
1 財政の状況(1団体当たり・千円)									
財政事項	基準財政収入額	197,249	813,778	1,633,155	2,739,879	5,384,061	4,851,353		
	基準財政需要額	1,519,216	2,382,249	3,280,983	4,745,845	11,928,293	8,109,894		
	標準財政規模 (標準税収入 額等+普通交 付税)(A)	1,571,294	2,637,941	3,798,023	5,609,249	13,616,507	9,656,101		
	歳入総額	3,265,077	4,850,344	6,452,468	8,922,006	23,489,895	16,796,720		
歳出総額	3,133,986	4,670,616	6,176,508	8,497,449	22,478,559	16,161,832			
2 人口一人当たりの性質別歳出額(円)									
1	人件費(a)	233,083	137,787	81,060	70,410	90,461	78,578	-11,883	-13.1%
2	物件費	147,985	81,607	48,472	41,621	54,133	38,762	-15,371	-28.4%
3	維持補修費	14,849	6,305	3,584	3,134	4,248	4,562	314	7.4%
4	扶助費	40,361	32,584	23,218	19,548	23,434	33,457	10,023	42.8%
5	補助費等	116,038	83,570	52,355	42,562	54,615	37,838	-16,777	-30.7%
6	公債費	176,441	85,546	41,167	36,482	51,123	42,322	-8,801	-17.2%
7	積立金	66,608	15,365	12,440	10,561	14,369	8,171	-6,198	-43.1%
8	投資及び出資 金貸付金	11,852	7,558	7,983	9,792	9,021	14,255	5,234	58.0%
9	繰出金	55,623	40,866	23,300	20,941	26,013	22,368	-3,645	-14.0%
10	前年度繰上 充用金	0	0	60	0	18	0	-18	-100.0%
11	投資的経費	551,234	216,583	112,667	81,227	131,152	93,232	-37,920	-28.9%
	うち人 件費(b)	9,170	5,367	2,434	1,808	2,830	2,429	-401	-14.2%
	(1)普通建設 事業費	500,897	204,713	109,687	80,067	125,698	91,232	-34,466	-27.4%
	うち単独 事業費	241,943	118,914	74,876	56,826	79,447	62,502	-16,945	-21.3%
	(2)災害復旧 事業費	50,337	10,083	2,980	1,160	5,206	2,000	-3,206	-61.6%
(3)失業対策 事業費	0	1,787	0	0	247	0	-247	-100.0%	
	歳出合計	1,414,074	707,772	406,305	336,277	458,588	373,545	-85,043	-18.5%
	うち人件費 (a)+(b)	242,253	143,154	83,494	72,217	93,291	81,006	-12,285	-13.2%
	人口千人当たりの 職員数	24.78	14.86	9.01	7.90	9.98	8.72	-1.26	-12.6%

合併特例債試算	臨時的経費財政措置(普通交付税)
合併まちづくり事業債(合併した年を含め10年間)	5億円
標準事業費	212億円
起債可能額(充当率95%)	201億円
利息抜き基準財政需要額 算入分(充当率70%)	141億円
基金造成債	
標準基金規模	14億円
基金積立上限額 (標準基金規模の1.5倍。上限40億)	22億円
起債可能額(充当率95%)	21億円
利息抜き基準財政需要額 算入分(充当率70%)	14億円
	5年間合計・各年均等割交付
	合併補助金(国)
	合併準備交付金 2,000万円
	合併市町村交付金 5億円 (合併成立年度から3年間交付の合計額)
	特別交付税措置 (合併年度又は翌年から3ヶ年度)
	1年目 4億円
	2年目 2億円
	3年目 1億円

市制施行型

c) 合併特例法附則第2条の2による場合(人口3万人以上)

区分	A村	B町	C村	D町	合併後の姿 (e)	類似団体 (b) 都市(0-0)	比較 増減 (c)=(b)-(a)	増減 割合 (c)/(a)	
人口及び面積	平成7年 国調人口 (人) 4,584	4,171	6,728	15,137	30,620	26,146			
面積 (0.10.1) (Km ²)	112	109	110	110	441	232			
1 財政の状況(1団体当たり・千円)									
財政事項	基準財政収入額	366,907	454,550	607,708	1,362,746	2,791,911	2,150,880		
	基準財政需要額	2,087,274	1,727,678	2,359,234	3,652,608	9,826,794	6,506,899		
	標準財政規模 (標準税収入 額等+普通交 付税)(A)	2,193,774	1,870,950	2,544,198	4,073,399	10,682,321	7,165,849		
	歳入総額	4,202,624	3,600,215	4,618,488	6,878,829	19,300,156	13,972,218		
	歳出総額	4,066,023	3,422,855	4,443,070	6,597,258	18,529,206	13,392,298		
2 人口一人当たりの性質別歳出額(円)									
1	人件費(a)	159,382	152,000	126,444	90,715	117,194	102,938	-14,256	-12.2%
2	物件費	93,105	92,280	71,357	49,509	66,662	46,478	-20,184	-30.3%
3	維持補修費	7,332	6,966	5,740	3,674	5,124	5,484	360	7.0%
4	扶助費	40,252	32,101	30,678	26,012	29,998	48,745	18,747	62.5%
5	補助費等	83,599	102,075	71,875	55,037	69,420	42,661	-26,759	-38.5%
6	公債費	118,317	105,480	83,310	48,873	74,547	60,242	-14,305	-19.2%
7	積立金	25,392	36,386	19,687	13,297	19,657	14,632	-5,025	-25.6%
8	投資及び出資 金貸付金	7,353	6,086	7,132	5,566	6,248	8,936	2,688	43.0%
9	繰出金	44,154	48,664	33,223	22,227	31,527	25,187	-6,340	-20.1%
10	前年度繰上 充用金	0	0	0	197	97	0	-97	-100.0%
11	投資的経費	312,768	246,915	208,306	117,801	184,463	155,919	-28,544	-15.5%
	うち人 件費(b)	6,686	4,511	4,617	2,642	3,936	4,445	509	12.9%
	(1)普通建設 事業費	291,920	242,422	197,189	112,721	175,776	144,858	-30,918	-17.6%
	うち単独 事業費	152,080	148,767	119,217	72,834	105,233	84,411	-20,822	-19.8%
	(2)災害復旧 事業費	20,848	4,494	11,117	5,080	8,687	11,060	2,373	27.3%
(3)失業対策 事業費	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
	歳出合計	891,654	828,952	657,752	432,908	604,937	511,222	-93,715	-15.5%
	うち人件費 (a)+(b)	166,068	156,511	131,061	93,357	121,130	107,383	-13,747	-11.3%
	人口千人当たりの 職員数	17.03	16.05	13.50	9.94	12.62	11.31	-1.31	-10.4%

合併特例償試算	臨時的経費財政措置(普通交付税)
合併まちづくり事業債(合併した年を含め10年間)	4億円
標準事業費	149億円
起債可能額(充当率95%)	141億円
利息抜き基準財政需要額 算入分(充当率70%)	99億円
基金造成債	
標準基金規模	14億円
基金積立上限額 (標準基金規模の1.5倍。上限40億)	20億円
起債可能額(充当率95%)	19億円
利息抜き基準財政需要額 算入分(充当率70%)	14億円
	5年間合計・各年均等割交付
	合併補助金(国)
	合併準備交付金 2,000万円
	合併市町村交付金 4億円 (合併成立年度から3年間交付の合計額)
	特別交付税措置 (合併年度又は翌年から3ヶ年度)
	1年目 3億円
	2年目 2億円
	3年目 1億円

行政基盤強化型

-1)

区分	A 村	B 町	C 村	合併後の姿 (a)	類似団体 (b) 町村(-2)	比較 増減 (c)=(b)-(a)	増減 割合% (c)/(a)
人口及び面積	平成7年 国調人口 (人) 4,584	10,055	15,039	29,678	30,447		
	面積 (0.10.1) (Km ²) 112	103	71	286	112		
1 財政の状況(1団体当たり・千円)							
財政事項	基準財政収入額	366,907	914,417	1,633,155	2,914,479	2,992,208	
	基準財政需要額	2,087,274	2,908,188	3,280,983	8,276,445	5,944,053	
	標準財政規模 (標準税収入 額等+普通交 付税)(A)	2,193,774	3,188,481	3,798,023	9,180,278	6,871,504	
	歳入総額	4,202,624	5,624,241	6,452,468	16,279,333	11,815,912	
	歳出総額	4,066,023	5,401,514	6,176,508	15,644,045	11,328,078	
2 人口一人当たりの性別歳出額(円)							
1	人件費(a)	159,382	106,138	81,060	101,654	66,786	-34.3%
2	物件費	93,105	58,430	48,472	58,740	35,062	-40.3%
3	維持補修費	7,332	4,791	3,584	4,572	3,250	-28.9%
4	扶助費	40,252	29,801	23,218	28,079	24,742	-11.9%
5	補助費等	83,599	61,284	52,355	60,206	43,747	-27.3%
6	公債費	118,317	65,253	41,167	61,244	33,551	-45.2%
7	積立金	25,392	17,910	12,440	16,294	5,085	-68.8%
8	投資及び出資 金貸付金	7,353	5,660	7,983	7,099	5,425	-23.6%
9	繰出金	44,154	28,157	23,300	28,167	19,960	-29.1%
10	前年度繰上 充用金	0	0	60	30	0	-100.0%
11	投資的経費	312,768	155,650	112,667	158,137	127,016	-19.7%
	うち人 件費(b)	6,686	3,371	2,434	3,408	2,994	-12.2%
	(1)普通建設 事業費	291,920	147,175	109,687	150,535	123,742	-17.8%
	うち単独 事業費	152,080	89,769	74,876	91,847	87,694	-4.5%
	(2)災害復旧 事業費	20,848	8,085	2,980	7,469	3,274	-56.2%
(3)失業対策 事業費	0	390	0	132	0	-100.0%	
	歳出合計	891,654	533,075	406,305	524,221	364,624	-30.4%
	うち人件費 (a)+(b)	166,068	109,509	83,494	105,062	69,779	-33.6%
	人口千人当たりの 職員数	17.03	11.56	9.01	11.11	7.74	-30.3%

合併特別償試算	臨時的経費財政措置(普通交付税)
合併まちづくり事業債(合併した年を含め10年間)	3億円
標準事業費	128億円
起債可能額(充当率95%)	122億円
利息抜き基準財政需要額 算入分(充当率70%)	85億円
基金造成債	
標準基金規模	10億円
基金積立上限額 (標準基金規模の1.5倍。上限40億)	16億円
起債可能額(充当率95%)	15億円
利息抜き基準財政需要額 算入分(充当率70%)	10億円
	5年間合計・各年均等割交付
	合併補助金(国)
	合併準備交付金 1,500万円
	合併市町村交付金 4億円 (合併成立年度から3年間交付の合計額)
	特別交付税措置 (合併年度又は翌年から3ヶ年度)
	1年目 3億円
	2年目 2億円
	3年目 1億円

行政基盤強化型

-2)

区分	A 町	B 村	C 村	D 町	E 町	合併後の姿 (e)	類似団体 (b) 町村 (-2)	比較 増減 (c)=(b)-(a)	増減 割合 (c)/(a)	
人口及び面積	平成7年 国調人口 (人)	2,450	2,178	2,178	6,728	15,039	28,573	30,447		
	面積 (0.10.1) (Km ²)	132	131	131	110	71	575	112		
1 財政の状況(1団体当たり・千円)										
財政事項	基準財政 収入額	225,231	228,829	228,829	607,708	1,633,155	2,923,752	2,992,208		
	基準財政 需要額	1,584,776	1,415,772	1,415,772	2,359,234	3,280,983	10,056,537	5,944,053		
	標準財政規模 (標準税収入 額等+普通交 付税)(A)	1,648,464	1,482,385	1,482,385	2,544,198	3,798,023	10,955,455	6,871,504		
	歳入総額	3,270,005	2,908,856	2,908,856	4,618,488	6,452,468	20,158,673	11,815,912		
	歳出総額	3,160,175	2,809,251	2,809,251	4,443,070	6,176,508	19,398,255	11,328,078		
2 人口一人当たりの性質別歳出額(円)										
1	人件費(a)	217,272	234,574	234,574	126,444	81,060	126,829	66,786	-60,043	-47.3%
2	物件費	139,561	148,819	148,819	71,357	48,472	76,969	35,062	-41,907	-54.4%
3	維持補修費	14,211	11,949	11,949	5,740	3,584	6,278	3,250	-3,028	-48.2%
4	扶助費	43,610	35,589	35,589	30,678	23,218	28,609	24,742	-3,867	-13.5%
5	補助費等	117,585	119,927	119,927	71,875	52,355	72,846	43,747	-29,099	-39.9%
6	公債費	180,547	181,604	181,604	83,310	41,167	84,451	33,551	-50,900	-60.3%
7	積立金	47,372	41,169	41,169	19,687	12,440	21,521	5,085	-16,436	-76.4%
8	投資及び出資 金貸付金	5,991	9,114	9,114	7,132	7,983	7,784	5,425	-2,359	-30.3%
9	繰出金	60,265	65,944	65,944	33,223	23,300	35,307	19,960	-15,347	-43.5%
10	前年度繰上 充用金	0	0	0	0	60	32	0	-32	-100.0%
11	投資的経費	470,801	469,978	469,978	208,306	112,667	220,368	127,016	-93,352	-42.4%
	うち人 件費(b)	9,404	8,627	8,627	4,617	2,434	4,490	2,994	-1,496	-33.3%
	(1)普通建設 事業費	435,757	445,684	445,684	197,189	109,687	209,473	123,742	-85,731	-40.9%
	うち単独 事業費	211,170	215,217	215,217	119,217	74,876	118,399	87,694	-30,705	-25.9%
	(2)災害復旧 事業費	35,044	24,286	24,286	11,117	2,980	10,893	3,274	-7,619	-69.9%
	(3)失業対策 事業費	0	8	8	0	0	1	0	-1	-100.0%
	歳出合計	1,297,214	1,318,668	1,318,668	657,752	406,305	680,995	364,624	-316,371	-46.5%
	うち人件費 (a)+(b)	226,676	243,201	243,201	131,061	83,494	131,319	69,779	-61,540	-46.9%
	人口千人当たりの 職員数	23.04	24.83	24.83	13.50	9.01	13.68	7.74	-5.94	-43.4%

合併特別償試算	臨時的経費財政措置(普通交付税)
合併まちづくり事業債(合併した年を含め10年間)	4 億円
標準事業費	148 億円
起債可能額(充当率95%)	141 億円
利息抜き基準財政需要額 算入分(充当率70%)	99 億円
基金造成債	5年間合計・各年均等割交付
標準基金規模	16 億円
基金積立上限額 (標準基金規模の1.5倍。上限40億)	25 億円
起債可能額(充当率95%)	23 億円
利息抜き基準財政需要額 算入分(充当率70%)	16 億円
	合併補助金(国)
	合併準備交付金 2,500 万円
	合併市町村交付金 4 億円 (合併成立年度から3年間交付の合計額)
	特別交付税措置 (合併年度又は翌年から3ヶ年度)
	1年目 3 億円
	2年目 2 億円
	3年目 1 億円

行政基盤強化型

-3)

区分	A 町	B 村	C 町	合併後の姿 (a)	類似団体 (b) 町村(-2)	比較 増減 (c)=(b)-(a)	増減 割合% (c)/(a)
人口及び面積	平成7年 国調人口 (人) 2,450	2,178	4,507	9,135	10,055		
	面積 (0.10.1) (Km ²) 132	131	114	377	103		
1 財政の状況(1団体当たり・千円)							
財政事項	基準財政収入額	225,231	228,829	393,244	847,304	914,417	
	基準財政需要額	1,584,776	1,415,772	1,978,653	4,979,201	2,908,188	
	標準財政規模 (標準税収入 額等+普通交 付税)(A)	1,648,464	1,482,385	2,095,068	5,225,917	3,188,481	
	歳入総額	3,270,005	2,908,856	4,017,838	10,196,699	5,624,241	
	歳出総額	3,160,175	2,809,251	3,859,677	9,829,103	5,401,514	
2 人口一人当たりの性別歳出額(円)							
1	人件費(a)	217,272	234,574	152,067	189,227	106,138	-83,089 -43.9%
2	物件費	139,561	148,819	91,769	118,189	58,430	-59,759 -50.6%
3	維持補修費	14,211	11,949	8,006	10,610	4,791	-5,819 -54.8%
4	扶助費	43,610	35,589	35,371	37,633	29,801	-7,832 -20.8%
5	補助費等	117,585	119,927	86,556	102,834	61,284	-41,550 -40.4%
6	公債費	180,547	181,604	108,104	145,057	65,253	-79,804 -55.0%
7	積立金	47,372	41,169	27,616	36,146	17,910	-18,236 -50.5%
8	投資及び出資 金貸付金	5,991	9,114	6,570	7,021	5,660	-1,361 -19.4%
9	繰出金	60,265	65,944	43,728	53,460	28,157	-25,303 -47.3%
10	前年度繰上 充用金	0	0	0	0	0	0 0.0%
11	投資的経費	470,801	469,978	295,479	384,105	155,650	-228,455 -59.5%
	うち人 件費(b)	9,404	8,627	5,594	7,339	3,371	-3,968 -54.1%
	(1)普通建設 事業費	435,757	445,684	276,280	359,442	147,175	-212,267 -59.1%
	うち単独 事業費	211,170	215,217	159,823	186,801	89,769	-97,032 -51.9%
	(2)災害復旧 事業費	35,044	24,286	18,991	24,559	8,085	-16,474 -67.1%
(3)失業対策 事業費	0	8	209	105	390	285 271.3%	
	歳出合計	1,297,214	1,318,668	855,266	1,084,282	533,075	-551,207 -50.8%
	うち人件費 (a)+(b)	226,676	243,201	157,661	196,566	109,509	-87,057 -44.3%
	人口千人当たりの 職員数	23.04	24.83	16.40	20.19	11.56	-8.63 -42.7%

合併特別償試算	臨時的経費財政措置(普通交付税)
合併まちづくり事業債(合併した年を含め10年間)	2億円
標準事業費	57億円
起債可能額(充当率95%)	55億円
利息抜き基準財政需要額 算入分(充当率70%)	38億円
基金造成債	5年間合計・各年均等割交付
標準基金規模	9億円
基金積立上限額 (標準基金規模の1.5倍。上限40億)	14億円
起債可能額(充当率95%)	13億円
利息抜き基準財政需要額 算入分(充当率70%)	9億円
	合併補助金(国)
	合併準備交付金 1,500万円
	合併市町村交付金 2億円 (合併成立年度から3年間交付の合計額)
	特別交付税措置 (合併年度又は翌年から3ヶ年度)
	1年目 3億円
	2年目 2億円
	3年目 1億円

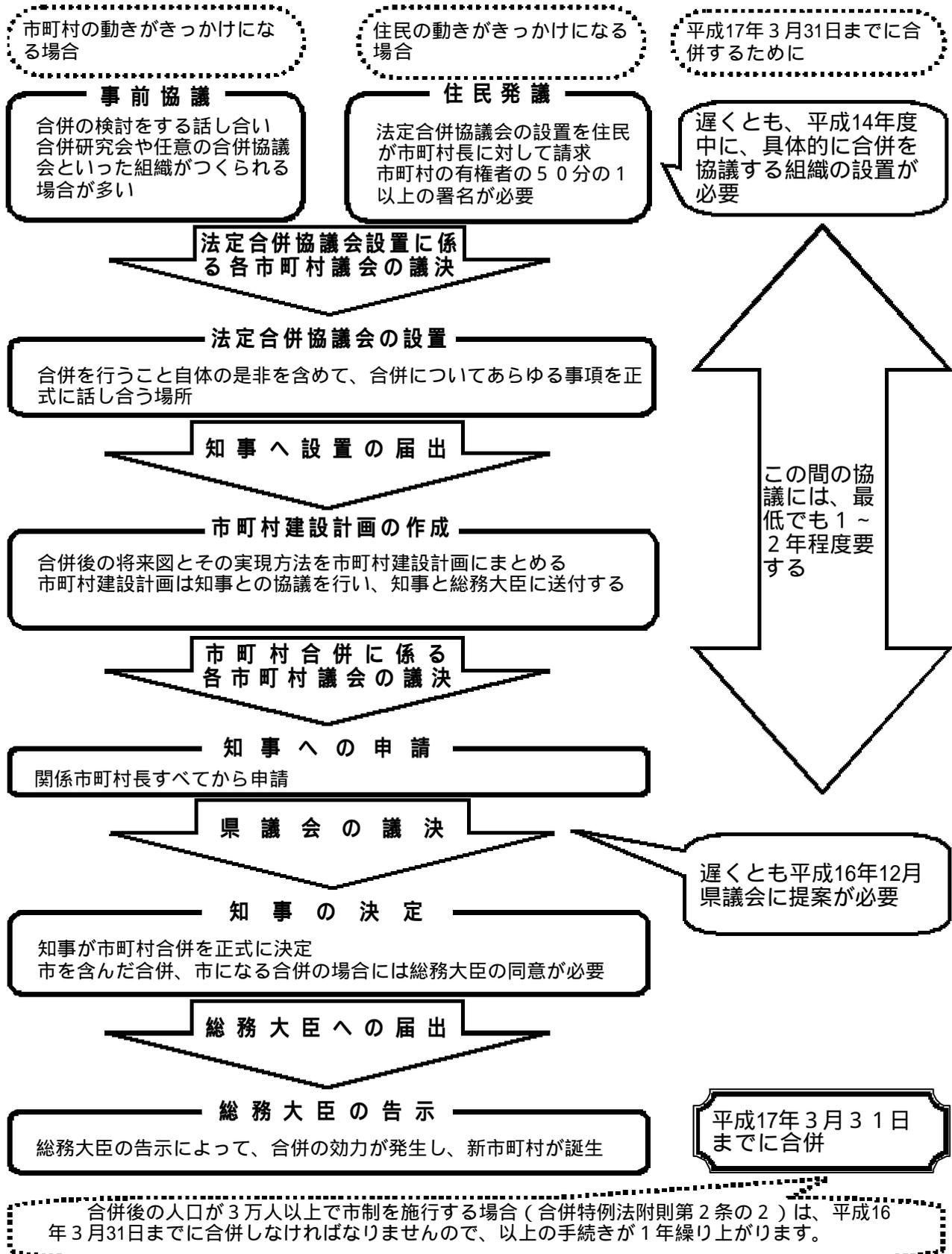
行政基盤強化型

-4)

区分	A 村	B 町	合併後の姿 (e)	類似団体 (b) 町村(-2)	比較 増減 (c)=(b)-(a)	増減 割合% (c)/(a)
人口及び面積	平成7年 国調人口 (人) 2,450	4,584	7,034	6,728		
	面積 (0.0.1) (km ²) 132	112	244	110		
1 財政の状況(1団体当たり・千円)						
財政事項	基準財政収入額	225,231	366,907	592,138	607,708	
	基準財政需要額	1,584,776	2,087,274	3,672,050	2,359,234	
	標準財政規模 (標準税収入 額等+普通交 付税)(A)	1,648,464	2,193,774	3,842,238	2,544,198	
	歳入総額	3,270,005	4,202,624	7,472,629	4,618,488	
	歳出総額	3,160,175	4,066,023	7,226,198	4,443,070	
2 人口一人当たりの性別歳出額(円)						
1	人件費(a)	217,272	159,382	179,546	126,444	-53,102 -29.6%
2	物件費	139,561	93,105	109,286	71,357	-37,929 -34.7%
3	維持補修費	14,211	7,332	9,728	5,740	-3,988 -41.0%
4	扶助費	43,610	40,252	41,422	30,678	-10,744 -25.9%
5	補助費等	117,585	83,599	95,437	71,875	-23,562 -24.7%
6	公債費	180,547	118,317	139,992	83,310	-56,682 -40.5%
7	積立金	47,372	25,392	33,048	19,687	-13,361 -40.4%
8	投資及び出資 金貸付金	5,991	7,353	6,879	7,132	253 3.7%
9	繰出金	60,265	44,154	49,766	33,223	-16,543 -33.2%
10	前年度繰上 充用金	0	0	0	0	0 0.0%
11	投資的経費	470,801	312,768	367,812	208,306	-159,506 -43.4%
	うち人 件費(b)	9,404	6,686	7,633	4,617	-3,016 -39.5%
	(1)普通建設 事業費	435,757	291,920	342,020	197,189	-144,831 -42.3%
	うち単独 事業費	211,170	152,080	172,662	119,217	-53,445 -31.0%
	(2)災害復旧 事業費	35,044	20,848	25,793	11,117	-14,676 -56.9%
(3)失業対策 事業費	0	0	0	0	0 0.0%	
	歳出合計	1,297,214	891,654	1,032,914	657,752	-375,162 -36.3%
	うち人件費 (a)+(b)	226,676	166,068	187,178	131,061	-56,117 -30.0%
	人口千人当たりの 職員数	23.04	17.03	19.12	13.50	-5.62 -29.4%

合併特別償試算	臨時的経費財政措置(普通交付税)
合併まちづくり事業債(合併した年を含め10年間)	1 億円
標準事業費 36 億円	5年間合計 各年均等割交付
起債可能額(充当率95%) 35 億円	
利息抜き基準財政需要額 算入分(充当率70%) 24 億円	合併補助金(国)
基金造成債	合併準備交付金 1,000 万円
標準基金規模 6 億円	合併市町村交付金 1 億円
基金積立上限額 (標準基金規模の1.5倍。上限40億)	(合併成立年度から3年間交付の合計額)
起債可能額(充当率95%) 9 億円	特別交付税措置 (合併年度又は翌年から3ヶ年度)
利息抜き基準財政需要額 算入分(充当率70%) 6 億円	1年目 3 億円
	2年目 2 億円
	3年目 1 億円

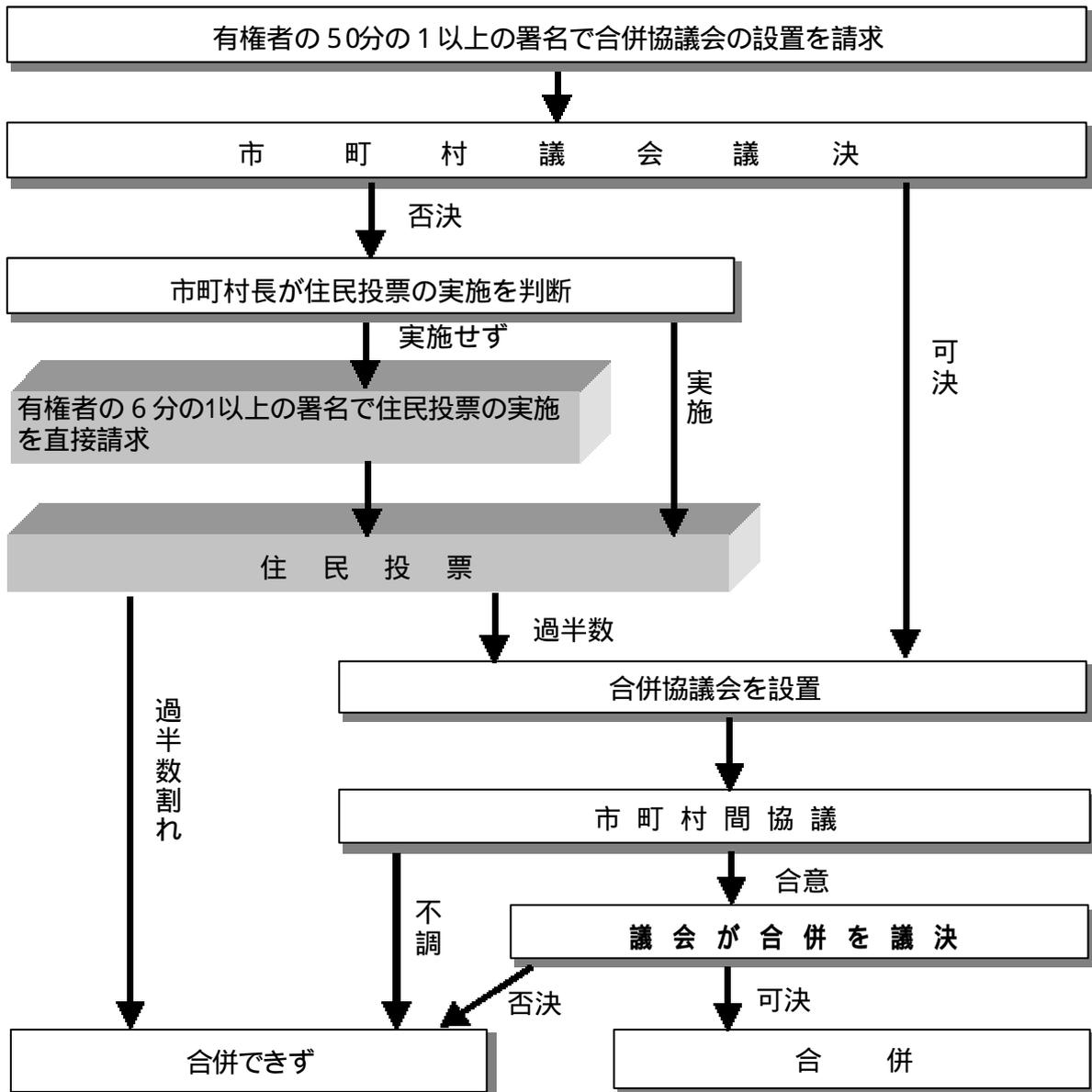
4-3-4 合併までの主な手続き



4-3-5 住民投票制度の概要

合併協議会設置に係る住民発議が行われても合併協議会に至らない場合が多いことから、自主的な市町村合併の推進という観点を踏まえ、地域住民の意向がより反映されるよう、合併特例法が改正される予定です。
改正の内容は、住民発議による合併協議会設置の議案が議会で否決された場合に、長からの請求又はそれがなかった場合に行われる住民からの直接請求により、合併協議会の設置について、住民投票を行うことができることとし、過半数の賛成があった場合には当該議案について議決を経たものとみなすこととするものです。

住民投票までの流れ



(注) 上記の内容は、第151回国会に提案される予定のものです。

(平成13年3月2日現在)